

【巻頭寄稿】二〇二二年・秋・東京／日赤雑誌	大塚義治	6
◆寄稿…日本赤十字社の新型コロナウイルス感染症に対する心理社会的支援プロジェクト丸山嘉一／矢田 結	佐藤展章／塚原二朗 喜多 徹／宮本教子	11

特集1：人道の先達

北の輝き 三上剛太郎	内山祐三	36
「武士の情け」に生きた松江豊壽——記録に見る坂東俘虜収容所長の人と功績	森 清治	47
「人道の港敦賀ムゼウム」の使命——語り継ぐポーランド孤児・ユダヤ難民救済の秘話	西川明德	58
熊本洋学校教師ジェーンズの業績——震災からの復興を待つ日赤記念館の歴史物語	黒田孔太郎	67

特集2：青少年赤十字一〇〇周年

青少年赤十字誕生から一〇〇年——平和世界の担い手を育む…その理念と足跡	井上忠男	78
未来のあなたへ、やさしさを。——創設一〇〇周年に向けた青少年赤十字の取り組み	藤枝大輔	88
青少年赤十字と守山小学校——「気づき・考え・実行する」子どもの育成をめざして	田中滋規	96
「明るい未来への近道」——益城っ子の育成と青少年赤十字	佐藤貴文	106
「思いやりの襷」を繋ぐ青少年赤十字	浦上真由美	116

◆寄稿…コロナ禍における難民の保護と支援——難民を取り巻く世界の現状	小尾尚子	124
------------------------------------	------	-----

◆寄稿…レッドクリスタル標章の成立とその後——国際赤十字におけるイスラエル・パレスチナ問題の現在地	齊藤彰彦	136
◆報告…人類の脅威「気候危機」と闘う赤十字——国際赤十字が気候・環境憲章を採択		149

特集3：コロナ禍と闘う現場から

コロナ禍の中の献血と血液事業——現場からのレポート	加藤恒生	172
赤十字病院の新型コロナウイルス感染症への対応——2020年～2021年の活動報告		185

◆BOOK紹介…日本の女性美を映した看護師と赤十字

——ハーバート・G・ポンティング著「英国人写真家の見た明治日本」		192
----------------------------------	--	-----

募集エッセイ…コロナ禍と闘う赤十字人の思い

エッセイの部		196
短文の部		212

編集後記		218
------	--	-----

二〇二一年・秋・東京〜日赤雑誌

大塚 義治

日本赤十字社社長

難敵・パンデミックとの戦い

医療スタッフへの感謝とエール

今もなお全世界を震撼^{しんかん}させているパンデミック、新型コロナウイルス感染症だが、日本赤十字社は、当初から、全社の総力を傾けてこの「難敵」と戦ってきた。

令和二(二〇二〇)年一月三十日、政府の対策本部設置に合わせ、「日本赤十字社新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げたが、実質的な活動は、月が変わった二月初旬、厚生労働省からの要請を受け、横浜港に停泊中のクルーズ船、ダイヤモンド・プリンセス号に救護班を派遣したこと

がそのスタートであった。

率直に述べると、この要請があったとき、これに応ずるべきか否か、瞬時だが、私は逡巡^{しんじゆん}した。具体的な状況が全く不明なところへ救護班を派遣して、スタッフの安全確保、すなわち感染防止が図れるかという懸念が頭をよぎったからだ。しかし、それぞれの日赤病院から、今は緊急の事態であり、そうしたリスクも敢えて乗り越えようという、た



いへん勇氣ある決意が示され、日赤病院の感染症専門医師のアドバイスを受けながら、約三週間にわたり救護班は船内で活動し、立派にその役割を果たした。

ほぼ同じ時期、中国武漢市からのチャーター便帰国者とクルーズ船下船者の一時滞在施設(埼玉県和光市)にも、日赤は医療スタッフ等を派遣している。

その後、国内における感染者は急速に拡大し、主戦場は感染者・患者の医療の確保に移ることとなる。もちろん、このステージでも、赤十字病院は重要な役割を果たすが、日を追っての感染者増加に伴い、多くの病院で、あつという間に、いわゆる「医療崩壊」がいつ起きてもおかしくないギリギリの状況に至った。

医療現場では、張り詰めた緊張感の中、昼夜を問わず懸命な対応をしてきた医療関係スタッフ。肉体的な負担のみならず、自分自身や家族への感染リスクの不安などを含めた精神的な負担がきわめて大きいことも想像に難^{かた}くない。こうした過酷な状況下で「戦い」続け、いまま最前線で奮闘する医療スタッフに、私は深い感謝の意を表し、その高い志を、赤十字の仲間として心から誇らしく思う。

本稿を準備している時点では、ワクチンの接種こそ希望者にはほぼ行きわたったものの、本格的な終息の兆しは、

まだ見えていない。したがって、医療関係者には、引き続き大きな負担を強いことになるが、コロナ禍に苦しむ人々を救うために、なお格段のご奮闘をお願いせざるを得ない。せめて、心からのエールを送り続けたいと思う。

一〇〇年に一度のパンデミックともいわれるこの新型コロナウイルスの世界的蔓延は、感染症どころか医療というレベルをもはるかに超えて、現代社会における実に様々な課題を、しかも、かなり根本的な問題をわれわれに突きつけるものとなった。いずれあらゆる角度からその総括や検証が行われることになるだろうが、たまたまその場に居合わせることとなったわれわれは、時代の目撃者として、それぞれの立場で、記憶と記録に留めることを心すべきだろうと考えている。

医師・常民と感染症

感染症への対応は、災害時の活動と同様に、日赤の重要な役割と位置づけられている。

日本赤十字社法第二十七条第一項は、「日本赤十字社は、第一条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。」とし、その第二号に「非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと」と規定

している。日赤の災害救護活動なども、法形式的には、この規定に基づいて行われていることになる。

しかしこの規定を持ち出すまでもなく、感染症と日赤の関わりは、私などが思っていた以上に深い。考えてみれば、かつての時代には、戦時や災害時の救護活動と感染症とは、むしろ切り離せないものだったということなのだろう。

例えばそれは、博愛社創立の時代にまでさかのぼる。明治十(一八七七)年五月、有栖川宮徳仁親王から博愛社の設立許可を受けた佐野常民は、ただちに西南戦争に関わる救護活動の準備に着手し、熊本軍団病院および長崎軍団病院に医員、看護手を派遣した。

この年、明治になって最初のコレラが、横浜と長崎に発生した。清国に流行していたものが米艦によって運ばれたものとされているが、そこに西南戦争が勃発、戦線でコレラが発生し、九州各地はもちろん、帰還兵がそれぞれの部隊や故郷に戻ることに伴って感染が全国に広がった。

博愛社は、長崎軍団病院で第十一副舎を担当したのだが、「第十一副舎からは一名のコレラ患者も出さず、社員、医員、看病人全員が無事であった。『博愛社第二報告』は、天が本社の忠愛心を嘉納して、助けてくれたのかと記述しているが、そのかげには、衛生への厳しい注意を申し送った佐野

の力がはたらいていたと言っても過言ではなからう」と記されている(吉川龍子著「日赤の創始者 佐野常民」。吉川弘文館・歴史文化ライブラリー・一一八)。

この年のコレラ患者は一万四千、死者八千人で、コレラの流行はそれからも絶えず繰り返された。明治時代のコレラによる死者の総数は三十七万人。これは日清・日露戦争の死者の数を上回るものであるという。

蛇足ではあるが、明治八(一八七五年)、内務省に衛生局が設けられると、公衆衛生に関する民間団体設立の機運が高まり、同十六年、大日本私立衛生会が誕生した。現在の一般財団法人日本公衆衛生協会の前身・母体である。

その初代の会頭に推戴されたのが、佐野常民であった。このときの幹事に、後藤新平や、後の日赤社長、石黒忠憲の名が見える。ちなみに、大正六年から昭和六年までの第六代会頭を、北里柴三郎が務めている。

パラリンピックの熱い戦いを観ながら

パラリンピックプロジェクト

東京二〇二〇オリンピック・パラリンピックは、新型コロナウイルス感染症の影響により一年間延期されたが、結局、コロ

ナ緊急事態宣言下で、無観客を原則に開催されるなど、異例づくめのものとなった。

しかし、そうした様々な軋轢や経緯を超えて、躍動するアスリートたちの姿は、文句なく素晴らしかった。もともととスポーツ観戦が大好きな私は、オリ・パラ期間中は、時間があればテレビの前に居座って、画面の中のアスリートたちの熱戦に視線と心を奪われていた。

特に、パラリンピックの選手たちの気迫、逞しき、そして圧倒的な笑顔には、心を揺さぶられ続けた。

陸上競技では、例えば短距離走、あるいは走り幅跳びなどで、機能、デザインともに優れた義足が選手たちの活躍を支えているのを、これも感動とともにみていたが、義足といえば、日赤の千葉県支部には、日赤で唯一の義肢製作所がある。といっても、むしろスポーツ用のものではない。日常生活のための義足や義手を製作している。

この施設は、先の大戦後、戦地で手や足を失った、いわゆる傷痍軍人の社会復帰を支援することを目的として設けられたものだが、その後は、障がい者を対象とする社会福祉事業として活動を続けてきている。

その歴史の中でも、特記しておくべきだろうと思われる活動がある。一九九六年に始まるカンボジアの「バツタン

バン義肢プロジェクト」である。

一九七〇年に始まり長年続いたカンボジア内戦も、一九九一年の和平合意によって戦火は収まったが、その傷跡は深く、中でも広い地域にわたって残された当時一千万個ともいわれる対人地雷が、毎年多くの悲惨な犠牲者を生んでいた。

その救援と社会復帰を進めるため、赤十字国際委員会・ICRCが、カンボジア第二の都市・バツタンバンの義肢装具センターに対する全面支援を開始。一九九六年には、日赤がその事業の委託を受ける前提で、千葉県支部の義肢装具士二人を同地に派遣した。やがて正式に受託するが、二〇〇二年にはICRCに運営を返上、後にICRCからカンボジア政府に返還される。日赤は、この事業に対し、二〇一九年まで資金援助を継続している。

日赤のこれまでの海外支援事業の中でも、特色のあるものの一つとして記憶されてよいのではないだろうか。

それは右足か左足か

かなり前のことだが、私も、この千葉県支部義肢製作所を訪れたことがある。名誉副総裁のご視察に随行してのことだったが、私の心の内を正直に明かせば、遠路をお運び

願った名誉副総裁に、小規模で地味で質素なこの施設をご覧いただいで、どのような説明をするつもりか、少々不安であった。だが、その懸念は、見事な肩透かしを食うことになるのである。

その日、義肢製作所に到着すると、二十人ほどの小学生が見学に来ており、ボランティアだという女性の講師もスタンバイしていた。

講師は早速、パネルを使って説明を始める。義足や義手の種類、それを必要とする人々のこと、一人ひとりの状態に合わせて補装具が作られる工程……。コンパクトで分かりやすい説明に、私はとても感心した。

説明を終えると、彼女が生徒たちへこう投げかけた。

「実はね、私も義足をつけているんです。さて、それは右足か左足か、当ててみてください」

そう言いながら、生徒たちの前を右から左に、左から右にと何度か歩いて見せた。まったく自然な歩き方で、しかも足元まである丈の長いスカートだから、外からでは、まるで分からない。

それでも彼女に促されて、生徒たちがそれぞれに「右」とか「左」とか答えた。彼女は微笑みながら言う。

「正解は、両方、です」

生徒たちの間に、驚きの声が上がった。彼女は続ける。

「私は、交通事故で両足の膝から下を失いました。ほんとうに絶望の日々を過ごしました。でも、私にぴったりの義足を作ってもらって、このように、以前と同じように歩けるようになりました」

生徒たちの間から、今度は感動のこもった声が漏れる。しかし、彼女はさらに続ける。

「でも、少し苦手なこともあります。一つは、坂道をまっすぐに上ること。もう一つは、砂利道とか石ころや小さな障害物が散らばっているような道。もし皆さんが、そんな場所ですら行く人に行き会ったら、ちよつとだけ手を貸してあげてくださいね。そうすれば、私たちはとても楽に歩けるのです」

大きく頷く生徒たち。感受性豊かな子どもたちは、この日、たいへん素晴らしい勉強をしたことと思う。

テレビでパラリンピックの熱戦を観ながらあの日を出していた私は、彼女の講義も金メダル級だ、と独りでつぶやいていた。

寄稿

日本赤十字社の新型コロナウイルス感染症に対する心理社会的支援プロジェクト

丸山嘉一

日本赤十字社 災害医療統括監
日本赤十字社医療センター国内・国際医療救援部
日本赤十字看護大学災害救護研究所

I はじめに

丸山嘉一

(1)なぜ心理社会的支援が必要と考えたか？

二〇一四年西アフリカでのエボラウイルス病流行時に、不安・差別が感染流行地域に広がり、社会の分断につながるような状況を経験した。医療者等に向けて激しい差別と攻撃が起こり、感染症の封じ込めが遅れてしまった。国際赤十字はエボラウイルス病やSARS、MERSなどに対応してきた経験から、感染症流行には個人・身体への影響だけでなく、地域社会に広がる心理社会的影響が大きな問題であることを啓発し、警鐘を鳴らしてきた。

日本は、近年感染症に対してこれほどまで「当事者」に



矢田 結／佐藤展章

日本赤十字社 事業局国際部

塚原二朗／喜多 徹

日本赤十字社 広報室

宮本教子

日本赤十字社医療センター国際医療救援部

なつたことはなく、未知なるものを恐れる心理が生み出す不安の集団伝播や、差別・偏見によって生まれる社会の分断を幸いにも経験することはなかった。実際、二〇二〇年二月新型コロナウイルス感染症が国内で話題になり始めた頃には、世間では手洗いやマスクの着用など感染予防について繰り返し呼びかけがなされていたが、「こころの感染」である不安と差別についてはほとんど警鐘が鳴らされていなかった。

日本赤十字社(以下、「日赤」という)は二〇二〇年一月三日に「日本赤十字社新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、いち早く全社的対応(医療・血液・社会福祉施設などを開始、二月にはダイヤモンド・プリンセス号に救護班を派遣していた。救護班として派遣されたメンバー自身が感染症に対する不安を感じる一方、医療者やその家族が周囲から差別的な扱いを受けるなど、流行初期のころから感染症がもたらす社会問題に直面していた。

海外の先例に基づいて、日本にその教訓を適用しようとする場合、特に精神面や行動面において、「日本は外国とは違うから、日本人は外国人とは違うから」といった特殊な正常性バイアスがかかることがある。しかし、東日本大震災の原発災害に関わった支援者や避難者に対する科学的根

拠のない差別があった事実を知る日赤の国内災害の専門家にとつては、感染初期に発生していた様々な「さざなみ」は新たな未知の感染症で同様の差別が国内で起こることを予見するに足るものであった。

こうした状況を鑑み、日赤では感染症がもたらす心理・社会的側面も含めた「健康」への影響を様々な階層の人々に知ってもらう活動に取り組むことになった。

(2)対象をどう捉えたか？

感染症による心理・社会的影響は、「感染」という医学的リスクと同様にウイルスとの距離や個人・コミュニティによつて異なる。したがつて我々は、それぞれの立場、環境からさらされるリスクを分析し、保健・医療関係者とその周辺と一般に分けて個人・コミュニティに対する予防法・対処法について啓発を行ってきた。

- ・保健・医療関係者とその周辺(個人)向け
- ・「新型コロナウイルス(COVID-19)のアウトブレイク下における支援スタッフ・ボランティア・コミュニティのための精神保健・心理社会的支援について」
- ・「隔離や自宅待機により行動が制限されている方々へ」
- ・保健・医療関係者とその周辺(コミュニティ)向け

- ・「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガイド」
- ・「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガイド Vol.2 ―経験知の共有―」
- ・「Rapid hospital readiness checklist (A module from the suite of health service capacity assessments in the context of the COVID-19 pandemic)」WHO
- ・邦題：「COVID-19 対応迅速チェックリスト 病院／介護福祉施設用保健医療サービス能力評価」
- ・一般(個人)向け
 - ・「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！〜負のスパイラルを断ち切るために〜」(以下、「3つの顔」という)
 - ・「ウイルスの次やってくるもの」
 - ・一般(コミュニティ)向け
 - ・「高齢者や基礎疾患のある方とご家族の方へ」
 - ・「隔離や自宅待機されている方の周りにいるあなたへ」
- ・(3)どのようなチームで取り組んだか？

日赤は組織としてこの課題に取り組むべく、新型コロナウイルス感染症対策本部内に「精神保健・心理社会的支援(MHPPSS)対応チーム」を作った。

チームの構成員には、プロジェクトの対象、内容が広範囲に及ぶため、多職種に亘る人材を集める必要があった。以下のように、国際・国内、社会・医療、心理社会的支援・災害救護・感染症対応、教育・広報などの分野に関して本社・病院から組織横断的にメンバーを召集した。

日本赤十字社本社	事業局長	堀 乙彦
	救護・福祉部	武口真里花
	救護・福祉部	山内 友和
	国際部	佐藤 展章
	国際部	矢田 結
	広報室	塚原 二郎
	医療事業推進本部	伊富貴初美
	災害医療統括監	丸山 嘉一
諏訪赤十字病院	臨床心理士	森光 玲雄
伊勢赤十字病院	臨床心理士	中井 菜里
日本赤十字社医療センター	臨床心理士	秋山 恵子
	臨床心理士	関 真由美
	国際医療救護部	宮本 教子

II 新型コロナウイルス感染症に対するMHPSSガイド作成の軌跡

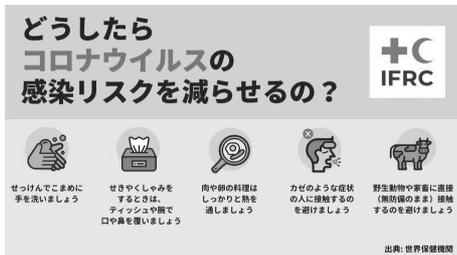
矢田 結/佐藤展章

(1)「3つの顔」作成前夜 世界では何が起こっていたのか
二〇一九年末中国武漢で発生した「2019 nCoV」(後に、COVID-19という名前に改訂される)に対し、国際赤十字・赤新月社連盟(以下、「連盟」という)は二〇二〇年一月中旬以降、各国赤十字・赤新月社と共同でこの未知のウイルスに対する対応を開始した。

この頃から連盟は、過去のエボラウイルス病やSARS等に対応した経験から、赤十字として「感染症」に対応する際の重要な活動として、早くから「CEA: Community Engagement and Accountability(コミュニティへの関与と説明責任)」に着手した。CEAとは、人々に届く方法(メディア)で正確な情報を伝え、そのことで人々の行動変容を促す、という一連のプロセスのことを言う。連盟は感染予防のためのCEAとして、二〇二〇年一月二四日、SNSで新型コロナウイルス感染症予防のインフォグラフィックを初投稿し、多くの人に感染を予防するための行動を広めた。このインフォグラフィックは各社で自国の言語に翻訳することが可



(左) 連盟が作成した感染予防のためのインフォグラフィック
(右) 日赤が翻訳したインフォグラフィック



能であったため、日赤も同日に日本語版を投稿し、早くから未知のウイルスに対して警鐘を鳴らした。

時を同じくして、連盟は過去の経験から感染症流行時の「MHPSS: Mental Health and Psychosocial Support(精神保健・心理社会的支援)」の重要性も強調し、二〇二〇年二月三日には連盟心理社会的支援リファレンスセンター(以下、「連盟PSSセンター」という)より「Mental Health and Psychosocial Support for Staff, Volunteers and Communities in an Outbreak of Novel Coronavirus」が、中国紅十字会香港支部(以下、「香港赤」という)より「Psychological Coping」のリーフレットデータが共有された。感染症流行時に人々が抱える不安や恐れなどの一般的な反応や、隔離時のストレス等に対する対応、感染症流行時におけるMHPSSの重要性について説明されている。

(2)「3つの顔」作成前夜 日本赤十字社内での動き

日赤は厚生労働省からの依頼により、主にクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の医療活動を支援するため、赤十字救護班や日本DMAT(国の災害派遣医療チーム)として医療スタッフを派遣した(累計:二八の赤十字病院から延べ一四二名)。

乗客乗員の大部分を外国籍の方が占めること、また、救護班及び二月二日よりクルーズ船入りしたDPAT(災害派遣精神医療チーム)の評価から、海外で家族と離れ離れの不安な状態で過ごしている人々が多く、MHPSSのニーズがあることが判明したため、赤十字救護班としては、海外派遣の活動経験があり、「こころのケア指導者」の資格を持つスタッフを中心に派遣することとした。

特に船内でのMHPSSに関する高い支援ニーズに対しては、主導しているDPATと協力しながら必要な支援を届けることにした。二月一七日には、厚生労働省が船内の乗客・乗員に配布したiPhoneのLINEアプリに、香港赤が作成した「Psychological Coping(感染症流行期にこころの健康を保つために―隔離中の方へのリーフレット)」の英語版・中国語版・日本語版をデータ配付することができた。この結果、約二〇〇〇名の乗客に赤十字のMHPSSメッセージを届けることができた。

また、日赤は、上記連盟の作成したガイド「Mental Health and Psychosocial Support for Staff, Volunteers and Communities in an Outbreak of Novel Coronavirus」の和訳「新型コロナウイルス(CoV)のアウトブレイク下における支援スタッフ・ボ



新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対応する職員のためのサポートガイド

ランティア・コミュニティのための精神保健・心理社会的支援について」³を二月二日に完成させ、二月二日よりクルーズ船内に入る救護班、隔離施設で活動する日赤職員に配付した。

二月二六日、連盟、WHO、UNICEFが共同で「*Sigma associated with COVID-19*」⁴というガイドラインを発表。先の経験をもとに感染症に起因するステイグマ(差別・偏見)について警鐘を鳴らしたガイドであり、この考え方は日赤が作成するガイドにも大きく影響を与えることとなった。

(3)「顔」などMHPSSガイドの作成

日本では近年感染症の当事者となるような経験はなかったが、赤十字としての過去の経験(エボラウイルス病等)に加え、日赤が二月から取り組んでいたクルーズ船の経験から、感染流行時にはMHPSSが重要な優先事項であることが改めて確認された。当時すでに多くの日赤職員がクルーズ船や隔離施設、受け入れ病院等といった最前線で活動していたことから、まずはそのような日赤職員とその同僚、家族に対してMHPSSを伝えることが喫緊の課題であると判断し、日赤社内に「精神保健・心理社会的支援(MHPSS)対応チーム」を発足させ⁵、医療施設を中心とした各施設に

MHPSSの重要性について周知する資料を作成することとなった。

MHPSSに関する情報発信に関しては、感染症が人々の不安や恐れ、それが社会的に伝播する流れを以下の通り「*三つの感染症*」として整理することをチームで確認し、その内容を作成する資料に盛り込むこととした。

- 第一の感染症…病気や疾病そのもの
- 第二の感染症…感染症がもたらす心理的影響(不安や恐れ)
- 第三の感染症…不安や恐れが伝播して生まれる社会的偏見や分断

①新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガイド

二〇二〇年三月二日から三月四日の三日間で、チームは「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガイド」⁶を作成した。先の「第一」「第二」「第三」の三つの感染症と、特に最前線で活動する職員が安心して新型コロナウイルス感染症対応に取り組めるよう、個人だけではなくチーム、組織全体として新型コロナウイルス感染症に対応するための体制を構築することの必要性を説いた。

このガイドは二〇二〇年三月一〇日に全国の赤十字施設

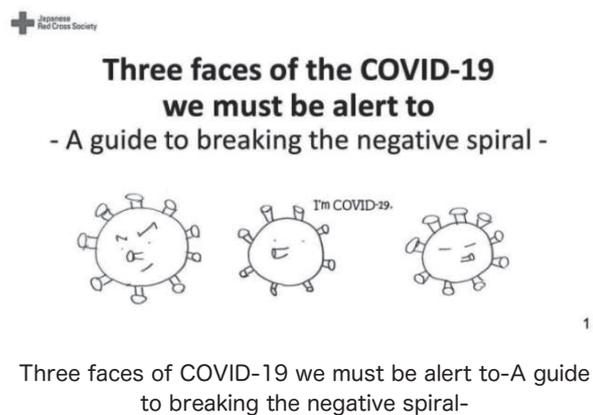
に配布され、加えて全国赤十字臨床心理技術者の会や日本看護協会等のネットワークでも広く周知され、感染症に対応した職員からの相談等に活用されるとともに、組織的サポート体制構築の一助となった。

②新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！負のスパイラルを断ち切るために

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大している中、当初から病気そのものの予防は繰り返し呼びかけられていたものの、このような未知の感染症に起こりがちな「*この感染*」である不安と差別について警鐘が鳴らされたガイドは開発されていなかった。しかし、各地で感染者や感染対応者に対する差別や不当な扱い等の問題が多く報告されていたことから、この「*三つの感染症*」の考え方について日赤として広く一般に対しても伝えていくことが急務となり、新たに「*一般の人々に向けたガイド*」を作成するべく、チームが編成された。

二〇二〇年三月一八日から二二日の四日間、チームは一般向けガイド「*新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！負のスパイラルを断ち切るために*」⁷を作成し、三月二六日に日赤WEBサイトで公開した。

③シリーズ「感染症流行期にこころの健康を保つために」
 香港赤が二〇二〇年二月に作成した「Psychological Coping」等のリーフレットを日本語訳した、「隔離や自宅待機により行動が制限されている方々へ」「高齢者や基礎疾患のある方・ご家族の方へ」に加えて、「日赤独自で「隔離や自宅待機されている方の周り」にいるあなたへ」を作成し、「感染症



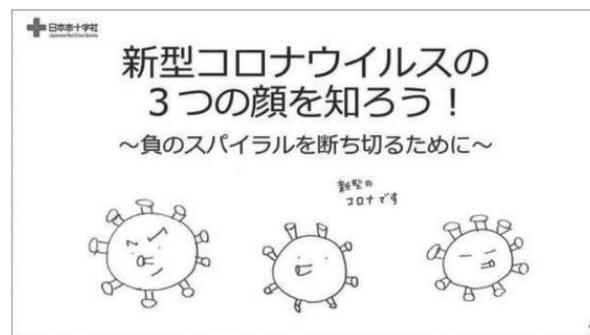
Three faces of COVID-19 we must be alert to-A guide to breaking the negative spiral-

流行期にこころの健康を保つために」シリーズ¹⁰として日赤WEBサイト上で公開した。



(左)「隔離や自宅待機により行動が制限されている方々へ」
 (中)「隔離や自宅待機されている方の周り」にいるあなたへ」
 (右)「高齢者や基礎疾患のある方・ご家族の方へ」

専門職向けではない、一般向けガイドの作成にあたっては同チームの中でも短期間で多くの推敲が重ねられた。一般の人に受け入れられやすい平易な構成や見せ方、意図せず誰かを傷つけてしまうことのないように表現を厳選、また、「二つの感染症」の要素をそれぞれ関連させ、この連鎖が病気を拡大再生産させてしまうという仕掛け(負のスパイ



新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!
 ~負のスパイラルを断ち切るために~

ラル」と表現を初めて作り、人々のイメージに残りやすくした。また、それを断ち切るために、自分自身に対してPFA(サイコロジカル・ファーストエイド)(コラム参照)を応用することの大切さを説いた。

四月一六日には英語版「Three faces of COVID-19 we must be alert to-A guide to breaking the negative spiral」⁸も作成し、連盟を通じて各国赤十字・赤新月社や国際機関にも共有された。現在までに、アラビア語、ビルマ語、ベンガル語に翻訳された他、英語版を用いて連盟の会議やWHOが主催する差別・偏見にかかるウェビナー、ユース向けのディスカッション等でも取り上げられた。

また、同日には青少年向けとして、「3つの顔」のふりがな付きガイド及びワークシートを公開。青少年一人一人が自分たちができることは何なのかを考えさせるワークシートを作成し、学校教育の現場で広く活用された。後に、文部科学省が発出したプロジェクト「新型コロナウイルス差別・偏見をなくそうプロジェクト」内で、本ガイドが引用参考文献として活用されることとなった。

④啓発絵本アニメーション「ウイルスの次にやってくるもの」
一般向けガイドの内容は、感染が拡大する過程で、多くの人が初めて向き合う事態を取り上げていたため、これを広く拡散する方法が検討され、日赤は絵本アニメーションの作成に踏み切った。日本赤十字社広報室よりクリエイターにその意向が伝えられ、二〇二〇年三月二六日、クリエイターから基本構成案が示され、一般向けガイドの制作チー



「ウイルスの次にやってくるもの」 動画一部

ムと詳細な協議が行われた。動画は四月二一日にYouTube上に公開され、後述のとおり、当初一か月間の再生回数は二〇二万回再生を超えた。四月二四日のNHKニュース「おはよう日本」では、冒頭の数分間をこの動画の紹介に充てるなど、社会的反響は大きかった。

⑤国際的な知見の国内共有と成果物の海外からの評価

これらガイドやリーフレットは、今までの赤十字の国際的な感染症に対する経験、他国赤十字社からの情報といった国際の知見が、国内における活動に効果的に活用された例となった。

また、これらは感染症がもたらす心理的・社会的影響に注目して作成されたものであったが、MHPSの側面だけでなく、前述したCEA（人々に正しい情報を伝え、人々の行動変容につなげる）の観点からも非常に意義深いということから、日本国内はもとより国際赤十字の中でも高い評価を受けた。

⑥医療施設向け…対応や経験の蓄積と周知

二〇二〇年九月には、三月に発出した「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガ

イド」の第二弾として、新型コロナウイルス感染症に対応した病院の経験知を共有するため、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガイドVol.2」を作成、公表した。既に対処した病院の工夫を共有し備えとすることが目的である。また、Rapid hospital readiness checklist (A module from the suite of health service capacity assessments in the context of the COVID-19 pandemic) WHO(二〇二〇年一月二五日作成)の翻訳(邦題:「COVID-19 対応迅速チェックリスト病院/介護福祉施設用保健医療サービス能力評価」)¹²も実施した。

Ⅲ 「3つの顔」はどう受け止められ

たのか——新型コロナウイルス感染症感染初期
及び拡大期における日赤広報対応について

塚原 二郎／喜多 徹

(1) 慎重な情報開示から積極的広報へ

新型コロナウイルスに対する広報対応は、記録上、二〇二〇年二月三日に開催された第一回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において「本件に係るメディア対応については、本社広報室が各病院との調整を行ったうえで、一元的に対応すること」が広報対応の基本方針として承認さ

れたことから始まっている。その後、二〇二〇年二月一三日に各支部、施設長に対し発出された広報第十一号において、新型コロナウイルスに関するメディア対応は本社広報室による一元対応とすることに加え、ダイヤモンド・プリンス号に派遣した職員及び病院を誹謗中傷から守ることを目的とし、新型コロナウイルス感染症に関する積極的な情報発信は控えることが通知された。さらに、二〇二〇年二月一四日に開催された第二回対策本部会議においては、職員への感染が判明した場合には、本社および各病院のホームページで事実のみ公開することなどの情報公開方針が承認された。

このように、新型コロナウイルス感染症の初期段階においては、慎重に世論の趨勢を見定めながらメディア対応を進めていたが、ダイヤモンド・プリンセス号船内での活動が収束してからも医療機関への診療控えや誹謗中傷などの問題は激しさを増していった。この状況に対し、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている各病院長などから、医療事業推進本部に対し現状を積極的に公開すべきとの意見が寄せられていた。それに加えて、一般向けの新型コロナウイルス対応ガイドとして「3つの顔」が三月二六日に公開されたことなどを受け、二〇二〇年四月九日付広報

七月から八月の第二波においては、熊本県を中心に発生したコロナ禍で初となる自然災害「令和二年七月豪雨災害」関連報道のほか、長期休暇に関連する「いじめ」問題と関連した「3つの顔」に関する報道などが多く見られた。

その他のPRコンテンツとしては、四月二十八日に日赤とユニバーサルミュージックが合同で実施した「#最前線にエールを何度でも」プロジェクトや、NHK及びジャーナリスト事務所と協働した「Smile Up! Project」。〜続けよう、僕らにできることを。〜のほか、五月二〇日に行われた「『進講』」についても報道がなされていた。

また、「3つの顔」についても、NHKスペシャル(四月一八日)に諏訪赤十字病院の森光臨床心理士が生出演したほか、読売、毎日、産経の各紙に取り上げられるなど、テレビ、新聞、WEBの各媒体において大きな反響をもって迎えられることとなった。

さらに「3つの顔」のコンセプトをコンテンツ化することで、直感的に主旨を理解、拡散させやすくすることを目的として広報室が作成した絵本アニメーション「ウイルスの次にやってくるもの」が四月二二日に公開。そのわずか二日後の五月一八日には早くも動画再生回数二百万回を突破するなど驚異的な拡散を続けた。

また、「3つの顔」についても、NHKスペシャル(四月

一八日)に諏訪赤十字病院の森光臨床心理士が生出演したほか、読売、毎日、産経の各紙に取り上げられるなど、テレビ、新聞、WEBの各媒体において大きな反響をもって迎えられることとなった。

また、「3つの顔」についても、NHKスペシャル(四月一八日)に諏訪赤十字病院の森光臨床心理士が生出演したほか、読売、毎日、産経の各紙に取り上げられるなど、テレビ、新聞、WEBの各媒体において大きな反響をもって迎えられることとなった。

また、「3つの顔」についても、NHKスペシャル(四月一八日)に諏訪赤十字病院の森光臨床心理士が生出演したほか、読売、毎日、産経の各紙に取り上げられるなど、テレビ、新聞、WEBの各媒体において大きな反響をもって迎えられることとなった。

第三七号により、従前の消極的開示から積極的な情報発信へと舵を切ることを全国の支部・施設に対し通知することとなった。

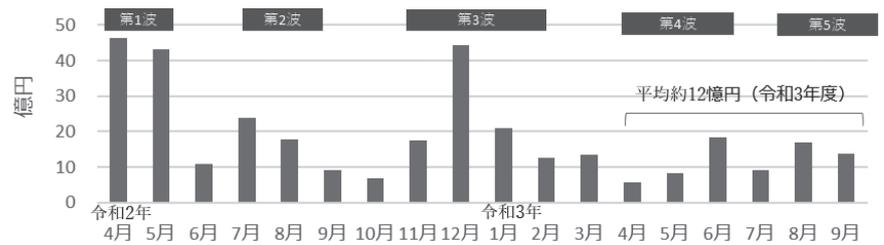
(2)日赤のコロナ広報効果の検証

積極広報に切り替えた以降の広報効果について「広告費換算値」(当該露出を仮に広告出稿した場合に必要な費用に換算することで広報効果を推定するための指標)の推移を調査することで検証を試みた。その結果、表1のとおり二〇二〇年四月、五月及び一二月に四〇億円以上を超える結果となっている。二〇二〇年度の四〜九月の平均が約一二億であることから、この数字がいかに大きな効果を表したものであるかが理解できる。

感染の波と広告費換算値を比較すると、第一波から第三波までは同様の波形を描いており、世間の関心と赤十字の露出量がある程度シンクロしていたことが見て取れる。

個別に見ていくと、四月から五月の第一波においては、NHK「クローズアップ現代+」(四月一四日放送)における日赤医療センターでの救命救急現場の状況など、当時はあまりオープンになっていなかった医療現場の実情について多く報道されている。

表1 広告費換算値推移 (2020年4月から2021年9月)



また、NHKが主催した「みんなでエール」企画において日赤医療センターの医師とジャーナリスト事務所の中島健人さんが対談するなど、医療現場の現状に関する医師などへの取材ニーズは依然高い状況が継続していた。

年末・年始にかけての第三波においては、地方で深刻化した病院でのクラスターに関連して北海道旭川赤十字病院への取材が多く報道されたほか、日赤医療センター出雲医師が「指定感染症の見直し」について言及した一二月一七日のテレビ朝日「報道ステーション」が高い広告費換算値を示した。

その他、天皇后両陛下の初のオンライン行幸啓となった日赤医療センターほか各病院をつないでの「リモート行幸啓」の模様や、NHK紅白歌合戦と連動した「みんなでエール」関連の露出が見られた。

コロナ報道が二年目に入った第四波、第五波においては、日赤を始めとする一部の病院の報道事例を参考として、以前は取材を受けていなかった病院なども院内取材を積極的に受けるようになったことによりコロナ報道に占める赤字の影響力が相対的に低下。徐々にストレートニュースへの露出は減少していった。しかし、第五波後半となる九月から一〇月にかけてNHKと協働で実施した「新型コロナ

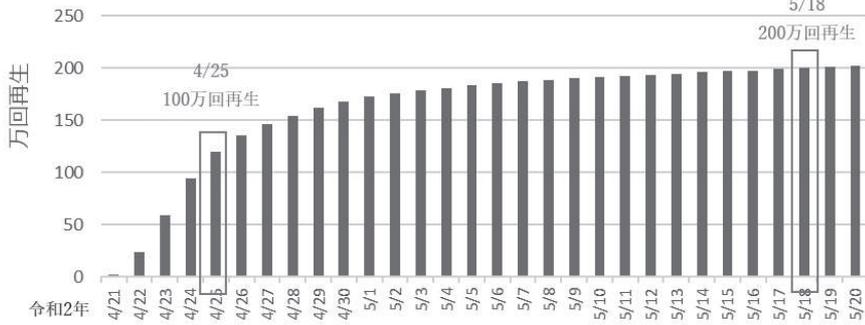
命を守る行動を」と題した四本立てのアドボカシー動画(各二分)については連日リピート放送されたことで高い広告費換算値を示した。

(3)「3つの顔」が社会に与えた影響とは——広報効果の検証——

新型コロナウイルス感染症に関する情報発信は大きく①ICUや救命救急などの医療の現場を直接取材させるストレート情報と、②日赤オリジナルコンテンツである「3つの顔」関連コンテンツを中心に行われた(対極に位置する広報活動として院内感染等が発生した場合の「危機管理広報」があるが本稿での説明は割愛する)。

特に、「3つの顔」コンテンツが社会に与えた影響は大きく、テレビ、新聞などのマスメディアだけではなく、学校や行政、国際機関などでも取り上げられるなど幅広い支持をうけ、瞬く間に世界に拡散していった。そこで、パワーポイント資料である「3つの顔を知ろう」ガイドと、絵本アニメーション「ウイルスの次にやってくるもの」の二つのコンテンツについてメディア露出件数及び広告費換算値などの指標からその効果を検証した。

表2 「ウイルスの次にやってくるもの」再生回数推移



※ 2021年9月5日に250万回再生を記録

①「ウイルスの次にやってくるもの」制作過程

「ウイルスの次にやってくるもの」を制作した(株)電通への最初のオリエンテーションは二〇二〇年三月一九日に実施。その四日後となる二三日には早くも「新型コロナウイルス感染症対策コンテンツ企画書」が広報室に提出されており、三月二六日には制作の中心的役割を担っていた喜多広報室長ほか広報室職員及び広報業務を委託している(株)電通の制作スタッフ並びに丸山災害医療統括官、国際部国際救護課佐藤課長、救護・福祉部武口参事を始めとした「一般向けガイド作成チーム」による関係者打合せを開催。その僅か六日後となる四月一日には前回のメンバーに諏訪赤十字病院森光臨床心理士がリモートで参加する形式で、第二回関係者打合せを開催。シナリオ案のほかVコン(簡易的に作成した動画)などの具体的資料を基に細部に渡る協議が行われた。

その後は、イラスト作成、アニメーション動画制作・編集が急ピッチで進められ、四月二一日に日赤公式YouTubeに公開された。

公開から五日目には百万回再生を突破し、公開一か月後となる五月二〇日の再生回数は二百三万四千回に達した(表2)。

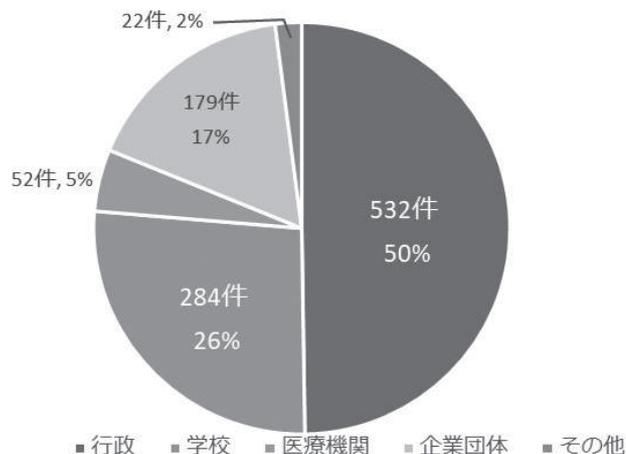
また、本動画は、高い社会性とその先見性が評価され、令和三年一〇月二〇日に発表された二〇二一年グッドデザイン賞を受賞することとなったが、これは、基本コンセプトである「3つの顔」という視点が優れていたことに加え、パワーポイント資料ではなしえなかった、「わかりやすさ」を、ぬくもりのあるイラストと適度な尺の動画という手法を用いることで実現したことが評価されたものであり、まさにクリエイティブの力によりブレイクスルーを起こすことに成功した典型的な例だといえる。

その点において、本動画を制作した電通の並河進ディレクター及びイラストレーターの本田亮氏の功績は実に大きいといえる。

②「3つの顔」と「ウイルスの次にやってくるもの」の広告効果
二〇二〇年度における「3つの顔」及び「ウイルスの次にやってくるもの」に関連する広告費換算値の推移について表3のとおりグラフ化したところ、やはり「ウイルスの次にやってくるもの」が爆発的に拡散した四月から五月にその多くが集中していることが見て取れた。

また、「リンク申請」または「動画使用申請」という形でも「3つの顔」及び「ウイルスの次にやってくるもの」関連コンテンツは拡散を続けており(表4)、二〇一九年の平均が月

表5 2020年度リンク/データ利用申請者内訳



含まれていない。「3つの顔」は、WHOによる健康の有名な定義である「健康とは、①肉体的、②精神的及び③社会的に完全に良好な状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」の①②③それぞれに呼応しているなど、あくまで保健・健康の概念に基づいて作成されたものであり、人権教育との共通性・親和性について検証のないまま活用されていったことについては、戸惑いが残る結果となった。

その他、大学の入試問題に使用された例や、教育委員会、文部科学省、国連など想像を大きく超えた範囲に拡大しており、「3つの顔」コンテンツは、「概念」として世の中に拡散浸透していったといっても過言ではない。

また、一部の支部においては当該コンテンツをベースとした青少年教育を行うなど、支部事業の一環として取り組まれており、今後も各事業への浸透・拡大が見込まれている。

以上のように、当初パワーポイント資料として公開された「3つの顔」は、その後の「ウイルスの次にやってくるもの」での拡散を受けさらに認知を拡大。最終的には、二〇二〇年度の広告費換算値だけで約十三億五千七百万円の広報効果をもたらしただけでなく、データ利用申請等による行政や教育現場での二次使用など副次的な成果ももたらしており、新型コロナウイルスによる社会分断の抑止力として

表3 2020年度「3つの顔」関連露出広告換算値

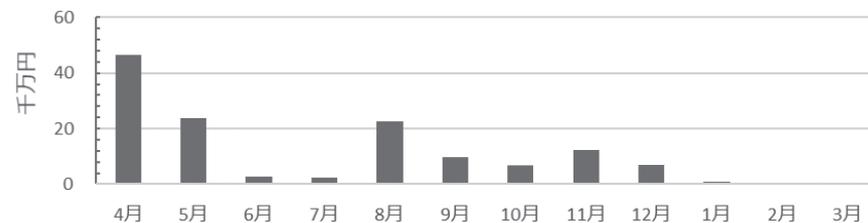
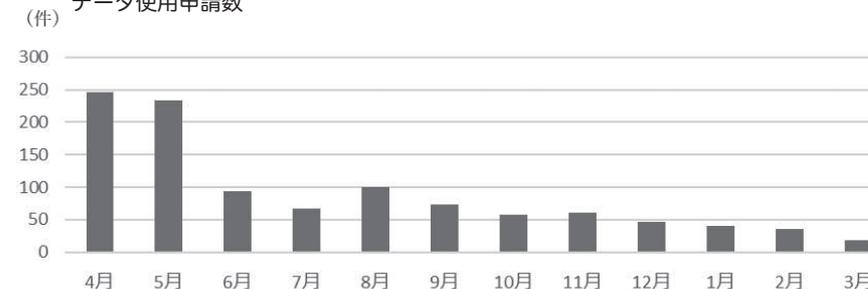


表4 2020年度「3つの顔」及び「ウイルスの次にやってくるもの」に対するリンク/データ使用申請数



／十二件であるのに対し、二〇二〇年度は月／八十九件と約七・五倍の申請数となっている。

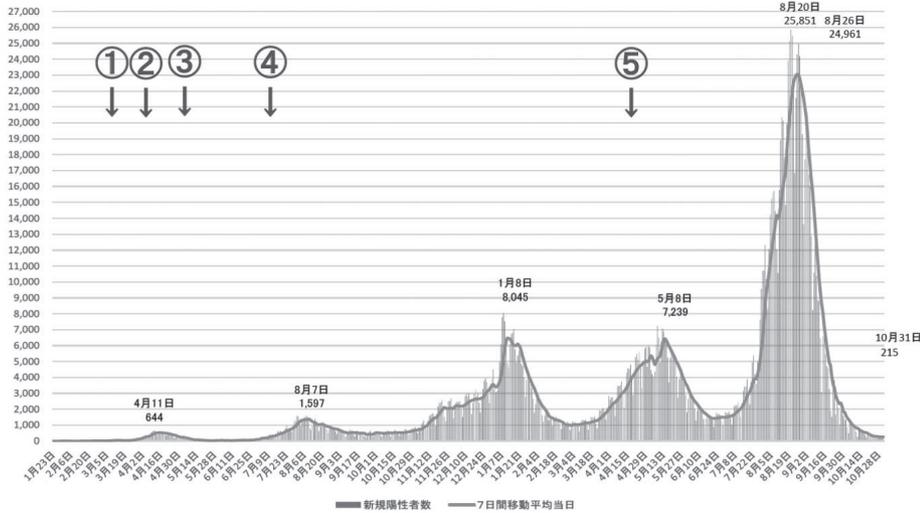
特に四月から五月の二か月間だけで四百七十九件の申請が殺到していることから当該コンテンツが短期間に爆発的に拡散したことが証明されている。

リンク/データ利用申請を申請者区分で見ると約半数が行政、約四分の一が学校となっている(表5)。行政からは特に「人権課」といった「差別」問題に取り組んでいる部署から申請が多く上がってきており、「3つの顔」コンテンツが保健衛生分野から社会問題へと拡散していったことが見て取れる。

また、学校からの申請には「差別」に加え「いじめ」問題に関連した使用申請も多く含まれており、感染症の問題が教育、社会課題にまで発展していくという本企画の着目点の正しさを証明することとなった。

しかしながら、「人権」「いじめ」の側から差別撤廃を取り扱ってきた団体からの使用申請が増えるにつれて、MHP S Sチームにおいて戸惑いが生じたこともあった。この一般向けガイドは「ウイルス感染症の拡大防止」を目的に構成されており、それ以外の従来からの社会的差別や偏見を踏まえて作成されたものではなく、そのような専門的知見も

報告日別新規陽性者数



※1 都道府県から数日分まとめて国に報告された場合には、本来の報告日別に遡って計上している。なお、重複事例の有無等の数値の精査を行っている。
 ※2 令和2年5月10日まで報告がなかった東京都の症例については、確定日に報告があったものとして追加した。

図 新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

厚生労働省資料¹³を改変

(2)わかりやすい
 新型コロナウイルス感染症から、心と社会を守るための心構えを、イラストやアニメ動画を用いてコミュニケーションデザインした。制作にあたっては、人々のところに漠然と広がった不安・嫌悪や、社会に顕在化してきた偏見・差別をわかりやすく説明することに重点を置いた。
 「3つの顔」では、ウイルスをめぐる負のスパイラル、不安・嫌悪・偏見・差別のつながり、「差別の木の成長」について紙芝居を用いて平易に説明し、「ウイルスの次にやってくるもの」では差別や誹謗中傷の原因「自分の心の中にある恐怖」を伝えるキャラクターとストーリーを制作した。そして、悪いのは「人」ではなく心の中にある「恐怖」であると警鐘を鳴らすだけでなく、その対処法をわかりやすく伝え、

⑤：二〇二二年四月二十七日
 「Rapid hospital readiness checklist (A module from the suite of health service capacity assessments in the context of the COVID-19 pandemic)」WHO (二〇二〇年十一月二十五日作成)
 邦題：「COVID-19 対応迅速チェックリスト 病院／介護福祉施設用保健医療サービス能力評価」

大きな成果を上げたものと推察される。
 また、コロナ禍で通常の活動が抑制されていた日赤の各事業に代わって各メディアへの露出を高めることにもつながっており、単純な広報効果以上の成果を日本赤十字社にもたらしたと考えられる。

IV ガイド、リーフレットの評価について

丸山嘉一

「3つの顔」をはじめとするガイド、リーフレットは何れも感染予防のみにとどまらず、その後の風評被害のような人間の内面や感情が引き起こす二次災害の予防にまで説明した内容になっている。前章の説明にもあるように、一連のガイド、リーフレットは各種団体やメディア等によって拡散され、高い評価を得て様々な分野で活用されてきた。なぜこれらが評価され、活用されたのかについて(1)早い、(2)わかりやすい、(3)私事として腑に落ちた、という「3つの観点」から考えてみたい。

(1)早い

WHOによるCOVID-19パンデミック宣言がなされたの

は二〇二〇年三月一日である。

三月一日には医療従事者を対象とした「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガイド」を、三月二十六日に一般向けの「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！負のスパイラルを断ち切るために」を発表した。

「ウイルスの次にやってくるもの」は、新型コロナウイルス感染症に対応する最初の緊急事態宣言(二〇二〇年四月七日発出)の直後、四月二二日に公開している。

- ①：二〇二〇年三月一〇日
 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガイド」
- ②：二〇二〇年三月二十六日
 「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！負のスパイラルを断ち切るために」
- ③：二〇二〇年四月二二日
 「ウイルスの次にやってくるもの」
- ④：二〇二〇年七月一〇日
 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガイド Vol.2―経験知の共有」

分断から団結への意識変容を促した。

(3) 私事として腑に落ちた

コロナ禍にあつては一人ひとりが「当事者」であり、それぞれの立場で「できることがある」というメッセージを伝えられたのではないかと考える。個人、組織それぞれの状況を説明し、各々が必要と思われる対応を伝えることで、先の見えない状況から逃避したり、他人のせいに行ったりするのではなく、「自分にもできることがある」という前向きな取り組みを示すことができたのではないか。

医療従事者に対しては、個人が感染症に対する正しい情報・知識を得て、対応するためのスキルを身につけること。組織、特にそのトップが事態を認識し、災害ともいえる状況に対するシステムを構築することの重要性を説明した。

「3つの顔」では、第一の顔(感染症)の対策として衛生行動を再確認し、第二の顔(不安)に対してはPFA(サイコロジカル・ファーストエイド)(コラム参照)のセルフケアを紹介した。第三の顔(差別)については情報リテラシーと労い・敬意の重要性を示した。

特に、「Do your part」というメッセージは、「Do not」差別・偏見という「してはいけない」メッセージが多い中で、「恐

怖に振り回されず、今日、私たちにできることを、それぞれの場所で」というヒトが持っている変化を跳ね返すポジティブな力「Do」に気付くきっかけになったと考える。

V これから

新型コロナウイルス感染症に対する「精神保健および心理・社会的支援(MHPS)対応チーム」の目的は三つの段階があると考えている。

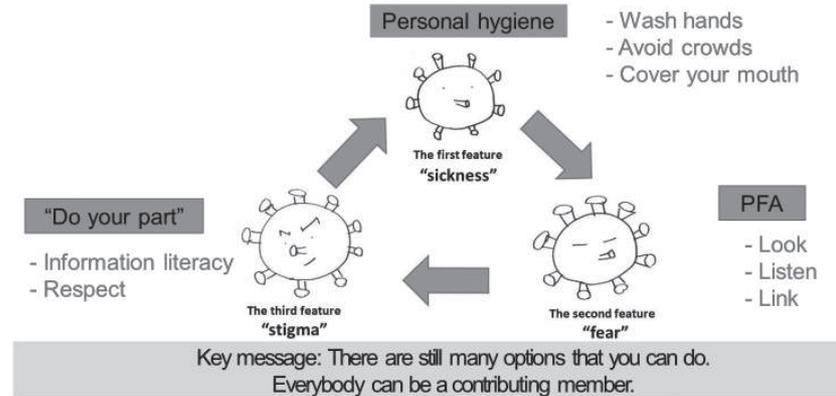
第一段階の目的は、「状況を分析、評価して備える・覚悟する」、第二段階の目的は、「対応を分析、評価して蓄積する・周知する」であり、これまでそれぞれの成果物を上奏した。

第三段階は、「経緯を分析、評価して記録する・記憶する」、すなわちM&E (Monitoring & Evaluation) であり、今後取り組む課題である。

「からだ」へのワクチン接種は進みつつある。ワクチンにより新型コロナウイルス感染症に対する「からだ」の抵抗力は強まりつつある。さらに特効薬が開発されれば、新型コロナウイルス感染症問題は肉体的にも、精神的にも解決する。なぜなら、「3つの顔」の負のスパイラルが断ち切られるからである。

Why so accepted?

3. Designed to empower people



“Three faces” of COVID-19 – a community guide for addressing stigma (WHO 主催ウェブセミナー：Addressing stigma in the COVID-19 response 森光臨床心理士発表資料より抜粋)

一方、新型コロナウイルスに対する「こころ」の持ちようはどうであろうか。いま世の中に蔓延する「不安」、「差別」も身体的ワクチン、特効薬の開発と共に、負のスパイラルが断ち切られることによって忘れ去られてしまつた。

カミユの「ベスト」は以下のように締めくくられている。

『ベスト菌は決して死ぬことも消滅することでもないものであり、数十年の間、家具や下着類のなかに眠りつつ生存することができ、部屋や穴蔵やトランクやハンカチや反古のなかに、しんぼう強く待ち続けている、そしておそらくいつか、人間に不幸と教訓をもたらすために、ベストが再びその鼠どもを呼びさまし、どこかの幸福な都市に彼らを死なせに差し向ける日が来るであろうということ。』

(カミユ「ベスト」宮崎嶺雄 新潮社 より)

また、新たな新型コロナウイルスなどの脅威に襲われた場合、同じ状況が繰り返される。

何がおこり、何を忘れてはいけないかを、「記録と記憶」しなければならない。

【「こころにもワクチン」】

脅威に襲われ傷ついた「こころ」をどう立て直すかの特効薬は、残念ながら古今東西を見渡しても存在しない。「こころ」の修復は個人の問題であり、他人は先導すらできず、伴走できるだけである。

一人ひとりが過ぎ去った脅威を正確に見つめ (look)、その中で自分の琴線に触れる事象を聴き出し (listen)、心のレジリエンスを高めて新たな脅威への対応につなげていく (give) 作業が必要である。これは、正しい「記録(ワクチン)」を見つめ、それへの対応を自分のこころに「記憶(抗体)」させること、つまり「こころの抗体」を作る作業である。これは、こころへのワクチンネーションと言える。この作業を通じて、それぞれ自分の「こころ」にワクチンを自ら接種して、新たな脅威に備える、すなわちレジリエンスを高めることになる。

自ら作ったこころのワクチンは、その個人に関しては新型コロナウイルス感染症に限らず汎用性のあるワクチンになりうるかもしれない。今後再びおこる困難・脅威に対しても立ち向かうことのできる、その人ならではのワクチンとなる可能性がある。

残念ながら、「こころのワクチン」は人それぞれ異なっ

げられるとともに、「赤十字のすべてのスタッフ、ボランティアはPFAを身につけよう(PFA for ALL)」の誓約も提示された。

さらにPFA for ALLの考え方はパンデミック下でも注目されている。新型コロナウイルス感染症の影響で、世界中が「当たり前の日常」を失い、精神保健の専門家がケアできる数を大幅に超える人びとが今まで経験したことのない不安やストレスを抱えることとなった。精神・心理の専門家でなくとも、必要な知識を持ち、訓練を受ければ誰もがいつでも提供可能なPFAは、広く様々な場面ですべての力を発揮できる。

例えばワクチンや感染症状、予防グッズなどに関する様々な情報がSNSやテレビなどから入手できる一方、何が事実で何が違うのか判断できずに混乱をきたしてしまう人びともいる。PFAの提供者は、ただ事実として支援者が思っていることを押しつけるのではなく、相手の感情や思いを受け止め、未知の感染症に対する不安で心が揺れてしまうのは当たり前であることを伝えて相手の安心・落ち着きを取り戻し、相手が冷静に状況判断できるように支援できる。

PFAはセルフケアにも有効だ。PFAで行う支援は

おり、身体のワクチンのように同一のワクチンを集団接種できるものではない。しかし、他人のワクチンを知ること、自分自身のワクチンに気づくことに繋がるかもしれない。

コラム：PFA(サイコロジカル・ファーストエイド)とは

～パンデミックこそPFA for ALL
宮本敦子

連盟PSSセンターの“A Guide to Psychological First Aid” (2018)⁴によると、PFAは苦しんでいる人びとを支援する手法で、落ち着きを取り戻し、問題に対処していくにあたってサポートが得られたと当事者が感じられるように援助を行うものだ。PFAの根幹は、困難な状況にある人びとを気にかけることにあり、それ自身が心理社会的支援活動のひとつではあるが、PFAのスキルや知識は人道支援に携わるすべてのスタッフに必要な支援姿勢や態度とも言える。

二〇一九年の赤十字国際会議では「自然災害など緊急事態における精神保健・心理社会的支援への取り組み」にかかる決議が採択され、心理社会的支援の重要性が取り上

相手の状況やニーズに基づいて行われるが、そこには三つの活動原則がある。赤十字はWHOと同じ「みる・きく・つなぐ(Look, Listen, Link = 3L)」を採用しており、セルフケアの場合はこれを自分自身に適用する。「3つの顔」では「気づく力、聴く力、自分を支える力」と言い換えてセルフケアのヒントを伝えている。

相手を気遣い、人間として温かみのある交流をとおした支援であるPFAは、あらゆる場面で活用することができる。世界中に不安が蔓延している今こそ、その知識とスキルはすべての支援者に有用であろう。

注

- 1 https://pscentre.org/wp-content/uploads/2020/02/MHPSS-nCoV-2020_ENG-1.pdf
- 2 日赤は、一九九五年の阪神・淡路大震災での教訓をもとに、国際赤十字・赤新月社連盟が作成した「こころのケア(MHPSS)」活動を災害時の救護活動の一つとして取り入れ、全国の赤十字病院の看護師を中心に、災害時に備えて「こころのケア」活動の指導者とスタッフを養成している。
- 3 <https://pscentre.org/wp-content/uploads/2020/02/MHPSS-IFRC-PSC-COVID-19-Guidance-Japanese-20200222.pdf>

人道の先達

—その生きざまと業績を振り返る—

赤十字国際委員会のスローガン「戦争の中に慈悲を」は、戦時における敵味方を超えた人道の実践をあらゆる紛争当事者に求めている。こうした戦時の人道的慣行は古来、西洋の騎士道や日本の武士道精神にも見られるが、近現代の戦争においてはジュネーブ条約と国際人道法の成立を導いた。本特集では、戦時における人道の実現を希求したわが国の先達と人道的活動をテーマとした施設にスポットを当て、これらにゆかりの深い地の方々に人道の先達の生きざまと業績について紹介いただいた。



日本の収容施設で食事を振る舞われるポーランド人孤児たち

- 4 <https://pscentre.org/wp-content/uploads/2020/03/COVID19-Sigma-Guide-24022020.pdf>
- 5 https://www.jrc.or.jp/saigai/news/200330_006139.html
- 6 https://www.jrc.or.jp/saigai/news/200326_006124.html
- 7 https://www.jrc.or.jp/english/jrc_news/200416_006156.html
- 8 https://www.jrc.or.jp/volunteer-and-youth/youth/news/200416_006157.html
- 9 https://www.jrc.or.jp/saigai/news/200327_006138.html
- 10 https://www.jrc.or.jp/saigai/news/200911_006383.html
- 11 https://www.jrc.or.jp/medical-and-welfare/medical/news/2021/0513_017411.html
- 12 <https://www.mhlw.go.jp/content/000853382.pdf>
- 13 <https://pscentre.org/wp-content/uploads/2019/05/PFA-Guide-low-res.pdf>
- 14

北の輝き 三上剛太郎

青森県下北郡佐井村教育委員会 教育長

内山祐三



一、はじめに

本州最北端、青森県下北半島（通称マサカリ半島）の刃の部分に、三上剛太郎の生地佐井村がある。現在人口二、八〇〇人余りと減少が進んでいる。学校も統廃合が続ぎ、小中と



もに一枚ずつとなつてしまった。しかし、村長はじめ役場職員や地域住民は、村の活性化に向けてそれぞれの立場で取り組んでいる。この度、三上剛太郎について寄稿することにしたのもそれが一つの理由である。こんな小さな村にも、世界中の人々の心を揺さぶる行動をした人が確かに存在したのだと、そのことをアピールするのが自分の務めだと決め込んでいる。また、剛太郎の生涯を調べるうちに気づいたことも多々あり、そのことを伝えることがまさに赤

十字の理念につながるのではないか、と思ったからである。では、前置きはこれくらいにして、三上剛太郎の名前が特に赤十字関係の世界で広がった出来事から伝えたい。

二、手縫いの赤十字旗

日露戦争勃発

時は、今から百十七年前の明治三十七年（一九〇四年）二月六日、強硬な南下政策を進めるロシアとの間で、満州と朝鮮半島の権益をめぐる争いが勃発した。いわゆる日露戦争である。

その頃、剛太郎は三十四歳。佐井村で医業を始めて八年になるが、村で流行した結核の治療法を学ぶために前年の十月から上京中であった。東京伝染病研究所（北里柴三郎所長）が開いた「伝染病研究方法」講習会が終わったのは、三

月二十六日。国内は、すでに戦争一色の状況で、剛太郎は四日後の三月三十日付で、陸軍第八師団司令部（青森・岩手・秋田山形宮城の一部を管区とし、師団司令部は弘前に置かれた。）から「徴兵検査医」を命じられ、盛岡に向かった。

剛太郎の盛岡勤務は八月末まで続いたが、その間戦場はどんどん拡大し、ロシア軍は兵力二十五万人のうち死傷者

四万余、日本軍は十三万人のうち二万余を出すという壮絶な戦闘が繰り返されていた。

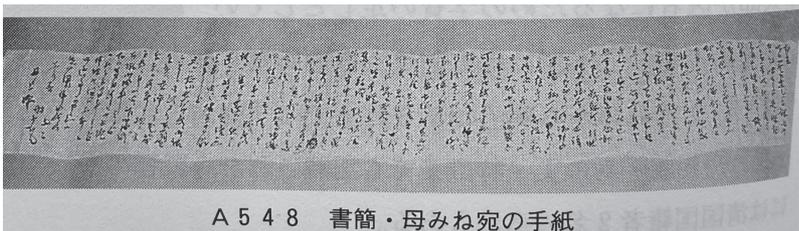
九月一日、歩兵第三十一連隊補充大隊へ配属され予備役見習医官となる。そして、九月二十六日には弘前の野戦砲兵第八連隊補充大隊へ入営することになった。戦況に応じて着々と戦地へ向かう準備が進められていたのである。この頃剛太郎が母親に送った手紙が残されている。原文を口語体に直したものがあるので紹介したい。

『拝呈

昨日小包が届きました。

鮭はすぐに、切って食べました。それから、襟巻は自分分は不要なので、兵隊にくれてやりました。

この前お知らせしたよう



A 5 4 8 書簡・母みね宛の手紙

母みね宛の手紙

に、部隊が編制されると戦地へ出発することになります。

私も後備砲兵中隊付になったわけですから出征するのは間違いありません。もっともいつ出発になるかはまだ不明ですが、分かり次第お知らせします。

最初は兵営内にいましたが、今は茂森町(弘前市)の砲兵中隊本部に宿泊しています。

この隊の軍医は私ひとり、部下は看護手が一人。部隊の人数は中隊長以下百八十人ばかりです。

これで、大砲六門を備える隊を編制する計画のようです。(中略)

今月の十九日頃から出発の準備をし、出陣の命令を待つことになりました。

ひとたび出征となれば生きて帰るか、死んで帰るかわかりません。

私のいない間どうかこれまでどおり家のことをよろしく願います。

(後略)

剛太郎

母上様



三上剛太郎

ちなみに、剛太郎はすでに結婚していて、この手紙を出した時には、慎蔵(八歳)・照子(六歳)・章蔵(二歳)の三人の子どもを妻に託している。

出征

明治三十八年(一九〇五年)一月の初め、剛太郎の部隊は遼東半島の大连(だいらん)に上陸し、すでに沙河会戦(さか)で一戦を決し大藍旗(だいらんき)に宿営していた第八師団に合流した。

日露戦争といえは、乃木希典(まねすけ)大將や連合艦隊司令官東郷平八郎の歴史的な戦いを思い浮かべる人が多いかもしれない。しかし、剛太郎の所属した第八師団が向かった満州の原野でも激烈な戦いが繰り広げられ、一時は日本軍が戦線崩壊の危機に陥ったこともあったという。それぞれの地で、国を守るための命がけの戦いが続いていたのである。

そして、戦いの行方は、指導者たちの資質に左右される。当時の満州軍総司令部の戦況把握は甘過ぎた、と歴史は語っている。

この頃は沙河会戦の後、奉天の南側で膠着状態が続いていた。日本陸軍は旅順攻略までの戦いで極端な砲弾不足に陥っていた。一方、ロシア陸軍は先の沙河会戦で大量の兵員を失い、しかも食料・被服の補給が追いつかない状態だった。全体の兵員数はまだ日本陸軍よりは多かったものの、ロシア満州軍総司令官アレクセイ・クロパトキン大將は慎重な姿勢を保っていた。

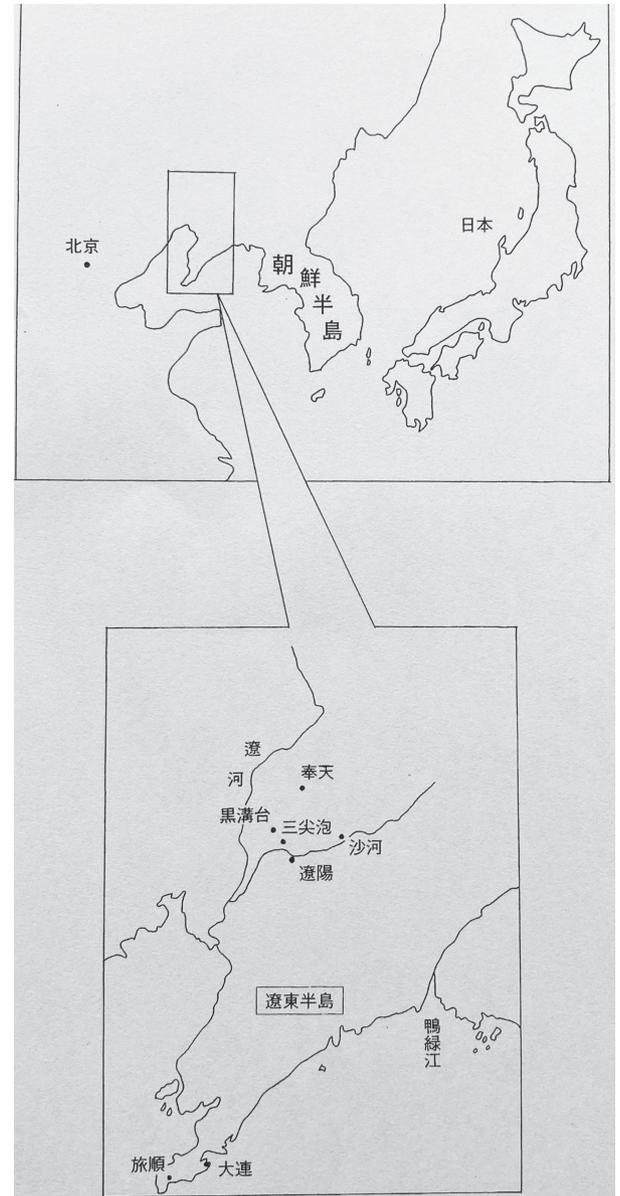
しかし、ロシア首脳部は、一向に動く気配のないクロパトキンに業を煮やし、もう一人グリッペンベルク大將を送り込んだ。クロパトキンは極東陸海軍総督として全権を持っていたため、グリッペンベルグは第二軍のみの司令官となったが、日本軍への大攻勢を企画した。これが黒溝台会戦(こつこうだい)である。

黒溝台会戦に先立ち、一月九日には、ミシチェンコ中將の騎兵支隊による威力偵察行動が試みられた。総勢約一万人の兵力で行動範囲も大きかったため、日本側の騎兵隊もそれを察知した。騎兵第一旅団を率いる秋山好古(よしふる)少將は、再三にわたり、「敵の前哨活動が活発である。何か大作戦の

予兆あり。」と満州軍総司令部に警報を送り続けた。しかし、警報はことごとく黙殺、無視された。理由は、「この冬季にロシア軍が大作戦を起こすはずがない。」という勝手な思い込みだった。

黒溝台会戦

グリッペンベルク大將は、総勢十万人の兵力を率いて攻撃を開始した。一月二十二日、烏邦牛(むらつぎう)にて第二旅団の将校斥候がロシア騎兵に遭遇し、ほぼ全滅に近い状況が起こった。それに対しても満州軍総司令部は、一応の手当てとして第八師団を送る程度だった。第八師団は、師団外の兵力として剛太郎の所属する後備歩兵旅団を付属しており、兵力としては二万人程のものであった。一月二十五日正午、総司令部は第八師団を率いる立見尚文中將に黒溝台行きを命じた。戦線のはるか後方にいた第八師団は、零下三十度近い極寒の中を前線へと駆け付け、二十六日には大台(だいだい)に着した。第八師団の衛生隊は二個中隊で編制されていたが、黒溝台の戦いに向けて、それぞれの中隊を二つに分けることになった。戦闘中には包帯所(戦場における救護所)を中間と後方の二か所に置かねばならないからである。剛太郎の所属する第二中隊は、蘇麻堡(そまほ)と三尖泡(さんせんぽう)に置かれ剛太郎は三



尖泡に回ることとなった。

二十六日の午前十一時に命令を受け、急ぎ医療品を馬に積み、警護の小沼隊とともに大台を出発した。しかし、この時すでに大台から西に位置する黒溝台はロシア軍の猛烈な攻撃を受け、陣地を奪われていた。大台から南西の方向に蘇麻堡があり、黒溝台の種田支隊はそこに退却していた。

剛太郎たちは、さらに南の三尖泡に向かうが、途中で砲撃を受け、命からがら包帯所にたどり着いたのは午後五時近くであった。

運命の赤十字旗

そこには足の踏み場がないほど、負傷兵が横たわってい

た。剛太郎はさっそく治療に取り掛かったが、農家を利用した包帯所であったため、手術台もなく、もちろん十分な暖も取れず、手持ちの医薬品もすぐ底を突く有様であった。主な医療品を積んだ馬は砲撃を受けた時置き去りにしたのである。そこにいよいよ敵の攻撃が始まった。日が変わった一月二十七日の深夜である。手薄な日本軍の左翼から突き崩そうとミシチェンコ騎兵支団が包帯所に攻め寄せて来た。第二連隊第五中隊が防戦に努めるものの、敵の銃撃は包帯所の壁を貫いて負傷兵たちに命中し、多数の死者が出た。負傷兵の中にはロシア兵も混じっていたが、敵の襲撃の最中剛太郎はふと思いついた。

「ひょっとしたら敵はここが包帯所であることを知らな



赤十字旗

いのではないか。ジュネーヴ条約が制定（一八六四年）されてからもう四十年になる。大國ロシアも当然加入しているはずだ。」

剛太郎はすぐ看護手に毛布を取りに行かせ、自分は三角巾を二枚張り合わせた。そこに、看護手が持ってきた赤い毛布を切り裂いて十文字のマークを作り、縫い付けた。「白地に赤十字」の旗である。

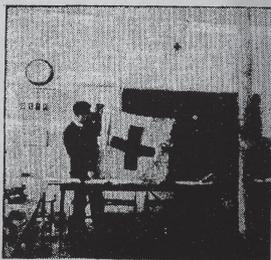
剛太郎が赤十字旗をこしらえている間、守備隊の抵抗が功を奏してか一旦敵の攻撃は止んだ。その間に看護手が包帯所の外に手縫いの赤十字旗を掲げた。あとは敵がそれに気づき、ジュネーヴ条約に結び付けて攻撃をやめるかどうかであった。

午前三時過ぎ、再び戦闘が始まった。わずか百人の守備隊で、その何倍ものロシア軍を迎え撃つのである。いつ果てるとも知れない激闘が続く、次第に守備隊は押しまくられ、包帯所のすぐ近くまで後退してきていた。微かな期待も消え、剛太郎は覚悟を決めた。敵が乱入して来たら自分が盾になって負傷兵たちの命を守るのだと扉の内側に仁王立ちしていた。すでに夜は明け、白々と視界が広がってきた。その時である。銃声は途絶え、やがて敵は引き上げて行ったのである。

74人救った赤十字旗

三上氏(佐井)の寄贈品 スイス国際博に出品

日本赤十字会は、昭和三十八年(一九六三年)八月十五日、スイスのジュネーブで開かれた赤十字百周年記念行事「国際赤十字博覧会」に「手縫いの赤十字旗」として出品され、多くの人々に感動を与えた。剛太郎九十三歳。亡くなる前の年であった。



74人の傷病兵を救った手製の赤十字旗

(昭和38年4月10日 東奥日報)

その日の戦闘は、守備隊の半数が死亡するという激戦であった。しかし、敵は赤十字旗の翻る包帯所には一歩も踏み込んで来なかった。こうして絶体絶命の状況の中で、負傷兵七十四名(うちロシア兵一名)の命は救われたのである。

一月二十八日。クロバトキンより退却命令を受けたロシア軍は黒溝台方面から撤退しはじめ、日本軍左翼壊滅の危機は去った。ロシア軍がまだ健全な兵力を九万人も残していたにもかかわらず引き下がったのかは不明とされている。しかし、この包帯所については、ロシア兵が退却したのは二十七日の朝であるから、やはり赤十字旗の存在に気づいたからにちがいない。剛太郎はその血痕のついた手縫いの赤十字旗を持ち帰り家宝としていた。

日露戦争から五十八年後の昭和三十八年(一九六三年)八月十五日、スイスのジュネーブで開かれた赤十字百周年記念行事「国際赤十字博覧会」に「手縫いの赤十字旗」として出品され、多くの人々に感動を与えた。剛太郎九十三歳。亡くなる前の年であった。

三、死ぬまで勉強

剛太郎が亡くなったのは、昭和三十九年十月二十七日(享年九十四歳)である。最後に残した言葉が、「人生百歳に満たず、常に千載の憂いをいなく」であった。明治、大正、昭和と激動の時代を生き、常に死と向かい合う生活に身を置

きながら、どん欲に学ぶ姿勢を貫いた。「死ぬまで勉強」を口癖としていた剛太郎の生涯を辿ってみたい。

誕生

剛太郎が生まれたのは、明治維新の翌年、明治二年(一八六九年)十一月十五日である。佐井村で医業を営んでいた三上家の八代目となる。

三上家の始祖は南部藩士三上才兵衛で、その二男平助が野辺地三上家から分家となり、佐井村に移住したのは元禄元年(一六八八年)だったという。言い伝えによると、手習いの師匠をしながら生計を立てていたともいわれている。

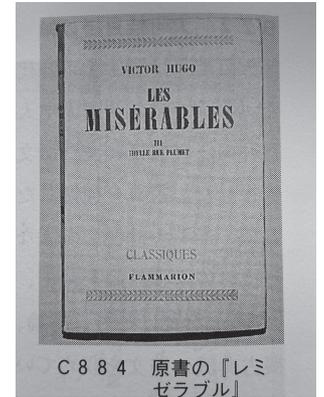
元禄といえば佐井村が最も栄えた時代だった。海上交通が盛んだった当時、北前船の寄港地として賑わい、能登屋、伊勢屋などの廻船問屋も移住していた。当然野辺地湊との行き来もあっただろうから、初代三上平助がこの地に移住したのも時の流れに乗ったのではないかと考えられる。そして、平助の子庸達(ようたつ)が最初に医者を目指した。身分制度が固定化された時代にあつて、唯一医師の道だけは例外だったのである。人の命を助ける意志とそのため知識と臨床体験を身につければ誰でも自由に医業を営めた。庸達は、下半島の南、川内湊の菊池俊安(しゅんあん)に医学を学び、京都に上つ

て経験を積み重ね、佐井に戻り開業したのは享保十五年(一七三〇年)であった。以来百三十九年間、三上家では絶えることなく医者を生み出し、八代目剛太郎の誕生となったわけである。

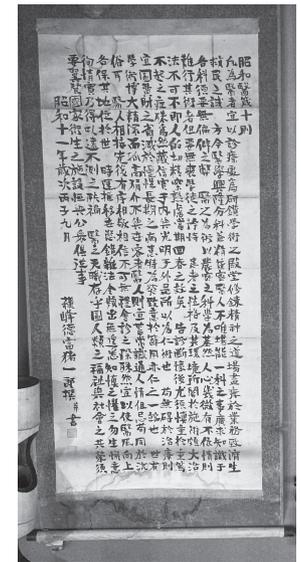
青少年時代

明治五年の学制が公布されるまで学びの場は主に寺子屋や私塾であった。初代平助の手習いもおそらくその走りだったのであろう。佐井村に残る寺子屋・塾の記録には、寛政年間(一七八九〜一八〇〇)に医師三上庸達(五代目)の塾とある。明治四年に廃業するまでは続いていたようである。学制発布を受け明治七年十一月、佐井小学校が創立された。以前塾を開いていた箭根森八幡宮神官の宅を仮校舎とし、教師は塾時代に師匠をしていた神官の岩清水氏であった。剛太郎は翌年の明治八年に入学する。

明治十六年(一八八三年)剛太郎十四歳の時、函館に渡り一年間勉強している。翌十七年(一八八四年)五月、父親(子恵)に伴われ上京。佐井港から和船で函館に渡り、そこから汽船に乗り換えての長い船旅であった。東京に着いた翌日、父親の恩師である金沢良斉(りょうさい)陸軍軍医長を訪ね、大学(當時は東京大学だけ、あとは慶應義塾などの私塾)に進学するのであ



「レ・ミゼラブル」



掛け軸「十則」

れば英語の基礎を学ばねばならないと三田英学校（現錦城学園高等学校）を勧められ入学することとなった。

この三田英学校は、福澤諭吉の高弟であった矢野文雄が創設した英語教育中心の学校であったが、その教師陣は政界からは尾崎行雄、犬養毅、ジャーナリストの徳富蘇峰、翻訳王の森田思軒、文芸評論家の坪内逍遙など錚々たるものであった。剛太郎は、森田思軒の紹介したビクトール・ユゴーの『レ・ミゼラブル』を思軒の説く「小説はただの楽しみのためにあるのではなく、人々を幸福にする大きな力を持っている」という言葉とともに深く心に刻み込んだ。後年、医業を息子にゆだね八十歳を過ぎてから『レ・ミゼラブル』を原書で読もうと独学でフランス語を学び読破し

ている。

もう一人、徳富蘇峰も剛太郎に大きな影響を与えている。その書、『将来之日本』の「将来の日本は平和で、平民主義に立つた国家になるべきである。」という主張に、これこそが新しい思想だと共鳴している。旧三上家には蘇峰の著書が多数所蔵され、昭和十一年徳富蘇峰書掛け軸「十則」も掲示されていて、蘇峰への傾倒ぶりが窺える。

新聞記者

蘇峰の著作を次々に読破していった剛太郎は、次第に新聞記者への道を志すようになる。学業の成績も振るわなくなり、ついに意を決して父親に手紙を書いた。一度きりの人生を、社会の木鐸として尽くしたいと。当然、医家三上

家の後継を期待していた両親の驚きは大きく、父親からは初心を忘れず、必ず医学学校へ合格するように、と返事が来た。

その後幾度か手紙のやり取りが続いた。しばらくして、祖母「し」がから思いがけず許しの言葉が出た。人生は短いようでも長いものだから何も慌てることはない、医者になるのは様々な経験をしてからでも遅くはない、というのである。教養があり、礼儀作法に厳しく、教育熱心でもあった祖母の一言に後押しされ、明治二十一年（一八八八年）六月、学校を中退して念願の読売新聞社に入社した。その時、剛太郎十八歳であった。

読売新聞に入社して間もない七月十五日、死者四七七名を出すという明治以降最大の火山災害が起こった。磐梯山の噴火である。報道機関はこの大災害をこぞって報道した。そして、博愛社から改称して間もない日本赤十字社（佐野常民社長）が、皇后の要請を受け救援活動を献身的に行った。読売新聞は八月から九月にかけて、被災地の様子を特集記事で報じている。おそらく、剛太郎はこの時に赤十字活動やジュネーヴ条約について認識を深めたのではないかと史料される。（余談だが、日本がジュネーヴ条約に加盟したと勅令をもって公布された日が、明治二十年十一月十五日、剛太郎十七歳の誕生日だった。）

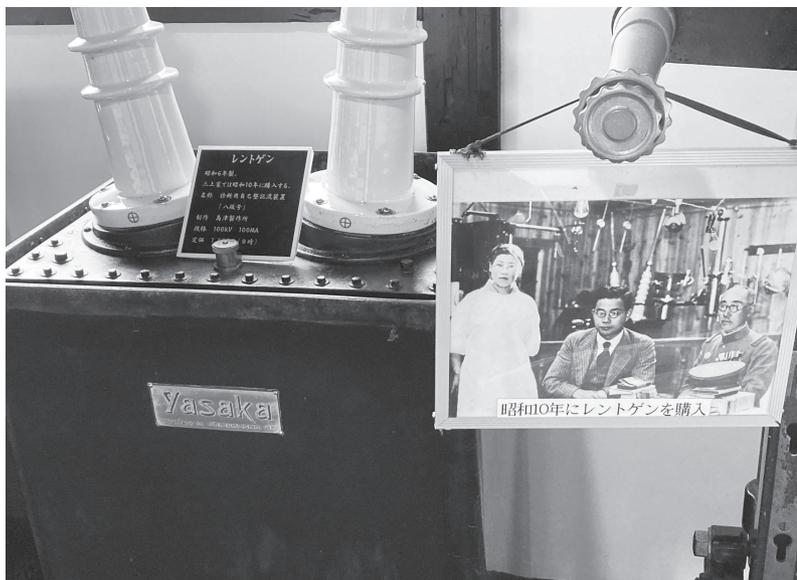
医者之道

取材や原稿書きで忙しい日々を送っていた剛太郎が二十四歳を迎える直前であった。明治二十六年（一八九三年）十月二十二日。父の子恵が急逝した。

やがて祖母から、医者になってほしいとの手紙が届き、しばらく思い悩んだ剛太郎は、これ以上わがままを通すことはできないと家業を継ぐことを決心した。そして、年が明けた明治二十七年一月、済生学舎に入社し、医師開業試験の合格を目指して猛勉強を重ねた。明治二十八年七月、前期・後期の試験に一度で合格した剛太郎は、晴れて医師免許状を手にし佐井村で診療を開始したのである。

剛太郎は代々続いてきた三上医院の存在感を一層高め、村民の命を守るために治療や研究に没頭した。当時流行したジフテリアと闘うためにこの時初めて「伝染病研究所」へ通い治療法を学んでいる。

日露戦争後、しばらく軍医を続け、再び佐井村に戻り診療を始めたのは大正四年（一九一五年）四十五歳の春である。それからは尚一層地域医療に身を捧げている。特筆すべきは、医院経営は兄弟や親戚から借金をしながらの赤字続きであったということ。南北四十数キロにわたる沿岸に住む



レントゲン

村民の往診のため、「三上のボート」を造ったり、貧しくて治療代を払えない患者には請求しなかったりしたためである。さらに、昭和の初めには県内でも珍しいレントゲンを島津製作所より導入しているが、その時は、所有財産の山の樹木を売って購入している。始終やりくりに追われていた剛太郎であったが、終生「医は仁術」という信念を曲げることはなかったのである。

佐井村では、剛太郎の多大なる功績を称え、亡くなる二年前の昭和三十七年（一九六二年）村で初めての名誉村民の称号を贈っている。

参考文献

- 「よみがえれ北の輝き」 竹浪 和夫 著
- 「村のしるべ」 佐井村教育委員会
- 「佐井村誌（上・下）」 佐井村
- 「赤十字の心 三上家所蔵目録」 佐井村教育委員会
- 「佐井村海峽ミュージアム研究紀要」 三上 敏 著

特集1…人道の先達

「武士の情け」に生きた松江豊壽

——記録に見る坂東俘虜收容所長の人と功績

森 清治

鳴門市ドイツ館 館長

一 はじめに

坂東俘虜收容所は、第一次世界大戦における日本とドイツが中国山東省青島で交戦した日独戦争（一九一四年八月三日〜同二月七日）において、捕虜となったドイツ兵捕虜を收容するため、一九一七年四月から一九二〇年四月までのあいだ開設された捕虜收容所である。青島における戦争は、兵力に限りがあったドイツ側が三カ月足らずで降伏したことで終結し、ドイツ兵たち約四、七〇〇人が捕虜として日本に移送された。捕虜たちは最初、東京以西の一二地域に設置された臨時的な施設に收容されるが、のちに専用の施設として整備された六カ所の收容所に集約されていく。その

中の一つが徳島・丸亀・松山の收容所を統合した坂東俘虜收容所で、約五六、〇〇〇mの敷地を二重の鉄条網で包囲した施設である。その跡地は国内でもっともよく残る第一次世界大戦時の捕虜收容所跡で、この時代の交戦国間における文化交流を象徴する遺跡として二〇一八年に国の史跡に指定された。

日本は、この戦争で捕虜となったドイツ兵たちを、一九〇七年にオランダのハーグで開催した第二回万国平和会議で改定された「ハーグ陸戦条約」に則って人道的に取り扱うことを心がけ收容所を管理運営する。その中でも坂東俘虜收容所は所長松江豊壽の方針により、捕虜たちが組織した各種スポーツ活動や、演奏、演劇といった表現活動、野菜、つくりや家禽類の飼育といった食糧生産が規則の範囲

内で捕虜の自主的な活動として認められたことにより、活発に行なわれる。また、収容所管理経費の削減策として、飲食物の加工販売や家具類の製造販売のほか、クリーニングや所内郵便配送などのサービス提供を捕虜のあいだで行うことを認めた。所内に陸軍が設置した厨房や製パン所での作業や被服類の修繕作業には捕虜を従事させ、職種ごとに賃金単価を設定し支払っている。当時の収容所はいずれも捕虜たちに三〇円までの現金所持を認めており²、日本の出入り商人から物品の購入や各種サービスを受けるために使うことができたが、板東では演奏会や演劇のプログラム購入や捕虜が経営する商店での物品の購入や各種サービスを受けるためにも使われた。

捕虜に対して人道的に接し、規則の範囲内とはいえ町なかでの生活と変わらないように見える板東俘虜収容所の環境づくりを可能にした松江豊壽とはどのような人物であったのか。現代からみても理想的な捕虜収容所環境を築いた松江であるが、自身の人生を記録した手記や思い出を残すことはなく、どのような心情で捕虜と向き合っていたのかは明らかにすることはできない。そこで本稿では、軍への報告と家族や部下の証言から松江の捕虜に対する態度や所内の雰囲気を探ってみる。また、捕虜たちは松江の執った

管理方法をどのように評価し自らの行動に反映させたのかを、捕虜の当時の記述から見ていきたい。

二 松江豊壽

松江は旧会津藩出身で、一八七二年に福島県若松市(現・会津若松市)に生まれた。一八八九年、一六歳で陸軍幼年学校に入学したのを皮切りに陸軍での生活がはじまる。陸軍幼年学校と陸軍士官学校ではフランス語を学び、一八九四

年、陸軍歩兵少尉として歩兵第五連隊附となる。中国山東省や台湾、韓国での勤務を経て、一九一四年一月三日に

徳島俘虜収容所所長に赴任する。その後、四国内の収容所の統合により、一九一七年四月九日から一九二〇年四月一日まで板東俘虜収容所所長を勤め、第一次世界大戦終結後の一九一九年一月にはドイツ俘虜送還委員に就任した。一九二二年に歩兵第二連隊勤務を最後に陸軍を退役後、同年一月に第九代福島県若松市長に五〇歳で就任する。一九二五年一月、同市長を五三歳で辞任するが、飯盛山で計画された白虎隊墳墓拡張工事に尽力した。晩年は東京泊江で暮らし、一九五五年五月二日に八二歳で死去した。

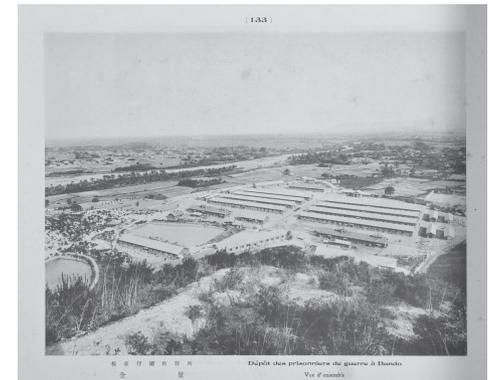
松江は徳島・板東での所長時代、「捕虜に甘い」という警告や非難を軍部から受けていたが、つねに敗者をいたわるといふ信念を貫いた。このような「敵をも敬う」ことを信念とした行動は、松江の父が戊辰戦争を戦った会津藩士であったことが大きく影響していたと考えられる。この信念に共感した所員の協力により、板東俘虜収容所の管理運営はドイツ兵捕虜たちから高く評価された。

(1) 軍への報告

第一次世界大戦が終結し、捕虜を無事解放してから半年後の一九二〇年七月に俘虜情報局から陸軍大臣に報告された『大正三年乃至九年戦役俘虜取扱顛末』(以下「顛末」)は、日本国内における捕虜の待遇や取り締まり、給養、労役の状況と帰還にいたる経過などをまとめた報告書である⁴。この中の一項目「第三款各俘虜収容所ニ於ケル取締ノ状況其大概」に板東俘虜収容所の取締方針が記されている。

板東俘虜収容所では所員の威権を損なわない限りにおいて勉めて博愛の心をもって接し、捕虜の面目を損なわぬよう取締を行った。開所当初より将校および主計、軍医に二日以内の懲罰権を与え、規則違反者や不従順者を営倉処分とすることを許可し、所長が処分を下すのは最も重い処分のみとした。この方法により所員は許す時は許し、捕虜は従うときは従い、傾聴し合うことで両者の間にある種の信頼関係が生まれたとされている。

同じく「顛末」の第三款「其五 俘虜ノ起居及勤務」には、開所早々に捕虜たちの健康維持の目的でサツカーなどのスポーツや農畜産物の生産を日常的に行いたいという要望を叶えるため、収容所に接する耕作地として地元住民が借地していた陸軍演習用地を捕虜と住民との契約によって捕虜



板東俘虜収容所全景

が借り受け、運動場や菜園などとして組織的に整備することを實現させた。運動、食糧生産、音楽と活動ごとに鑑札を發行し、定められた日時のみ使用可能な施設であったが、規則違反者や逃亡者は僅かであったと報告されている。この土地の賃借には、収容所運営に町ぐるみで協力することを議決した板東町の支援があったものと考えられ、一九一八年三月に開催される捕虜たちの製作品展覧会の会場を提供したり、農畜産技術の指導を依頼するなど、事あるごとに最善策を松江に提案し町の発展に繋げようとした。

(2) 家族の記憶

松江は妻歌子との間に三男一女を授かっているが、板東俘虜収容所に勤務していた時期はまだ幼少であったため、子どもたちは当時の父の言動について多くは記憶していない。そのような中でも、長女水田寿子氏は「若い頃から、自分の意見が正しいと思えば、ときに上司に盾つくことがあっても、部下をつねにかばうという姿勢が基本にあった」、「かなり自己規制の強いタイプ」と回想している。また、長男智寿氏は、「ヒューマニズムというような今日的な言葉よりも『武士の情け』という言葉がピッタリする」と証言している。⁷⁾

(3) 部下が伝える収容所の雰囲気

先に見た「顛末」の取締方針から、所員と捕虜が接する機会は多かったと推察できる。当時、板東俘虜収容所の若手所員で一九一八年一月に着任した木越二郎中尉⁸⁾はテレビ制作会社のインタビュアーに松江所長の印象として、「頭のいい、民主的な人。捕虜を人道的に扱う。」ことを挙げ、口癖と思われる言葉として、「ドイツ人も国の為に戦ったのだから」と語った。

また、捕虜と所員が日常的に友好的な雰囲気であったことを伝える所員側の証言として、木越氏が一九七八(昭和五十二年)に鳴門市ドイツ館へ当たったはがきに、「板東の収容所にクルト・マイスナーと云う独乙人が居りました。此の男は大正三年に捕虜になる前まではレイボルト商会(電機器具)の支配人で非常に日本語のうまい三〇才代の人でして万葉集の独訳のため私に時々質問しましたが私にも判らないので私の叔父の柳田國男(民俗学)を紹介してやりました」と、独訳作業を親身になって協力した姿が読み取れる。ここに登場するマイスナーは一九〇七年から東京のレイボルト商会で総支配人を務めた人物で、日本語が堪能で収容期間中も日本文化を研究し、所内では通訳を務めた。捕虜解

放後も日本に留まりレイボルト商会の発展に貢献しつつ、OAGドイツ東洋文化研究協会の会長に就任し日本文化の研究・普及に努めた。晩年はドイツに帰るが、一九七二年に板東俘虜収容所での交流を記念する鳴門市ドイツ館の建設に対して、元捕虜たちを取りまとめ寄付金や当時の資料を募り寄贈するなど尽力した。捕虜解放から五〇年以上の歳月が過ぎているにも関わらず、収容所での人道的な取り扱いに対しての捕虜仲間感謝の気持ちを取りまとめた人物の一人である。

木越中尉と同じ年の一月に着任した龜谷友二郎軍曹は、『行路七十五年』と題した自分史ノートに板東俘虜収容所での捕虜の管理方針や思い出話をいくつも語っている。⁹⁾ 所内の管理方針については、「収容所内の治安は日本側が担当するが、一般行政面は捕虜のドイツ人青島民政官ギュンター提督をはじめ、日本や支那青島に在勤していたドイツ会社重役や社員の子備、後備役兵と南洋駐屯海軍部隊(第三海兵大隊)将兵たちが、自治制で以って行うことを許されていた」と、板東俘虜収容所での生活が、捕虜の権利を最大限尊重した捕虜たち自身の組織的な管理により運営されていたことを裏付ける記述が見られる。

「所内の山の中腹には沢山の別荘の他、工場・作業場・養

豚場・食品加工場などの建物が立ち並んでいた。また、劇場遊技場、料理屋、洗濯屋、写真屋、雑貨屋など娯楽と同じ様に店舗が並ぶ商店街が作られて居り、我々所内日本側勤務者でも、暇があれば所内劇場へ外国映画やドイツ芝居を見に行ったり、料理屋へ一品料理の美味い物にありつきに行ったものであった。この記述から捕虜たちの組織的な管理は内向きなものではなく、管理者側の所員も受け入れるものであったことが分かる。



収容所所員 (前列中央が松江豊壽)

「捕虜の写真撮影技術も優秀で、我々も当時、一個一八円也のコダックの写真機一ダースを事務所員一同で米国から取り寄せ、撮影から現像・焼付けまでの全てを自分たちの手で行える様にまで熟達」したとあり、所員たちがわざわざカメラ機材一式を購入し捕虜から技術指導を受けていたことが分かる。

これらの記録は、松江の捕虜に対して最善を尽くそうとする人道的な態度が、捕虜を取り巻く人々の共感を得て広く浸透し、管理者と捕虜、鉄条網の中と外という絶対条件を越え、互いを理解し合いながら収容所を運営していたことを裏付けるものである。

三 捕虜たちの松江に対する印象

一方で、捕虜たちは所員や収容所の環境に対してどのような印象をもっていたのだろうか。ここでは、松江に対する捕虜の印象を挙げることで収容所管理をどのように評価したかを見ていく。

板東俘虜収容所で捕虜たちが刊行した所内新聞『日本国板東俘虜収容所新聞／Die Parake』(以下『デイ・バラッケ』)最終号となる一九一九年九月号の「収容所漫筆」には、松江に

〇〇〇人に対して三分の二の六八〇人あまりが罹患したにも関わらず死者が二人(この報告後に一人死亡)と極めて少数であった。スペイン風邪による死者を最小限に抑えることができたのは、捕虜たちが組織し運営した「健康保険組合」の様々な活動と、その活動を最大限に支援した松江のお陰であると感謝の気持ちを表した一文が記されている。¹³

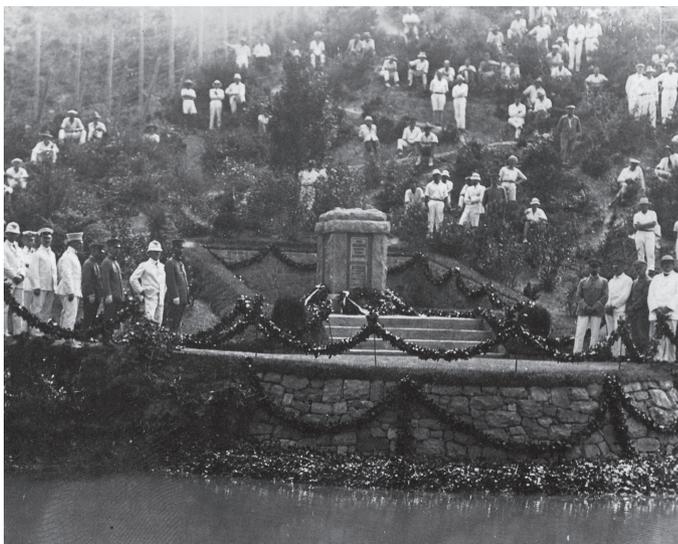
また、丸亀、松山、板東の各収容所で亡くなった戦友を弔うための慰霊碑の建設に対して、一九一九年二月九日付の『デイ・バラッケ』の付録に「死去したわれわれの同士のための記念碑」と題した慰霊碑建設の提案文が掲載される。その冒頭には「クレマン少佐殿と中隊長の賛同によって、そして収容所司令官松江大佐殿のこの上なく乗り気であり好意的な尽力によって、徳島市駐屯部隊司令官殿の許可を得、この収容所で亡くなったわれわれの同士のための記念碑を建設するプランが立てられた」と、慰霊碑建設を積極的に支援した松江の姿が記されている。碑の建設には一部の捕虜から反対意見が出たがそれを克服し、「将来文化遺産として存続することになるであろうし、後の旅人たちが、われわれの辛い思いについて語る」場として、約七カ月を費やし収容所の一角を整備し石造の慰霊碑(ドイツ兵の慰霊碑)を築いた。捕虜たちは同年八月三二日の完成式典に松江

ついて「われわれは、収容所の司令官(松江)の別れの言葉を一刻も早く聞きたいと思っているが、それは彼個人の人柄によるのではない。彼はわれわれの最善を願ってくれた。ここ二三年の生活が本当にしやすかったのは、彼の職務の執行方法によるものであり、われわれはそのことにぜひとも感謝しなければならぬ。それというのも、彼の代わりに司令官としてこの生活を地獄にしていたかもしれないような人々を、われわれは経験上知っているからだ。それは反対のことを彼が理解のある立派な考えをもって追求してくれたことを、忘れてはならない」と記している。捕虜たちが収容所生活の最終段階に感謝の気持ちを文章にまでにして残した松江の職務の執行方法がどのようなものだったかはここには明確に記されていないが、先に見た捕虜たちによる組織的な管理を許可したことや、捕虜の活動を積極的に支援したことを示していると考えられる。

(1) 活動支援

『デイ・バラッケ』一九一八年二月八日号に「収容所におけるスペイン風邪の推移」と題した記事が掲載されている。これは同年の冬に猛威を振るったスペイン風邪の罹患と対策状況をまとめたものである。板東では収容者約一、

所長を来賓として招くことで、感謝の気持を表している。¹⁴ このような相手の心情を理解し最大限の支援を実現させた松江たちの精神は、捕虜たち自身の戦友への支援活動に繋がっていった。



ドイツ兵の慰霊碑完成式典 (左前列が松江豊壽所長)

(2)シベリアで捕虜となったドイツ・オーストリア兵に対する人道支援

板東俘虜収容所の捕虜たちは、東シベリアの劣悪な環境の中で捕虜として収容されている戦友に対して人道的な支援を行っている。第一次世界大戦においてヨーロッパ東部戦線でロシアの捕虜となったドイツ、オーストリア、ハンガリーなど同盟国の兵士の中には、ニコリスクやウラジオストックなど東シベリア各地の収容所に収容された者がいた。一九一七年の一〇月革命によりソヴィエト政府が発足するが、これによりシベリア地域の情勢は不安定となり、管理放棄された収容所もあったようである。これらの収容所のうちいくつかについては、シベリア出兵により派兵された日本軍が管理を引き継いだ。その詳細は不明であるが、「在西伯利東国俘虜發受郵便物二関スル件」によると、一九一九年七月の段階でウラジオストック、ニコリスクなど三地域に日本軍が管理する収容所が存在したことが分かる¹⁵。

日本が管理する前のこれら収容所の悲惨な状況については、一九一八年一月一四日に板東俘虜収容所に来所したスエーデンのネアンデル牧師によって伝えられていたが¹⁶、板東の捕虜たちが支援活動を始めることができたのは大戦休

戦後の一九一九年三月になってからである。ウラジオストックに収容されている戦友を支援するための寄付金を募り、加えて慈善コンサートの開催と二本二〇銭の寄付つきくじを販売し¹⁷、その結果一、七七三円五一銭が集まり、ウラジオストック収容所司令官宛に送られた。七月にはウラジオストック収容所から寄付に関する感謝の言葉と、寄付の一部を他の収容所へ送った旨の報告が入る。九月にはニコルクス・ウスリスク俘虜収容所の戦友に対しての寄付活動、慈善室内楽コンサート、寄付つきくじの販売を行い、八四二円三ルーブルの寄付金を在ウラジオストックのステーション赤十字社に送金している。一〇月にも音楽と合唱、演劇の慈善興業が開催され、東シベリアで苦しむ戦友のために寄付金を募った。

演奏会やくじによる寄付金集めはいかにも彼等らしい支援活動だが、このような捕虜たちによる東シベリアに収容された戦友に対する支援活動は、松江の理解と軍部との調整がなければ実現しなかったであろう行動である。

解決できなかった捕虜からの要望も数多くあったであろうが、これらの記録は捕虜たちが仲間を思い動き始めた時には出来る限り上層部と交渉し実現させようとした松江の姿勢を、捕虜たちが高く評価していたことを示している。

四 おわりに

松江の「この上なく乗り気で好意的な尽力」によって、収容所の一角に建設されたドイツ兵の慰霊碑は、第二次世界大戦後に収容所跡に設けられた引揚者住宅に入居した高橋春枝氏により供養が続けられた。その活動を知った元捕虜たちは感謝の気持ちを伝えるため、その活動のために高橋氏らに寄付金や礼状を送った。また、数人の元捕虜は収容所跡を訪れ慰霊碑に花を手向けるとともに、高橋氏や當時を知る地元住民に面会し思い出話に花を咲かせた。

このような元捕虜の来訪や手紙のやりとりが続くうちに、両者から一つの提案がなされる。それは戦時中であっても互いを理解しあうことで、敵味方の関係を越えた心温まる板東俘虜収容所から始まった交流の軌跡を記念する施設の建設である。鳴門市はその提案を実現するため、一九七二年五月に「鳴門市ドイツ館」を建設した。そこには元捕虜たちから板東俘虜収容所の「良き思い出」としてドイツに持ち帰った多くの品々が寄贈され、その活用と保存が託されたのであった。

寄贈された資料の中に一九一九年三月九日に開催された

「ウラジオストックの収容所で苦難を背負うドイツ・オーストリア捕虜のために」と題したコンサートプログラムがある。これが板東の捕虜たちによる東シベリアの戦友に対する支援活動の一環として開催したコンサートのプログラムである。表紙に赤い十字架が描かれていることから赤字活動と関わりがあったことを推察することができる。二〇一一年九月、日本赤十字社徳島県支部は捕虜たちを人道的に待遇した板東俘虜収容所の跡地を赤十字ゆかりの地



鳴門市ドイツ館

- があった場合は貯金することとされていた。俘虜情報局一九二〇年『大正三年乃九年戦役俘虜取扱顛末』[JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:C08040169500]。将校については、『陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則』第十七条で捕虜を管理する国の同等階級の将校の俸給を受けることが定められていた。それ以外の捕虜中で、招集前に勤務していた会社からの給与送金や仕送りなどで一定の収入がある捕虜もいたが、所内外での労働で収入を得なければならぬ捕虜もいた。
- 3 現在の福島県会津若松市
 - 4 2と同じ
 - 5 町田哲 「鳴門市史編さん室収蔵歴史資料の調査」『阿波学会紀要第八二号鳴門市総合学術調査報告』二〇一七年
 - 6 白樫三四郎 「第三章 水田寿子氏とのインタビュー」『板東俘虜収容所』研究「鳴門教育大学社会教育講座・芸術系教育講座(音楽)」一九九〇年
 - 7 鳴門市ドイツ館史料研究会「どこにしようがそこがドイツだ」鳴門市ドイツ館 二〇一七年
 - 8 一八九〇年生まれ。父は第一三代陸軍大臣の木越安綱で、柳田國男は安綱の義弟にあたる。木越二郎は板東俘虜収容所着任前に柳田を訪ねるなど親交があった。細かな表現はできなかったがドイツ語での会話が得意。所員の中で唯一黒ビールを飲んでた。
 - 9 「木越二郎氏インタビュー」テレビマンユニオンの取材記録より 一九七七年九月
 - 10 一八九三生まれ。龜谷友二郎「板東俘虜収容所勤務当時の思い出」『行路七十五年』
 - 11 「収容所漫筆 一九一九年九月三〇日」『デイ・バラック』第四巻



赤十字ゆかりの地記念碑



1919年3月9日開催の
慈善コンサートプログラム

に指定し、ゆかりの地を記念する石碑をドイツ兵の慰霊碑と池を挟んで対峙する場所に設置した¹⁸⁾。自らを語る事がなかった松江であるが、彼の捕虜に対して最善を尽くそうとした人道的な態度は、捕虜や捕虜を取り巻く人々の記録に遺され現在まで語り継ぐことが可能とした。敵対する関係であっても共に尊重し理解し合うことがいかに大切で、弱者に希望を与えたのかをこれらの資料は物語っている。

注

- 1 日本はこの条約に調印し、一九二二年一月一三日に『陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約』および、その附属書として『陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則』を公布した。
この規則には、交戦者や宣戦布告・戦闘員の定義や、捕虜や負傷者の取り扱いについて国際条約に則った行動をとることが示された。捕虜の取扱に関しては、規則第三章の第四条から二一条に定義されている。第四条では捕虜を人道的に取り扱うこと、第六条では将校を除く捕虜を階級・技能に応じた労働者として使役でき、賃金を支払うことができること、第七条では特別な協定がない場合には、捕虜を捕らえた政府の軍隊と対等な糧食・寝具・被服を提供すること、第八条では捕虜は捕らえられた国の陸軍現行法律・規則・命令に服従することなどが規定されている。
- 2 捕虜の所持金は三〇円以内に制限され、それ以上の収入

- 九月号 鳴門市ドイツ館史料研究会 二〇〇七年
- 12 「収容所におけるスペイン風邪の推移」『デイ・バラック』第三巻第一〇号 鳴門市ドイツ館史料研究会 二〇〇五年
- 13 「付録 死去したわれわれの同士のための記念碑」『デイ・バラック』第三巻第一九号 鳴門市ドイツ館史料研究会 二〇〇五年
- 14 「慰霊碑の除幕式」『デイ・バラック』第四巻 八月号 鳴門市ドイツ館史料研究会 二〇〇七年
- 15 「在西北利奥埃洪国俘虜送受郵便物に関する件」[JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:C07061337200]。ニコリスクに収容された捕虜ポルトヘーフェルは芸術家で、日本軍の管理に移ってからの改善された待遇に感激し自筆の油絵を、ウラジオ派遣軍司令官を経て宮内省へ献納したい旨の願いを出している。「額面献物の件」[JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:C07060875000]
- 16 板西警察分署警備警察官出張所「瑞典宣教師「ネアンデル」ノ訓話」『大正七年雑書編冊』徳島県立文書館所蔵。「ウラジオオストックのドイツ人俘虜」『デイ・バラック』第三巻第二四号 鳴門市ドイツ館史料研究会 二〇〇五年
- 17 東シベリアの捕虜に対する支援の状況は、『日刊電報通信』「Fischer Telegramm - Dieter Bando」一九一九年三月十一日「ドイツ日本研究所 DIJ」板東「レクシモン」(https://banda.fthackyo.org/page=uche_detaiph&p;id=)から引用した。
- 18 井上忠男 『赤十字ゆかりの地ガイドブック Ref. Cross "Tactical" 学校法人日本赤十字学園 日本赤十字国際人道研究センター 二〇二二年

「人道の港敦賀ムゼウム」の使命

——語り継ぐポーランド孤児・ユダヤ難民救済の秘話

人道の港敦賀ムゼウム館長（敦賀市観光部人道の港発信室長）

西川明徳



1 はじめに

福井県敦賀市、全国的な知名度はそれほどでもないが、実は小さいながらもその港の歴史は古く、かつ独自性に富んでいる。

本州日本海側のほぼ中央に位置する敦賀港は古くから天然の良港として知られ、二千年の昔「筍飯浦」と呼ばれていた頃から、大陸との交流の玄関口となってきた交通の要衝であった。

江戸時代中期以降は北前交易の中継基地として栄えたほか、一八九九（明治三二）年に勅令によって開港場に指定

されて以降、ウラジオストクとの間に定期航路が開設され、更に東京から敦賀経由でヨーロッパと結ぶ「欧亜国際連絡列車」が運行される等、交易拠点としての敦賀港の繁栄を示す事例は枚挙にいとまがない。

そして、このような国際港としての地位を有する敦賀を舞台として、大正時代から昭和初期にかけて、ポーランド孤児やユダヤ難民の日本上陸という出来事が起こり、当時

現を考案された日本海地誌調査研究会顧問、故井上脩氏に敬意を表し、ごく簡潔で大変恐縮ではあるが、この場を借りて氏の功績等を紹介させていただく。

元国鉄職員として、鉄道に関しても随一の知識と経験をお持ちの井上氏が日本海地誌調査研究会紀要創刊号に『人道の港 敦賀港』を執筆されたのは二〇〇二（平成一四）年のことであった。

一九九九（平成一一）年に開催された敦賀港開港一〇〇周年記念イベントにおいて、先駆者らのご尽力のおかげで実現した所謂「命のビザ」の敦賀での運命的な展示から月日を経過していたものの、一部の専門家の間を除き、残念ながら当時はまだこの「人道の港」というフレーズ及びそれが指すエピソードが大きな関心を集めることには至らなかったようである。

しかし、それから更に数年の時を経て、事態は大きく動き始めることとなった。

転機となったのは二〇〇六（平成一八）年一〇月のJR湖西線・北陸本線直流化開業であり、厳密に言えば、この直流化によって主に関西エリアから多くの観光客が見込まれるようになったことを受け、その受け皿として実施した、ある事業が起点となっている。



の人々が彼らを温かく迎え入れた史実から、敦賀港は「人道の港」と呼ばれるようになった。

2 人道の港とは

既述のとおり、ポーランド孤児やユダヤ難民上陸の史実をもとに敦賀港は「人道の港」を標榜しており、本稿では特に日本赤十字社と関わりの深いポーランド孤児についてなるべく詳述させていただきたいのだが、その前に、こうした歴史に先見性をもって注目し、この「人道の港」という表



これは、港を核とした観光振興を図る「みなと観光交流促進プロジェクト」のモデル港として国土交通省港湾局が敦賀港を選定したことを受けて開催されたものであり、具

体的には、このプロジェクトにおける社会実験として、日本海地誌調査研究会等、関係諸団体の協力のもと、敦賀港がかつてポーランド孤児やユダヤ難民の上陸地となった史実を広く紹介するパネル展を直流化開業日の二〇月二二日から一月二六日まで実施したことを指している。

この社会実験では、ワルシャワ大学のエヴァ・パワシユルルトコフスカ教授らを招いた「敦賀港みなと観光交流促進シンポジウム」や、国土交通省北陸地方整備局敦賀港湾事務所の監督測量船「まつかぜ」体験乗船会、ポーランド料理の試食会等を開催し、敦賀港の歴史的独自性を活かしたプロモーション手法等についての可能性を探求したのだが、特にパネル展については、県外からの観光客の方々のみならず、多くの市民にも来場いただき、大きな反響を呼ぶこととなった。

その結果、開催期間を延長することとなり、当該年度末まで期間延長を繰り返したのみならず、展示を常設化すべきとの意見が多く寄せられたことを受け、当時、敦賀港金ヶ崎緑地内の休憩所としてのみ活用されていた施設の内部を大幅に改修し、上述のパネル展の内容を拡充した常設の資料館「人道の港敦賀ムゼウム」として二〇〇八（平成二〇）年三月二九日に開館するに至ったのである。

3 人道の港敦賀ムゼウムについて

この初代「人道の港敦賀ムゼウム」は、常設施設となったとは言え、そもその規模も床面積が約二五〇㎡と小さく、開館後数年は年間二万人弱の来館者数にとどまっていた。

一方で、施設のコネプトとして、「命の大切さ」や「平和の尊さ」といった普遍的なテーマを取り扱っていることから、特に学校関係者や人権団体関係者にとっては、訪問すべき場所としてのプレゼンスを徐々に、かつ着実に高めていったと思われる。

そして、ユダヤ難民として幼少期に敦賀上陸を果たした後、米国の経済界で成功を収めたレオ・メラメド氏が二〇一四（平成二六）年に敦賀再訪を果たし、多くのメディアの注目を集めたこと等も、その後、イスラエルや米国のユダヤ人関係者にとつての重要度を高めることや「人道の港敦賀ムゼウム」ひいては「敦賀市」の知名度向上に大きく貢献したと言えよう。

また、二〇一五（平成二七）年には「大迫アルバム」と呼ばれる、日本海を渡って敦賀港に上陸した難民らの顔写真等が収められた貴重な史料がご遺族から敦賀市に寄贈され、

その後、複製が展示資料に加えられる等、館としての充実も進んだ。

更に、近隣に新たな集客施設「敦賀赤レンガ倉庫」がオープンしたことや、映画『杉原千畝』が全国公開されたことによる相乗効果によって来館者が大幅に増え、二〇一七（平成二九）年以降は大型外国クルーズ客船の寄港等による外国人観光客数も急伸した。

こうした外部要因による追い風が吹く中で、北陸新幹線敦賀開業を見据え、立地エリアである「金ヶ崎」地区の周辺施設整備計画が二〇一八（平成三〇）年に策定され、敦賀ならではのオンリーワンの観光資源として、いよいよ手狭になつてきた資料館をリニューアルする方針が定められた。

そして、この潮流と時をほぼ同じくして、敦賀市の組織改編も進み、二〇一六（平成二八）年には「人道の港発信室」が新設され、「人道の港敦賀ムゼウム」のプロモーションや、増加する関係国からの要人等受入れに奔走する日々が始まった。

「人道の港発信室」として、従前以上に情報発信に注力してきたほか、リトアニアやポーランドといった欧州の関係国や米国に市長を団長とする使節団を派遣する等の取り組みを行い、現地でのネットワーキング等にも努めてきたの



だが、上記の「ブーム」にあつて、担当者として最も気掛かりだったのは、「人道の港敦賀ムゼウム」の二本の柱のうち、「ユダヤ難民」関連の話題ばかりが目立ち、「ポーランド孤児」の展示については代わり映えせず、進展させるための努力すらしていないように思えたことで、このままでは駄目だと痛感したのであった。

ただ、正直なところ、何をどうしたら良いのか全く分からなかったため、まずは関連書籍を探して読むことから始め、井上脩氏をはじめとする日本海地誌調査研究会の方々が初代「人道の港敦賀ムゼウム」設立に向けて資料提供を依頼していた日本赤十字社の関係者とも改めてコンタクトを取り直したほか、これまではあまり接点のなかった社会福祉法人福田会との関係者にも面談を依頼し、敦賀上陸後のポーランド孤児が過ごした場所(当時の福田会育児院を自らの目で確かめてみることにした)。

また、このテーマについて一番詳しい人物がポーランドにいたことを知り、現地まで駆け付けて教えを乞うとともに、資料拡充の可能性を探った。

もちろん上手く運ばなかったケースもあったが、このようにがむしゃらに取り組み続けた結果、関係者との繋がりが次なる縁を生み、ポーランド孤児に関する国際会議に招

請される等、追い風が吹いてきたのを強く感じた。

そして、ポーランド孤児上陸100周年を翌年に控えた二〇一九(令和元)年には、ポーランド孤児に関するシンポジウムを敦賀市内で開催するとともに、二〇〇点を超える関連資料の寄贈を受け、翌二〇二〇(令和二年)のリニューアルオープンを向けて、従前よりもポーランド孤児のコーナーを大幅に充実させるための弾みが付き、ユダヤ難民に関する展示内容のあり方を含め、熱のこもった打合せを連日重ねることとなっていった。

4 リニューアル内容と今後の展望について

既述のとおり、「人道の港敦賀ムゼウム」のリニューアルにおいては、北陸新幹線敦賀開業に向けた受け皿整備という側面があり、今後増加が見込まれる来館者の受入態勢強化を図るべく、従来の約四倍の展示スペースを確保した上で、新たな展示資料を追加したほか、アニメーション動画による解説やデジタルアーカイブコーナー、大型スクリーンを備えたシアタールーム、数十名が収納可能な研修室を新設し、規模・内容両面での拡充を図った。

また、大正から昭和初期の敦賀港を象徴するレトロな建

築物四棟を当時の位置に復元し、新たな「人道の港敦賀ムゼウム」として供用していることから、この場を訪れる方々には、館内展示をご覧いただくだけでなく、ポーランド孤児やユダヤ難民が上陸した場所に立ち、是非往時の光景に思いを馳せていただきたいところである。

コロナ禍の影響もあつて、拙稿執筆中の二〇二二(令和三年)秋の時点までは、なかなか来館者数が伸びない状況が続いているが、今後は県内や近隣エリアからの学校団体による予約を多数いただいていることもあり、一般団体や個人客の誘致を含め、関係先へのプロモーション活動に注力していくとともに、日々の館内案内におけるスキルアップ等、人材育成にも注力して行く所存である。

また、企画展の開催等、リニューアルによって可能となった強みを活かすことも忘れてはならない重要なポイントであろう。

企画展開催の意義としては、初代「人道の港敦賀ムゼウム」において顕在化していた「いつ行っても内容が同じ」という課題を解消することが第一に挙げられるが、他の研究機関や関連施設等と連携した展示を行うことによって、展示の幅が広がるという効果も期待できるほか、スタッフ一人ひとりがテーマを探したり、内容を更に深く調査したり

することによって、来館者への解説内容が充実していくことにもつながると考えている。

既に開催済みの企画展としては、あるポーランド人外交官を扱った歴史重視のものや、ポーランドという国の紹介を主眼とし、東京オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンとしての取り組みの一環で開催した、比較的柔和なテーマのものがあつたが、それぞれ、ユダヤ難民の歴史に関心の高い方々から高い評価をいただいたり、歴史を扱った展示内容に偏らず、若年層を含む多くの方に楽しみながらご覧いただけたりと、新「人道の港敦賀ムゼウム」の可能性の高さをお示しできたと捉えている。

今後、当館で扱うテーマとの親和性を第一に、多くの方に喜んでいただける内容を企画していきたいと考えているところであるが、当面の最重要テーマは、第二次ポーランド孤児救済事業から二〇二二（令和四）年で一〇〇周年を迎えることを受けた企画展の開催である。

既述のとおり、新「人道の港敦賀ムゼウム」リニューアルオープンに合わせて入手した多数の資料があるものの、未だに実際の展示には活用できていないものも多数あるため、これらの調査研究を進め、多くの方々にご覧いただけるよう、日本赤十字社の方々にもご協力を賜りながら、準備作

業を進めている。

また、この史実を発信していく必要性を強く感じている国内外の関係機関との連携によって、新たな資料や情報の発掘にも積極的に取り組み、展示内容に盛り込んでいきたいと考えている。

そうした観点からも、特に一九二二（大正一一）年当時、大阪で過ごしたポーランド孤児たちに関する資料や情報をお持ちの方がいらっしゃったら、是非当館にご一報をお願したい。

滞在中の孤児たちが目にした、ルナパークや天王寺動物園といった当時の日本の姿に思いを馳せること自体が乙なものであるうし、更には、ユダヤ難民上陸当時の様子について市民から収集された証言を中心に設立した当館の成り立ちに立ち返ってみるという意味でも、そうしたインタラクティブな取り組みには大きな意義があると信じて疑わない。

企画展に関する記述が少々長くなってしまったが、今後の展望に関して、是非ともお伝えしたい点がある。

それは、地元、福井県立敦賀高校「創生部」の存在である。「コロナ差別」に関する報道に触れたことを契機に、敦賀ではそのような事態を招きたくない、誰もが末永く住み続

けられる街にしたい、今まで以上に市内外の多くの人から愛される街にしたいといった思いから、当時の一年生二一

名が二〇二〇（令和二年）に発足させた組織で、新「人道の港敦賀ムゼウム」も、その活躍の場となっている。

リニューアルオープン式典等、様々なイベントでお手伝いいただいているほか、二〇二二（令和三年）春からは館内ガイド実践に向けた本格的な研修をスタートさせ、同年九月にはついにガイドデビューを果たした彼らは、注目の存在であるとともに、今や我々スタッフにとって、なくてはならない存在でもある。

彼らの意欲には感服するばかりで、この「創生部」の活動が充実したものになること、彼らの将来にプラスになることを念頭に、今後も担当者としての知識やネットワークを惜しむことなく提供していきたいと考えている。

また、誇りを持って、ふるさと敦賀のことを語れる若者が増えることが喜ばしく、広告塔としても活躍いただきたいと思っているほか、将来的に当館のスタッフを目指すメンバーが出てくれば、という夢も膨らむ。

彼らのますますの活躍と前途洋々たる将来を願ってやまないところであるが、それと同時に、「人道の港敦賀ムゼウム」が彼らの活動拠点としても日々活かされていることに、

施設整備における大きな成果を見出している。

5 終わりに

拙稿において、筆者の経験をもとにその歴史を綴らせていただいた「人道の港敦賀ムゼウム」は、二〇二〇（令和三年）一月三日に無事リニューアルオープンを迎えることができたのだが、この取り組みの礎を築いたとも言える井上脩氏がその前年にお亡くなりになってしまい、新館の完成した姿を見ていただけなかったのが大変心残りであると同時に、もしご存命であったなら、改めるべき点を多々指摘されたのだろうという反省の念を抱いたことは一度や二度ではない。

しかしながら、今こうして多くの若い世代にも関わっていただき、内外に「人道の港」を発信するようになったことだけは胸を張ってお伝えできている。

新ムゼウム整備に向けて奔走した二〇一九（令和二）年度の終期にコロナ禍に突入し、予定どおりオープンできるのか心配しない日はなかったが、多くの来賓の方々ご臨席のもと、青空の下でセレモニーを開催でき、心から感動したあの瞬間のことは一生忘れられない。

心に残る手書きのメッセージを来館者の皆さんが残して行っていただいているのを読むたびに、また、リニューアルオープンを機に緊急事態宣言の合間を縫って東京からツアーでお越しいただいた方々をはじめ、「来て良かった」、「また来たい」といった感想をお聞きするたびに、そして、教賀高校「創生部」のメンバーが生き生きと館内ガイドに取り組み姿を見るたびに、これまでの努力は決して無駄ではなかったと強く感じるとともに、展示内容の更なる充実やスタッフのレベルアップで応えていかなければ、と思いを新たにしている。

今後、関係者の皆さんのご意見を賜りながら、また、国内外のサポーターの皆さんのご協力を得ながら、常により良い施設を目指すことが最も重要なタスクであり、それによって内外から「教賀にはムゼウムがある」と一目置かれるような施設を目指すことに注力し、国内外で「ツルガ」のプレゼンスを高めることに全力で取り組んで行く所存である。

特集1…人道の先達

熊本洋学校教師ジェーンズの業績

——震災からの復興を待つ日赤記念館の歴史物語

黒田孔太郎
ジェーンズの会副会長



米国から招かれ教育に献身

「熊本洋学校教師ジェーンズ邸」は二〇一六（平成二八年）四月の熊本地震で完全に崩壊しました。一八七二（明治四年）一〇月に建てられた熊本で最も古い西洋建築物でした。熊本洋学校に教師として招かれたリロイ・ランシング・ジェーンズ (Leroy Lansing Jones) が家族と一緒に住んだ邸宅です。ジェーンズは一八三七年にアメリカ合衆国オハイオ州ニューファイデルフィア市に生まれカリフォルニアのサンノゼで一九〇九（明治四二年）三月二十七日、七十二回目の誕生日に亡くなりました。

一六歳になった時、父親から勧められて、法律事務所では法律の勉強を始めました。しかし彼の関心は、ワシントンやナポレオン等の活躍にあったのでした。義務的な法律の勉強に見切りをつけたジェーンズは、軍人になろうと思い、父親を少しづつ説き伏せていき、ついに、アメリカで最もハイレベルの「ウエスト・ポイント陸軍士官学校」の士官候補生として入学したのです。ジェーンズが嬉しかったのは、

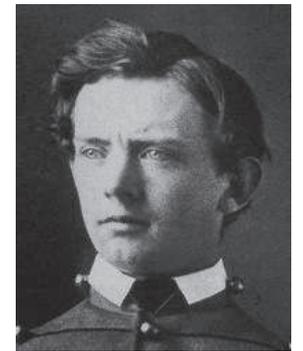


倒壊前のジェーンズ邸

学ぶ内容が軍事工学だけでなく、物理、化学、天文学、地理学、地質学と様々な勉強ができたので、卒業後は民間でも仕事が出来るようになっていたことだったのです。ウェスト・ポイント陸軍士官学校出身者は道路、運河、鉄道といった分野でも活躍できたのです。

一八六一年に卒業と同時にリンカーン大統領が奴隷解

放をめざした南北戦争ではリンカーン側の北軍に参加して、砲兵大尉になりました。北軍の勝利で戦争は終わりましたが、長い戦争で体調も崩したこと、「戦争がないときの軍人は何の役にもたない」と考えて、軍隊を辞めてメリーランド州セント・デニスに妻と生まれたばかりの娘、エリザベスを連れて「エルク・リッジ」農場で農業にはげんだのでした。



L・L・ジェーンズ

一方日本では、江戸時代の終わりごろから明治時代にかけて熊本から開明的な思想家で偉大な人が出ました。その人の名を横井小楠よこいしやうなんといいます。小楠は福井(越前)の藩主松平春嶽まつだいらはるたけに招かれ、新しい日本をつくるために福井や江戸でたくさんの人を指導したのです。この小楠の甥の横井大平よこいだいへいが一八六九(明治二年)末に密航して勉強していたアメ

リカから帰ってきて、熊本知藩事ちはんじ、細川護久ほそかわもちひさに洋学校をつくることを勧めました。護久はその勧めを受け入れ洋学校をつくり、熊本の少年たちに外国の文化を取り入れて新しい日本をつくるための学問を教えることにしました。そこに教師として招かれたのがジェーンズだったのです。

日々が試験の厳しい教育手法

熊本洋学校が始まった最初の年には、一〇歳から一五歳までの少年、約五〇〇名の入学希望者が集まりましたが、試験を受けて入学を許されたのはわずかの四六名でした。ジェーンズが熊本にいた五年間に約二〇〇名の生徒が洋学校に入ってきました。

入学生のほとんどは外国人を見たことがないものばかりでした。しかしジェーンズも日本語を使わないで英語だけで二〇教科の勉強を教えたのです。それは「今から洋学を学ぶものが通訳に頼るようでは本当の学問は身に付かない、英語の本を読んで英語で答えることができる国際人を育てよう」という考えからでした。二人いた通訳は解雇されました。生徒たちは生まれて初めて会ったアメリカ人が全く日本語を使わないので大変苦労しましたが、自分たち

は新しい日本をつくるという考えで、頑張ったので、まわりが目を見張るほどの力をつけていきました。

英語指導の様子を同志社英学校の第六代同志社社長となった「下村孝太郎しもむらこうたろうの回想」から引用します。

洋学校において第一番目に学んだ教科書はウェブスターの「スペリング・ブック」だった。私は初めて先生について、この書物を学んだ。最初の日、a, b, c, d, e, f の6文字を学び、三、四日でこれをおわり、次にba, bb, be, be, bi, bi, bayの章に移った。わたしは先生の教えのとおり、ba, bb, beと唱えるけれども、なぞとaを一緒にして、べーと発音するのかわからない。ただ、むやみに勉強して、これを暗記した。翌日、教室で先生は生徒を列に立たせて、これを暗誦させた。先生が先ずべーと言えば始めの者がべー、ba, bb, beと答える。もし、先生に聞かれて、始めのべーを唱えない者があれば、先生はすぐに「ネッキスト」と言われ次の者がこれに答える。その答えが正しければ、席次を前者と入れ替える。速やかに答えることができないう者や忘れて答えることができない者も、また、同じように、その席次をおとされる。ようやく進んで、二

音節のところにくれば、一日に四〇文字の暗記を課せられる。毎日、大いに苦しんだ。それなのに、先生はある日、私の席次以下の者の進歩の望みがないという

ことで、退校を命じた。そのため、私は戦慄し、これより、ますます勉強に励み、一字も忘れることもなく、その順序さえも暗記することにつとめた。



ジェーンズの指導の様子

このように苦勞してまず英語の学習に取り組んだ生徒たちは二、三年後には日常会話をはじめとして授業でも英語で受け答えができるようになっていったのです。洋学校では徹底した自学自習を基本としました。ジェーンズは答えは教えずに自分で調べたり、深く考えたりするように指導したのです。クラスを幾組かに分け、その一組を別室で一度に一時間ほど少人数で教えました。その授業を受けていないときは自習だったのです。そのあと自習した内容に関する質問をして答えることができたものは席を前に移動させ、答えることができなかったものは席を後ろに移動させたのです。このように成績順に座らせて学習意欲を高めたのでした。勉強は季節によって四時または五時まで続きました。あとになると、第一年次、第二年次生の優等生が下級生の先生役をしたのです。自習中はジェーンズの厳しい、しかし愛情豊かな監督があつたので、一言も話し声がありませんでした。また毎日成績順に机を入れ替えたので「毎日が試験のようだ」と皆真剣に勉強していきましました。

日本のキリスト教指導者を輩出

ジェーンズは男尊女卑の風潮であつた日本の教育制度を変えることにも力を尽くしました。洋学校開校の四年目から横井小楠の娘「みや子」とジェーンズの教え子であり、日本を代表するジャーナリスト徳富蘇峰の姉「初子」がこの洋学校で男の生徒に混じって勉強をすることを許可しました。ところが男子生徒たちが猛烈に反対したのです。ジェーンズはその反対する者に対して、母の偉大さを説き「君のお母さんは、男か女か、どっちだ? Man or Woman?」と云つて納得させたのです。日本で最も早い高等な「男女共学」をこの熊本洋学校で始めたのでした。

ジェーンズは洋学校での授業中にはキリスト教には全く触れませんでした。欧米文明の根底にはキリスト教があるという考えを持っていました。そこで洋学校ができて三年目ごろからは自宅で毎週土曜日の夜キリスト教の聖書研究会を始めました。しかしジェーンズは講義らしい講義、説教らしい説教はしませんでした。英訳の聖書を与えて一同で自学自習的な輪読をさせたのです。ジェーンズに質問が出て「私にもよくわからない。キリストに会ったら聞

いてみようと思う」というような答をしたそうです。集つた者が一節ずつ廻り読みして一章読むという方法をとつたのです。

聖書会に集まつたものは、真面目にジェーンズの言葉に耳を傾け、キリスト教の真理を探求し、欧米文化の源をさぐるうとしたものもいましたが、キリスト教は邪教だからその欠点を見つけようとか、英会話学習のために参加するものもいました。また会のあとで西洋の菓子が出るのを聞いて、これを楽しみにして行つたものもいたのです。

その中から熱心なキリスト教信者ができました。この人たちは一八七六(明治九)年の一月三〇日に熊本駅のそばにある花岡山に登りました。そこで賛美歌を歌い聖書を読んだ後に用意してきた「奉教趣意書」を読み上げこれに自分の名前を書き入れました。

奉教趣意書

余輩曾て西教を学ぶに、頗る悟る所あり。爾後之を讀むに、益々感発し、欣戴措かず、遂にこの教を皇國に布き、大に人民の蒙味を開かんと欲す。然りと雖も、西教の妙旨を知らずして、頑固旧説に浸潤するの徒未だ斟からず。豈に慨嘆に堪ゆべけんや……(以下省略)



奉教の碑

「私たちは勉強してみたらキリスト教は素晴らしいという事が分かった。だけど依然として我が国には正しいキリスト教を知らないで古い説にとらわれている人が多い。何と嘆かわしいことだろう。そこで私たちはもつとキリスト教を勉強して素晴らしい国を創ろうではないか。そして仲間として次の三つの決まりを守ろう」というような誓いを立てたのです。これを、「花岡山の結盟」とか、「花岡山の誓い」

総長、浮田和民（早稲田大学教授、市原盛宏（朝鮮銀行総裁）、宮川経輝（大阪教会牧師）、遠山参良（九州学院院长）などがいます。

抜きんでたハイレベルな教育

熊本バンド以外のジェーンズの教え子からは横井時敬（東京農業大学初代学長）、中原淳蔵（九州帝国工科大学初代校長、船越欣哉（当時の熊本県庁を設計、建築する）などが生れています。

ジェーンズの教え子の優秀さを示す例を一つ上げます。中原淳蔵は工学寮（後の工部大）東大工学部の前身へ進んだ人です。中原が書いた「六十年前の思出」から引用します。

予は在東京の學生は餘程我等よりも洋學は進んで居るであろうと思つて居た、入學試験に及第するのも容易なことではあるまいと思つて居た、然し試験に出席してみたら幾何の問題は皆知つて居る、定理及作図法であった、而して予は迂闊にも試験問題を印刷したる紙の裏にもなほ問題の載つていたのを氣附ずして表の問題のみを全部解して答案を出して仕舞つた、下宿に帰つて初めて氣附いた時には及第は六かしかうと

と言います。

キリスト教を耶蘇教といつていた時代です。この誓いが一番驚いたのは家族や親戚で、どうにかしてキリスト教を辞めさせようとしたが彼等の決意は固く、様々な迫害がおきても信仰を続けました。しかしこの花岡山での誓いが一般にも知れわたつたために、洋学校は一八七六（明治九年七月）の卒業式を最後として閉校となりました。

ジェーンズは信仰心を持った洋学校の生徒たちに京都の同志社英学校に行くことを勧めました。これは新島襄がアメリカから帰つてきて開いたばかりの学校でした。彼等は同志社の中では大目立つた存在になりました。ジェーンズから四年、あるいは五年も教育を受けていたので他の学校から来た学生たちを圧倒してしまいました。学生でありながら、指導者としての力も持っていたので先生の役目もしたのです。これを見て同志社の先生たちは熊本からきたジェーンズの教え子たちを、熊本からきた集団、あるいはグループという意味で「熊本バンド」とよぶようになりました。「熊本バンド」は「札幌バンド」、「横浜バンド」と並ぶ日本三大バンドと呼ばれるようになり、このバンド出身の人たちは後に日本の宗教界、教育界、実業界のリーダーとなつていったのです。その中には、海老名弾正（同志社大学

思ったが然し後聞くところによれば一番であつたと云ふことである、又翌日の物理は口頭試験であつた、これは平常物理で鍛錬して居たから得意であつた、答の好く出来鮮かだつたためか物理の教師と教頭とが予の座席に來て何処で學んだ乎何人に就きて教はつた乎など聞かれた、予は直に熊本洋学校に於て米国人エルゼルゼインズ氏に就き學修したと答えた、時に明治八年三月末日であつた、

中原は筆記試験問題の裏にも問題があつたのに見逃して表の問題だけを解いたので、それにもかかわらず首席で入学したのです。なんと愉快な話ではありませんか。中原の在学中に工学寮は工部大となり、一八八二（明治一五年）に卒業しました。いかに中原が優れていたか、ジェーン



中原淳蔵「六十一年前の思出」

ズの熊本洋学校がハイレベルであったかを表すエピソードです。

ジェーンズは長い鎖国時代の封建制がもたらした弊害を取り除くことにも力を尽しました。熊本にやってきた時、通り道にあった畑を見て日本の農業は素晴らしいと思ったのですが、熊本の野菜は育ちがよくて見かけは良いが種類が少なく、味が薄くて栄養価も少ないので醬油や塩を多量につかい、塩中毒にかかっていると感じました。そこでアメリカからキャベツ、カリフラワー、レタス、オクラ、とうもろこし、ジャガイモ、トマト、スイーデンかぶ、メ



熊本初の新聞「白川新聞」

ロン、ピーナッツ等の西洋野菜の種を取り寄せて栽培し、熊本に広めました。また洋学校の生徒たちに壊血病が流行った時には食生活がよくないと感じたので飼っていた牛を護身用の銃で殺して牛肉と野菜入りのシチュー風の料理を洋学校の生徒たちに食べさせました。生徒たちはこの食事を誰も嫌がらず、二、三週間、同様な食事を続けました。その結果、「塩中毒や壊血病」はあと形もなくなり、生徒たちの健康状態はよくなり生徒たちも奇跡と思ったのです。当時の日本には牛肉を食べる習慣はありませんでしたが、熊本県ではこのことがあってから牛肉を食べる習慣ができてきました。そして熊本の人たちの日常の食生活改善として牛肉、牛乳、パンを食べさせるきっかけとなりました。

震災からの復興——二〇二三年八月再建めざす

学習教材を作るためにアメリカから取り寄せた印刷機が熊本で初めての新聞の発行に一役買いました。この印刷機は最初は洋学校の生徒たちの教科書を作成する目的で使用されましたが、後では不要になりました。アメリカから物資がどんどん入って来るようになったのです。一八七四(明治七年)、肥後の旧藩士であった伊喜寛文吾、水島貫之が塩

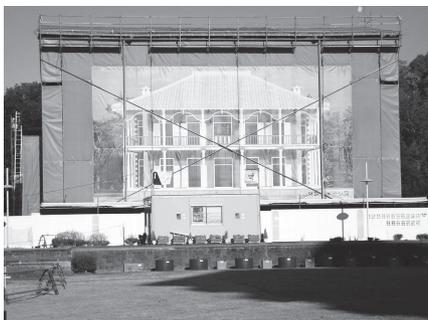
屋町に熊本活版社を創設しました。二人は長崎で印刷技術を習得したあと活版社でハント式手引き印刷機で新聞等を印刷していましたが、後にはジェーンズが用いた印刷機の払い下げを受けてそれで印刷するようになりました。そして九州で二番目といわれる「白川新聞」を発行しました。さらにジェーンズが来る前には田畑を耕すのも人が鋤を使っている、すべて人力で行う農業でしたが、牛や馬に引かせる西洋鋤を取り寄せて家畜を使う能率的な農業を紹介したのでした。

このように、学校の先生としてだけでなく、熊本の、そして日本の文明開化に大きな貢献をしたのが熊本洋学校の教師、ジェーンズであったと言えるのではないでしょうか。

現在「熊本洋学校教師ジェーンズ邸」は、「元水前寺体育館」跡に復元建築が始まりました。二〇二二(令和四)年六月完成を目指しております。以前に比べたらわかりやすい所になります。家族そろっておいでになると楽しい話を聞くことができ、熊本の再発見ができるでしょう。



ジェーンズ邸復元工事の様子



青少年赤十字 100 周年

世界同胞の健康増進と友好親善を希求

国際赤十字・赤新月運動に青少年活動の場である「青少年赤十字 (Junior Red Cross)」が組織化されて今年で 100 周年を迎える。第一次世界大戦の悲劇を経て、戦後の赤十字の新たなミッションとして誕生したのが青少年赤十字であり、それは諸国間に平和と友好の精神を培い、同世代の若者に健康と安全の意識を喚起することを目的とした。以来、今日まで赤十字ユースの中核を担う組織として青少年赤十字は児童生徒と教職員の参加を得て活発な活動を展開してきた。本特集では、長年、学校教育現場で青少年赤十字の指導に携わってこられた方々に自らの教育体験に基づく青少年赤十字の理念と教育的意義についてご寄稿いただいた。



式典に参加する少年赤十字団代表ら

青少年赤十字誕生から100年

——平和世界の担い手を育む：その理念と足跡

井上忠男

日本赤十字国際人道研究センター所長
(日本赤十字秋田看護大学特任教授)

第一次世界大戦の終結と国際連盟の設立

青少年赤十字 (Junior Red Cross、以下「JRC」) の誕生は、今から100年前の一九二二年にさかのぼる。一九一九年に終結した第一次世界大戦は四〇〇〇万人ともいわれる兵士と民間人の犠牲を伴ったが、青少年赤十字は、戦後世界の新たな赤十字の重要な活動の一つとして組織化された。

第一次世界大戦後の世界の集団安全保障機構としてアメリカのウッドロウ・ウィルソン大統領により構想された国際連盟は、一九一九年四月二八日からのヴェルサイユ講和会議におけるヴェルサイユ条約の締結(六月二八日)並びに国際連盟規約の採択を経て一九二〇年一月一日に設立され

た。この国際連盟の成立が国際赤十字・赤新月運動(以下「国際赤十字運動」)の歴史の大きな転換点となった。

国際連盟規約第二五条に盛り込まれた「赤十字篤志機関」の設立に関する条文には、「連盟国は、全世界に亘り健康の増進、疾病の予防及び苦痛の軽減を目的とする公認の国民赤十字篤志機関の設立及び協力を奨励促進することを約す。」とあり、以後、各国に赤十字社の設立が進み、今日の国際赤十字運動の発展の端緒となった。この大転換がなければ、赤十字は今日のような世界的運動にまで発展しなかったであろうことは容易に想像できる。

第二五条が国際連盟規約に挿入された背景には、米国の主導的な動きだけでなく日本赤十字社からパリの赤十字会議に派遣された日本赤十字社嘱託・蜷川新(国際法学者)の提

唱が影響したといわれる。蜷川は手記の中で次のように記している。

「一九一九年三月、私はパリにいた折、私見を強く主張した書信をウィルソン大統領、ポワンカレ大統領、それにイタリアの代表オランダ氏に書き送った。これらの書信が間違いなく届くように、特別なメッセージをそれぞれのホテルに向かわせた。そこから少々たつた四月のこと、平和会議に出席中の日本の代表から国際連盟憲章草案の第二五条に平時における赤十字の業務についての条項が急遽入れられることになったと聞かされた。このために払って来た私の努力が、ウィルソン大統領のおかげで、無駄にならなかったことを知り、私は非常に嬉しかった。」(『The

Facts about the Formation of the League of Red Cross Societies by Dr. Arata Ninagwa - Tokyo, 1929』太田成美訳より)

国際連盟規約が採択された直後の一九一九年五月五日、パリの赤十字国際会議で各国赤十字社の連合体である赤十字社連盟 (League of Red Cross Societies、以下「連盟」) が設立された。それまで戦時救護を主な活動としてきた赤十字に初め

て平時活動を推進するための道が開かれた。設立を主導したのは米国赤十字戦時評議会委員長ヘンリー・P・デビンと英国、フランス、イタリア、日本の五カ国の赤十字社だった。赤十字社連盟の理念は米国の主導者の意思が強く影響していたと思われるが、日赤代表・蜷川新のロビー活動が大きな影響を与えたといわれる。蜷川は晩年の著書の中で「新連盟(赤十字社連盟)の成立については、実際の活動は、米国赤十字の人であった。しかしながら赤十字の連盟を形成する必要を、初めて世界に主張したるものは日本人である。即ち、遠慮なく言えば一九一九年二月の国際赤十字雑誌に、私がこの必要を論述したのが、そもそのはじめである。」(蜷川新著『国際連盟の解説』実業之日本社、大正九年三月一日発行、一〇六頁)と記している。

青少年赤十字の誕生

第一次世界大戦後の世界の問題にどう立ち向かうのか。それは戦後国際社会の大きなテーマだった。この問題に対する赤十字の答えが赤十字社連盟の設立だった。とはいえ、戦争は引き続き世界の潜在的な脅威であったが山積する世界の問題は戦争だけではなかった。当時、世界に蔓延して

いた結核や疫病などの健康問題、自然災害等は、等しく人類の脅威に他ならなかった。これらの問題に対処することに赤十字は新たなミッションを見出し、果敢に取り組む必要を感じた。その一翼を担う組織としてJRCは誕生した。JRCは当時の世界的課題であった健康問題への取組みとともに国際間の平和友好の精神を涵養することで将来世界の平和に寄与することが期待された。そのモデルとなったのは、既にカナダやアメリカに組織化されていたJRCだった。

一九二二年、ジュネーブで開催された第二回赤十字社連盟総会は、青少年赤十字(JRC)の設立に関する決議第一八を採択し、ここに赤十字の青少年活動が正式に産声を上げた。日本ではこの決議を受けて、同年(大正一二年)五月に滋賀県守山市の野洲郡守山尋常高等小学校(現守山市立守山小学校)に少年赤十字団が設立された。

第一次大戦下のカナダ、アメリカで生まれたJRC

JRCの初期の活動は、第一次大戦下のカナダやアメリカに見られる。一九一四年にカナダ・ケベック州の小学校の児童生徒が兵士に包帯、被服、慰問品をカナダ赤十字を通じて支援した。また一九一七年四月、アメリカが大戦

に参戦すると、アメリカは国家一丸となって戦争遂行の総動員体制へと移行し、兵士の留守家族への支援や戦争募金、戦争国債への協力、慰問物資の支援など銃後の市民活動が活発に展開された。そして一九一七年九月一日、当時、アメリカ赤十字総裁でもあったウィルソン大統領はJRCの結成を呼び掛ける宣言を発し、ここにアメリカ赤十字



©American Red Cross

その留守家族などへの支援を行った。現在でもその伝統を受け継ぐ赤十字クラブ(Red Cross School Clubs)が赤十字の支援で行われ、児童や教師を対象にした防災教育やライフスキルの講習などを実施している。

「健康安全、奉仕、国際理解・親善」を促進

一九二二年の青少年赤十字設立に関する連盟総会決議第一八は、その目的を次のように謳っている。

「青少年赤十字は新しい平和の文明の備えをするために、健康の増進と青少年の人間相互の連帯という国際的精神の涵養とを助成するために最も有効な要素の一つである。青少年メンバーはその国の学校組織に適応させるものとする。総会はこの運動の本来的な指導者は教員であり、運動の成功は教員の協力にかかっており、教員メンバーの見識に沿うことが重要であると考える。」

また決議第一九は、学校教育を受けることができない青少年の事情も考慮し、学校教育外にも青少年赤十字を組織することを決議している。これが今日のRed Cross Youthの先駆けとみることができる。同決議は次のように記している。

字のJRCが正式に組織化された。ウィルソン大統領は宣言の中で「今こそ、諸君の時間と努力を何らかの方法で国家のために生かす時である」と呼びかけ、兵士とその留守家族への支援や大戦下で苦しむ世界の青年同胞への支援を呼びかけた。こうした中でアメリカ赤十字の規模は急速に拡大し、アメリカが参戦した一九一七年に約一万人だった会員数は、一九一八年には二二〇〇万人、青少年メンバーは一一〇〇万人に膨れ上がり、国民のほぼ三分の一が赤十字の戦時救済事業に参加するまでになった。

アメリカの赤十字事業への児童生徒の参加は、一八八四年、設立間もないアメリカ赤十字(二八八一年設立)に中西部の洪水被災者支援のために六人の小学生が五〇ドルを寄付したのに始まるとされる。その後、一八九八年のアメリカ・スペイン戦争でも兵士や留守家族への慰問品支援などが行われた。赤十字事業への児童生徒の参加は、既にオランダ(二八七〇年)、ブルガリア(二八八五〜六年)、カナダ(二八九〇年)に見られたが、第一次世界大戦下で青少年の赤十字活動は欧州諸国(イタリア、ハンガリー、チェコ、ポーランドなど)やオーストラリアにも急速に広がっていった。

その後もJRCは、世界大恐慌(一九二九年)時には失業者等への支援活動を実施し、第二次世界大戦下では兵士や

「青少年赤十字は、その国の子どもたちに平和の理想並びに、特に自分自身と他人への健康への関心ということに関する奉仕の実践、市民としての、また人間としての責任の理解ならびに受容、およびすべての国々における他の子どもたちに対する友好的な扶助の精神の涵養と維持とを普及することを目的として組織される。」

ここに示された理念は、JRCの組織は、①学校教育活動の一環として学校内に組織されること ②指導者は学校の教員であること を骨子とし、またその活動は、①平和の理想への貢献 ②他者の健康への注意関心 ③ボランティア活動の実践 を柱として、世界のメンバー間の友好親善、相互扶助の精神を培うことを目的としていた。

こうして、日本のJRCは、当初より学校教育の中に組織化され、社会教育活動としてのボイスカウト運動やYMCAなどの青少年活動とは異なる性格を持ってきた。JRCを学校教育の場に据えたのは、国際連盟規約に赤十字機関設立の促進が規定されたことと無縁ではない。連盟国の責任として赤十字設立を奨励する限り、その青少年活動は、すべての児童に等しく与えられる学校教育の場が最も相応しいことになる。こうしてJRC活動は、学校教育制

度が整った諸国を中心に発展し、今日では日本、中国、タイ、ネパールなどの国々に継承されている。しかし、学校教育の未発達だった途上国の青少年事情も考慮し、学校外の組織としてRed Cross Youthが整備されていったといえるだろう。

今日、JRCはRed Cross Youthの一部として呼称されることがあるが、その目的は設立当初の理念を受け継ぎ、「命と健康を守る」「疾病と苦痛軽減のための奉仕」「国際理解親善」の三つを掲げている。これらが今日の日本のJRCが掲げる三つの実践目標「健康安全」「奉仕」「国際理解親善」と繋がっている。

「気づき、考え、実行する」を標語に人づくり

JRCの教育的効果を期待して加盟する学校・幼稚園は公立、私立を問わず、全国で約二万四五〇〇にのぼり、二四万人の指導者と三四六万人のメンバーを数える。

第二次世界大戦後の日本赤十字社の再建を支援するため昭和二十一年に来日したアメリカ赤十字顧問団は、アメリカ赤十字のJRCの組織、運営をベースに戦後日本のJRCやボランティア育成を指導助言した。JRCのメンバー

や指導者を養成するリーダーシップトレーニングセンターなど様々な研修やボランティア方式による問題解決、また事例法(ケーススタディ)といった教育手法は戦後の日本のJRCにも取り込まれ、こうした研修を体験した学校教諭らがJRCを通じてこれらを学校教育の場で活用していった。こうしたJRCの理念や手法は現代にも少なからず受け継がれている。その後、アメリカにおいては学校教育の場の青少年赤十字活動は他の欧米諸国の青少年活動に多くみられるように、Red Cross Youth活動に包含され、主として社会活動として行われているが、今日でも赤十字クラブ(Red Cross School Clubs)事業のように学校を対象にした青少年教育活動は継続されている。

日本のように多くの公立、私立学校がJRCに加盟するのは、赤十字の政治的、思想的、宗教的中立性と公共性が広く認知されていることや、文部科学省や各県教育委員会がJRC活動の教育的意義を高く評価してきたことも影響していると思われる。米国において、当初その設立はウィルソン大統領の主導で行われたが、日本のJRCは組織化こそ日本赤十字社の働きかけによるものだが、活動の広がりにおいては指導者としての教員が率先して教育に取り入れたことが大きかったのではないだろうか。



(写真提供：日本赤十字社)



©IFRC



©IFRC



©IFRC

者のみならず、一般の人々に赤十字とJRCへの共感者をいかに育んでいくかが問われているといえる。

文部科学省が「質の高い大学教育」を助成する「教育G.P」事業に採択された日本赤十字秋田短期大学の取り組み(平成二〇年度〜二二年度)は、JRCの手法を大学の教育活動の理念に採用したユニークな取組みであるが、文科省はその採択理由を次のように記している。

「赤十字の理想とする人道主義を実現するという視点から、全人的な人材教育に取り組む総合プログラムであり、(中略)人材育成の目標を態度目標と実践目標に区分して明確化し、(中略)多角的な教育プログラムを実施する本取組みは、全人的人材育成効果に優れている。赤十字の海外ネットワークを利用した海外研修活動や海外各地との遠隔授業も特徴的なものとして注

また、「健康安全、奉仕、国際理解親善」の三つの実践目標と「気づき、考え、実行する」の三つの態度目標が、普遍的な学校教育目標と合致することや、JRCが独自に開発してきた教育手法が教育効果を上げるのに有効であることが学校教育の現場で実証されてきたことも大きかったといえるだろう。

教育効果を文部科学省も高く評価

目される。」

JRCが教育の専門家からも高く評価されるのは、その教育手法が人道的価値観を培うのに有効であるだけでなく、「生きる力」の基本的な資質となる「気づき、考え、実行する」生活態度を実践の中で育むのに有効であることが経験的に実証されてきたことにあるといえるだろう。特に現下の時代状況に照らせば、世界の分断と格差の拡大、人間間の差別的扱いなどが深刻化し、世界の融和と相互理解が一層叫ばれる中では、JRCが目指す人材育成は、宗教、思想、イデオロギーを超えた国際運動として着目されるだろう。

他方で現下の日本の学校教職員の業務量の増大と多忙な業務の実態、あるいは教育機会の多様性などを背景に、加盟校の増加は必ずしも容易でない状況にある。こうした変化する状況に対応するためには、JRCの加盟が教職員に新たな負担を強いるものではなく、分かり易い教育の実践目標と態度目標を提供し、それを実現するための方法論を提示することで教育目標を効果的に達成するためのツールとして理解されるか否かが重要になると思われる。そのためには時代に対応した新たな教育手法やツールの開発も求められるが、これらの努力は熱意ある指導者としての教員を核として推進されなければならないだろう。さらに教育

新年とともに来るべき少年赤十字(博愛) 一九二二年新年号

副社長 侯爵 徳川 圀順とくがわ くにゆき



* 文語体原文を現代語に改変
 欧州大戦が世界の現状に幾多の変革をもたらしたのは当然の結果とはいえ、その影響が予想外に甚大なことは我々の驚嘆するところである。

戦争の結果である領土の移転、主権者の変更、ならびに政治経済上の変革は、戦争そのものがもたらす当然の運命であり、これらは大戦の結果としての事実過ぎないと思えば敢えて驚くようなことではないが、我々はこれら以外の幾多の新しい事実を見せつけられている。

大戦を契機に発生し、発達した各分野の思想の変革や長期の戦禍によって各国が被った経済的打撃、生活難などの凄惨な情景が絶えず我々の眼前に広がっているのである。

現在、ドイツ、オーストリアの学生の救済が叫ばれて

いるが、ロシアの飢饉は現下の問題として我々に問われている。我々は今般、ポーランド児童の救済を完了したが、さらに思想面を観察すれば、その(ロシア革命)影響が少なくないと思われる。ロシアの過激思想は絶対に我が国に侵入させるべきではないが、多少の補正を加えて啓育したり、それを助長するもの、あるいは直ちに導入すべきとするものなどがあるが、まず詳細

にその性質を研究して誤った選択をしないようにすべきである。

こうした様々な思想の中にあっても我々が常に喜ばしく思うことは、人類相愛の思想が発展してきたことである。世界同胞という言葉は古来から唱導されてきた常套語ではあるが、時代と人により世界の意味も異なる中においては、全世界の人々を一つの家族と見なす見解は未だに実現していないのである。しかし、大戦の結果、一部の人々の苦痛は即ち全世界の苦痛となり、利害が相通する事実から全世界の全人類が相互に助け合う共助相愛の精神が自然に我々の思想を支配するようになったことは、結局のところ、大戦の賜物と言わざるを得ないのである。

この事実を最も雄弁に物語るのが赤十字社連盟であり、連盟規約第二条は「全世界と通じて健康の増進、疾病の予防及び苦痛の軽減を目的とする国際的協力を約束し、」 「各国赤十字社と赤十字事業のためにその国の少年の団体を組織する」ことを決議した。まさに第二の国民である少年に赤十字的な教養を養い、将来、永遠に世界に通用する人類共愛の精神を培おうとすることに他ならない。この他、結核の予防撲滅事業は国際的に発展しつつある

ことは周知のとおりである。

私は一昨年、赤十字社連盟総会に出席のため渡欧した際に欧州諸国を視察したが、当時、各国は少年赤十字の創立を検討しているようであった。わが日本赤十字社においても、昨年、本部規則を改正し、少年赤十字団の設置を目的に準備に着手し、近く具体的な成案がまとまる見込みである。これが実現すれば、小学校の生徒を中心とする少年赤十字団は直ちに世界の同胞精神のもとに教養を身に着けるとともに各国の少年間で通信交流を行うことで和平の気風が生まれ、やがて世界の平和に多大な効果をもたらすことはいうまでもないだろう。

また、少年赤十字団は、世界の少年間の健康を増進し、赤十字の人道思想(人道)を養成することを目的にするため、この点においても早急な成立が望まれるだけでなく、将来の赤十字事業にとっても最も相応しい最善の方法であることを確信するものである。それゆえに、現在、赤十字の事業組織の一部であり、一般社会においてもこの意義ある団体の組織化に大いに努力すべきことを切に希望する。

未来のあなたへ、やさしさを。

——創設二〇〇周年に向けた青少年赤十字の取り組み

藤枝大輔

日本赤十字社事業局パートナーシップ推進部ボランティア活動推進室青少年・ボランティア課長

1 はじめに

青少年赤十字は、災害救護活動や医療事業、血液事業などと同様に、日本赤十字社が展開している活動の一つです。赤十字の使命は「生命と健康を守る」「人間の苦痛を予防し、軽減する」「人間の尊厳を確保する」。言い換えると、誰の心の中にもある「やさしさ」や「思いやり」という人道の心を基盤にしています。

赤十字の考え方に基づき、いのちと健康の大切さを学び（健康・安全）、困っている人がいたら親切にし（奉仕）、世界の人々と友好親善を深めること（国際理解・親善）。青少年赤十字では、この「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」を実

践目標に掲げ、様々な取り組みを学校教育の中で展開しています。令和三年三月末現在、全国一千万四万五〇〇あまりの幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で二四万人にのぼる教員の指導のもとに約三四六万人が活動しています。

2 学校教育における青少年赤十字の有用性

文部科学省では、全国の学校が編成する教育課程（カリキュラム）の基準として「学習指導要領」を定めています。この学習指導要領は、時代の変化や子どもたちを取り巻く状況、社会のニーズなどを踏まえ、約一〇年ごとに改訂されています。最新の学習指導要領は、小学校では二〇二〇年度

中学校では二〇二一年度から全面实施されました。高等学校では二〇二二年度の入学から年次進行で実施されることになっています。

変化の激しいこれからの社会を生きるために、子どもたちは自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動する力。すなわち、より良い社会や人生を切り拓いていく力が求められています。学校での学びを通じ、子どもたちがそのような「生きる力」を育むために改訂されたのが、現在の新しい学習指導要領です。

青少年赤十字は、実践目標に加えて、子どもたちが自主的に自律した考え方を育むための態度目標「気づき、考え、実行する」を掲げています。これらの実践目標・態度目標は、「生きる力」と通じるところが多くあります。

それは、学習指導要領の中にも見つけることができます。千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課の青木隆一課長（元文部科学省初等中等教育局視学官）が『青少年赤十字指導情報 No.169』（二〇二二年）の巻頭言で次のように指摘しています。

小学校学習指導要領第一章第一の2には、生きる力の育成及びそれを構成する「知・徳・体」が示されています。例えば、「徳」のところですが、「(前略)人間

尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を学び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成(後略)」（中高も同様規定）とあります。まさに、実践目標に通じる内容であることが分かります。他にも随所にキーワードを見付けることができるのです。³

（傍線は執筆者加筆）

さらに、小学校学習指導要領の解説でも、それが取れます。例えば、「人間尊重の精神」とは、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、思いやりの心などの根底を貫く精神であるとしています³。また、「豊かな心」では、困っている人には優しく声を掛ける、ボランティア活動など人の役に立つことを進んで行う、(中略)他者との共生や異なるものへの寛容さをもつなどの感性及びそれらを大切にすること⁴。心であるとしています。

このように、学習指導要領に書かれていることは、人道の考え方や青少年赤十字の実践目標・態度目標に通じる内容です。

『青少年赤十字指導情報No.169』の巻頭言では、さらに青少年赤十字の有用性について次のように述べられています。

青少年赤十字の活動は、まさに学習指導要領に則ったものです。ここで言いたいことは、学習指導要領が先か、青少年赤十字活動が先か、ということではありません。よりよい社会の創り手を託したい子どもたちにも、どのような資質・能力を育成すべきかといった方向性は同じです。そこに青少年赤十字の有用性を見出すことができます。⁵⁾

3 赤十字の長期的な取り組みと青少年赤十字

日本赤十字社は、二〇二七年に創設一五〇年を迎えますが、それまでに取り組むべきことを「日本赤十字社 長期ビジョン」としてまとめました。事業としては、三つの分野に注力することとしています。

まずは、頻発化・広域化・激甚化する災害への対応。こ

れには、近年、青少年赤十字が力を入れている防災教育も含まれています。続いて、超少子高齢社会における地域の健康・安全な生活の追求。そして、三つ目が「人道の輪」拡大です。

それぞれ、青少年赤十字の活動に深く関わるものですが、三つ目の「人道の輪」の拡大は、「互いを思いやり、助け合い、尊重し合う社会」を目指すものです。まさに青少年赤十字がこれまで取り組んできたものと重なります。「やさしさ」や「思いやり」といった誰の心の中にもある人道の考え方を大切にしていくことは、多様な価値観が共生する社会においてますます重要になります。

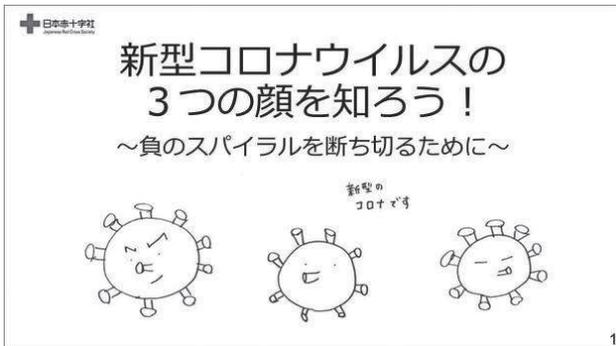
4 コロナ禍での青少年赤十字

二〇二〇年初頭以降、新型コロナウイルス感染症が広がる中、学校教育も赤十字活動も大きな影響を受けました。これまで通りの活動ができない状況も出てきました。

しかし、このような時だからこそ、やさしさや思いやりといった「人道の輪」を広げていくことが重要です。それは、「日本赤十字社 長期ビジョン」に掲げる互いを思いやり、助け合い、尊重し合う社会を目指すものです。

ここでは、コロナ禍での青少年赤十字の取り組みをご紹介します。

まず、赤十字が作成したガイド『新型コロナウイルスの三つの顔を知ろう！』の活用です。このガイドでは、感染



症そのものに対する啓発だけではなく、不安や差別といった人々の心理面にも警鐘を鳴らしています。赤十字の医療スタッフの知識や経験を活かし、社会情勢を加味したもので、赤十字の総合力を発揮したガイドとなっています。青少年赤十字では、学校向けにガイドを基にした教材を作成しました。教材は、全国各地の学校の授業で活用され、さらに、文部科学省の啓発動画でも本ガイドの要素が取り入れられました。

また、対面での行事が制限され、オンラインでの活動を余儀なくされる状況が続きました。その中でオンラインの利点を活かしたプログラムも実施しました。

令和二年度は、隔年で実施している日本赤十字社本社主催の青少年赤十字国際交流事業の実施年度でした。この国際交流事業は、アジア・大洋州の各国(約二〇カ国)から青少年メンバーを招聘し、日本全国の高校生メンバーと交流を行うものです。令和二年度は、対面式の交流が難しかったため、インターネットを活用したリモート交流となりました。

日本各地の赤十字支部とアジア・大洋州の各赤十字社・赤新月社を結ぶオンライン交流は大変好評でした。二年前の対面での国際交流に比べて四倍以上の約三二〇人(指導者

である教員やボランティア、日本赤十字社職員を含めると五〇〇人以上が参加。各国や地域の文化紹介や活動紹介を行いました。さらに、「新型コロナウイルス感染症と向き合う」と題して、「今、自分たちができること」についてメンバーがそれぞれ考えました。生徒が英語で他国のメンバーに説明する姿を見て、顧問の先生が「青少年赤十字に取り組んできて良かった」と大いに感動された姿が印象的でした。

青少年赤十字の活動は、人と人との触れ合いにより思いやりの心を育むもので、それは「対面での活動」で生まれる部分が多いものです。これからも、それが変わることはありません。

しかし、対面での宿泊研修は難しい状況が続ぎ、その一方でオンラインを活用した活動が増加しているのもコロナ禍での大きな特徴です。そのため、青少年赤十字メンバーがオンライン上でも連帯意識を持ち、他者と協働する力を養っていくこと。そのような視点からオンラインプログラムを組み立てていきました。

今後も、今だからこそこできること、必要なこと、そして求められることは何かを考え、それを実践する青少年赤十字

字でありたいと思います。

5 青少年赤十字による防災教育

青少年赤十字の近年の取り組みで特徴的なのは、防災教育です。

赤十字では、「災害からいのちを守る日本赤十字社」の確立を目指し、「防災・減災」に注力した活動を積極的に進めています。

その取り組みの一つとして、平成二七年に青少年赤十字



防災教育プログラム『まもるいのち ひろめるぼうさい』を制作しました。将来起こる自然災害によってもたらされる被害や、失われるいのちを一人でも減らすこと。すなわち、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ために、この防災教育プログラムが学校教育の現場で活用されるように普及に取り組んでいます。

青少年赤十字が従来から取り組んできた防災活動は、自分が助かったことを前提とした救急法や炊き出しなどが中心でした。そのため、「人を助けるためには、まず自分が生きなければならぬこと」を学ぶ必要がありました。未来を担う子どもたちは、将来起こりうる自然災害に対しての正しい知識を持ち、自ら考えて判断し、危険から身を守る行動をとる必要があります。

『まもるいのち ひろめるぼうさい』では、青少年赤十字が長年にわたって培った特徴的な指導方法、すなわち、「気づき、考え、実行する」という態度目標を手法として用いています。子どもたちが主体的に取り組み、知識と行動力を身につけること。それだけでなく、他者への「やさしさ」や「思いやり」、いのちの大切さを学び取る力を育むことができるプログラムとなっています。

つまり、赤十字が目指す防災は、青少年赤十字の活動の

根底にある「人道」の取り組みであると言えます。防災教育を通じて、青少年の健康と安全を守り、学校や地域、家庭での防災意識の向上を目指しています。

最近では、自然災害の頻発化・広域化・激甚化がさらに進んでいます。また、通学途中など路上で子どもが事故や災害に巻き込まれるという悲しい出来事が重なっています。

赤十字は、日本のみならず世界一九二カ国に広がる国際的なネットワークによって世界各地で活動を展開しています。その国際赤十字で最近力を入れているのが「学校安全」、つまり、学校の中で子どもたちが健康・安全に生活するための取り組みです。

地震や洪水などの自然災害だけではなく、登校途中も視野に入れた交通安全、さらには学校内での環境という点でいじめなどの問題にも向き合う必要もあります。学校安全とは、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように、安全な環境づくりを目指すものです。

そのためにも、主体的に行動できるように「気づき、考え、実行する」ことのできる子どもを育成していくことが重要となっています。

6 おわりに く未来のあなたへ、やさしさを。

さて、青少年赤十字は、二〇二二年に創設百周年を迎えます。一九二二年（大正十一年）五月五日に日本赤十字社が青少年赤十字（当時は少年赤十字という名称）の活動を実施する旨の文書を発出したのが始まりです。この時に、滋賀県の野洲郡守山尋常高等小学校（現在の守山市立守山小学校）で最初の少年赤十字が誕生しました。

そこから数えて百年目となる二〇二二年に、青少年赤十字として百周年を記念した事業を各地で計画しています。

スローガンは「未来のあなたへ、やさしさを」。

人のいのちの大切さや思いやり、協力し合うことや支えあうことの大切さについて、子どもたちが体験しながら「気づき、考え、実行する」こと。それが、地域社会に貢献し、人道の輪が広がっていく——まさに、そのような未来につながるための百周年にしていきたいと考えています。

注

- 1 「二〇二〇年度、子供の学びが進化します！新しい学習指導要領、スタート」 政府広報オンライン、二〇一九年三月 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201903/2.html>
- 2 青木隆一（千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長、元文部科学省初等中等教育局視学官（併）特別支援教育調査官）「学校教育における青少年赤十字の有用性」『青少年赤十字指導體報 No.169』（二〇二一年、巻頭言）
- 3 小学校学習指導要領（平成二九年告示）解説 総則編（平成二九年七月）、三六頁 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_jcsfiles/ahdhdh1e/2019/03/18/1387017_001.pdf
- 4 小学校学習指導要領（平成二九年告示）解説 総則編（平成二九年七月）、三七頁 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_jcsfiles/ahdhdh1e/2019/03/18/1387017_001.pdf
- 5 青木隆一（千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長、元文部科学省初等中等教育局視学官（併）特別支援教育調査官）「学校教育における青少年赤十字の有用性」『青少年赤十字指導體報 No.169』（二〇二一年、巻頭言）

2022 JUNIOR RED CROSS 1922▶2022 100th ANNIVERSARY

1922 少年赤十字

1959

1960

2018

2022年 青少年赤十字は、誕生して100年を迎えます。

やさしいところを未来へつなごう！
いつも相手の気持ちで考え、行動する。ずっと変わらない「やさしいところ」。

From 1922 To 2022

あなたのやさしさを未来へつなごう！
自ら気づき、相手の立場で考え、「やさしい」で実行する。ずっと変わらない「やさしい心」を未来へつなごう。

選べる活動メニュー

- つなぐ
- つづける
- つくる

日本赤十字社 人道を尊ぶの心、人道に、for world, for peace

100周年に向けた取り組みを紹介した青少年赤十字機関紙

青少年赤十字と守山小学校

——「気づき・考え・実行する」子どもの育成をめざして

田中滋規
滋賀県守山市立守山小学校長

はじめに

現在、青少年赤十字全国指導者協議会の会長を務めております。ご縁で、投稿させていただくことになりました。働き方改革や指導要領の改訂、そしてコロナウィルスのまん延など、学校教育活動が大変難しい時期だけに、本校の取組の一端をご紹介することで、他校の活動の参考に、そして全国で活動に取り組まれている先生方の励みになればと思います。投稿させていただきます。



1 青少年赤十字の発祥校

本校のある滋賀県守山市は、人口約八万五千人。京阪神の通勤圏として発展しており、若い世代が多く子どもの数が増えています。JR守山駅周辺を学区としており、児童数一、二四六名。四三学級。職員約七〇名を抱える大規模校

です。

本校の前身である守山尋常高等小学校で、一九二二年（大正十一年）五月五日。わが国最初の少年赤十字が誕生したことから、守山小学校は日本で最初に少年赤十字活動に着手した発祥校となっています。取組の始まった一九二二年三月にジュネーブで開かれた第二回赤十字社連盟総会において少年赤十字の組織化が決議され、そのわずか二か月後に本校で少年赤十字が結成されたことを鑑みると、かなり用意周到であったことが窺えます。この背景には、当時の学長長の井上定雄氏が、道義心の高揚を核とした児童の健全育成に熱心であったことや、ちょうど学校が創立五〇周年に当たることからの記念事業としての取組であったことが推測されます。いずれにせよ、今から一〇〇年前のわが国の社会的・政治的背景から赤十字活動の有用性を唱え、教育活動に位置付けたことや、発祥以来幾多の困難の時代を経て今日まで活動が引き継がれてきた歴史を思いますと、諸先輩方の並々ならぬ熱意と努力の重みを感じずにはいられません。

二〇二二年には、本校はいよいよ青少年赤十字発祥一〇〇周年を迎えます。社会の変化に合わせてながら活動を継承し続けてきた本校の校長として、今から重責に身が引

き縮まる思いです。

※以下、青少年赤十字はJRC（Junior Red Cross）と略します。

2 JRCにまつわる環境

JRCの由緒ある歴史を伝えるべく、一九八八年には敷地内に当時の校医先生より記念碑が、二〇〇四年には守山駅西口広場に赤十字賛助奉仕団や教職員を中心にした有志による「少年赤十字団発祥の地顕彰碑」（写真1）が建てられました。また、本校校舎には駅前のメインストリートから



写真1

見えるところに「私たちの守山小学校は青少年赤十字の発祥校です」という横断幕を掲げ、本市を訪れた皆さんにもアピールをしています。さらには、本校の子どもたちはJRCのマークの入った名札の台紙を入学時にPTAより寄贈いただき六年間使用しています。これら毎日目にしたりに身につけたりする環境は、子どもらにJRCの一員であるという意識づけに一役買っています。

全校児童がJRCの誓いの言葉や少年赤十字の歌を暗唱できるのも、このような環境が揃っているからであり、これほどの環境は全国的にも稀有な学校でしょう。もちろん、その背景には卒業生や保護者、地域の方々の協力があり、市民を上げてJRC活動を盛り上げようとしていただいています。

3 JRCと学習指導要領

県内でJRCに未加入の学校に加入を呼びかけますと、「JRCと学校教育活動との関わりは何なのか?」「JRC活動を熱心にして、学習指導要領に沿った活動はできるのか?」という質問をよく聞きます。働き方改革が叫ばれる中、県内の小中学校では教職員の負担を増やす新たな取組は避

ける方向にあります。それだけJRCと学習指導要領との関わりは明確におかねばなりません。

令和二年度から本格実施されました小学校新学習指導要領には、子どもたちの育成をめざす資質・能力の要素として、①学びに向かう力・人間性 ②知識及び技能 ③思考力・判断力・表現力を挙げています。

本校は新学習指導要領開始に合わせて、特別活動に焦点を当てて校内研究を進めています。それまでの国語科から、研究の窓口を特別活動に変える際、本校の児童の実態を職員間で議論したところ、「学校や学級の身近な問題や課題に気づけていない。課題意識が乏しい」ことが挙げられました。自分たちが生活している社会や環境の課題を見つけ、一緒に過ごす仲間(友だち)と解決法を話し合い、そして解決・克服のために行動する。そんな子どもを特別活動で育成しよう職員が一致しました。

これは、「課題を見つめる」気づく、「解決のために話し合う」考える、「解決のために行動する」実行する」と一致する、まさに「気づき・考え・実行する」JRCの態度目標そのものです。さらには、先に挙げた新学習指導要領の理念③は、「思考力」気づく、「判断力」考える、「表現力」実行する」と態度目標に合致することになり、JRCのめ

ざす目標は、本校の校内研究に反映されているだけでなく、新学習指導要領の観点にも合致していることが分かります。そう考えますと、JRCの精神を生かした教育の方向性は、今の学習指導要領の方向性そのものといえます。

これらのことから、本校では特別活動の校内研究を三年間とし、「気づく」一年目「考える」討論する二年目「実行する」三年目と各年度の重点目標を設定しています。さらに教科の単元計画も態度目標に合わせて「気づく」導入「考え」展開「実行」まとめと三段階に分けて計画しています。また、一時間の授業も「気づく(目当ての提示)」「考える(話し合う)」「実行する(まとめ、同意形成を図る)」と態度目標の通り展開することを基本にして意識しています。これは、学習指導要領で掲げているアクティブラーニング、つまり「主体的(気づく)・対話的(考える)・深い学び(実行する)」に通じると考えています。この考えの検証が、非加盟校からの質問の答えになるのではないかと全職員一丸となって研究を進めています。

4 本校の具体的なJRC活動

本校の特色あるJRC活動をいくつか紹介します。

(1)「守」JRCの集い」

年三回、全校集会の形で「守」JRCの集いを開催しています。五、六年生の委員会が中心となり、学年の出し物や委員会の出し物などで構成していますが、名前が「JRCの集い」となっている通り、JRCの活動をメインにするようにしています。中でも、毎年六月の第一回目には入



写真2

学児童にJRCのことを知ってもらおうと、赤十字やアンリー・デュナンに因んだクイズを出したりJRCの歌を歌ったりしています。また、会の最後には登録式を行い、この日から正式に全校児童がJRCの一員になる決意を新たにしています。(写真2)

現在はコロナ禍で教室へのテレビ中継で行わざるを得ない状況ですが、学校行事として明確にJRCの集会活動を位置づけ、伝統的に継続されていることは、児童に発祥校としての自覚をもたせるためにも大変意義のあることと考えています。

(2)週1回のJRCタイム

毎週金曜日、昼休み後の一五分間を「JRCタイム」と位置づけ、学級ごとに実践目標の「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」に照らした活動の時間と設定しています。さすがに実践目標をそのまま小学校の活動に当てはめることは難しいので、「健康・安全」⇨「命・健康」「奉仕」⇨「親切」「国際理解・親善」⇨「仲良く」と言い換えて、発達段階に沿った活動に取組んでいます。

具体的な活動としては、「健康・安全」では、持久走や長なわ跳びを通した体力づくり、交通安全指導や廊下歩行と

いった安全意識の高揚を行っています。「奉仕」では、子どもが気付いた周りの環境整備として、トイレのスリッパ並べや運動場の石拾い、図書室の本の整理などを行っています。「国際理解・親善」としては、外国語のビデオの視聴や外国の遊び調べ、地図帳での国調べ、外国語クイズ、他学年学級との交流遊びなどを行っています。そして、定期的に活動の振り返りを行い、次からの予定を考えることで「先見」の力を養っています。このような、各学級のJRCタイムの取組を常時校舎に掲示することで、活動の交流を図り、活性化につなげています。

(3)守J交流スペシャル

実践目標「国際理解・親善」なかよく」を具体化した取組として、年に二回「守J交流スペシャル」と銘打った異年齢交流をしています。一年生と六年生、二年生と五年生、三年生と四年生が各クラス半分ずつ分かれて互いの教室に移動し、昼休みの一五分間で遊びを通じた親善を図る遊びをしています。上学年が下学年の子どもたちに優しく言葉をかけて接している姿は、普段の授業で見られない姿であり、一、二五〇名余りの大規模校である本校にとっては、全校児童が交流する貴重な時間となっています。(写真3)



写真3

学年が楽しめること」「できるだけ交流相手の名前を覚えられること」という「親善」の視点から。加えて最近では感染を防ぐために、「密集したり体に触れたりしないこと」「大声を出さないこと」という、健康・安全の面からの視点も加えています。

学級のみならず活発に議論し、合意形成に向かうために何度も話し合い、実際に交流して予期しない問題に直面してそれを克服していくという「守J交流スペシャル」一連の活動は、JRCの実践・態度目標の達成だけでなく、滋賀県がめざす「相手の言葉やしぐさ、表情などから意図や思いを読み解き理解する力」⇨「読み解く力」の育成にもつながり、「頭では理解しているけれど、実際行動できない」と言われがちな本校児童にとっては、大変貴重な活動であると考えています。

(4)ボランティア活動(VS活動)

実践目標の「奉仕」⇨「VS活動」。実は私もこの守山小学校の卒業生であり、在籍当時は廊下の黒板に「VS募集」〇名 放課後PTA総会の椅子並べ、「VS募集」〇名 昼休み〇〇神社の落ち葉拾い」といった呼びかけメッセージで、それぞれが自覚をもってVS活動に参加していました。そ

また、交流で行う遊びを決めるまでに上学年は学級会を中心に話し合いを重ねますが、その話し合い活動も大変意義があります。特に校内研究で特別活動・学級会に取り組んでいるので、随分話し合い活動が育っています。話し合いの場では「自分たちが楽しみたい」という視点ではなく、「下の



写真4

は、VS活動とはいえ、やはり教師のバックアップやリードをおろそかにしてはいけないということです。話は逸れますが、かつて「知識注入主義」が批判され、「ゆとり教育」が叫ばれた時、当時私の勤務校の校長が「今、学校で子どもに知識を注入できるほどの技量のある先生が何人いる？子どもの自主性という言葉で、先生が何もしなくても良い

の後、授業時数の増加や児童の安全面への配慮などから、私が赴任した時にはVS活動は行われていませんでした。しかし、VS活動はJRC活動の中で子どもたちにとって分かりやすい活動です。そこで、VS活動を復活させたかと思いで、昨年度より新たに取組を始めました。まず、子どもたちに「ボランティア活動」に対する思いを聞いてみました。「これまでの経験」を問うたところ、意外にも「したことがない」と答える子が多かったです。地域ではラジオ体操の前に清掃活動をしたり、公園やお寺の草引きをしたりなど、子どもたちはボランティア活動をしているはずですが、これは、おそらく災害でかけつける赤十字職員たちの様子、あるいは数年前に話題となりました行方不明の子どもを発見した男性の情報などを見聞きし、「ボランティア活動はものすごく崇高で大変なことをするものだ」と思い込んでいるようです。このことから、子どもたちが「気づき・考え・実行する」VS活動は、もつと身近なことを、もつと気軽に行うことが必要だと感じさせられました。

子どもたちに「何が植えたか」「何を育てたいか」を聞いて、希望する野菜の苗を与えて任せることにしました。教師は必要とする物を用意したり、相談を受けたりする程度でしたが、それでも黒子として、毎朝さりげなく畑に行っては声をかけていました。そうすると、関わる子どもたちがだんだん増え、毎朝の水やりや草引きを熱心にやり、夏には収穫した野菜を学校の近くの独居老人宅に届ける活動にまで広がりました(写真4)。その発展として、今度は別の子どもたちが花を摘んで、ペットボトルを使った花瓶をつくって各教室に配ったりし始めました。それらの活動を、写真に撮って校舎の廊下に掲示して披露していくと、ますます子どもたちはやる気を出し、ほんの数か月後には、廊下のホワイトボードを使って、「VS募集 ○○をします」と子どもたちが直筆で募集し始めました。呼びかけの内容は、「季節が変わったので花壇に花を植えます」とか、「参観日前なので、下駄箱の掃除・階段の掃除をします」「学校の水槽や池の水が汚いので、掃除します」など、周りの環境や季節の状態に「気づき」、仲間を呼びかけ「考え」、時間を見つけて友だちとVS活動「実行する」姿が見られてきています。

ただし、ここで私たち教師が気をつけねばならないことと思っていないか？自主性を育てるには、先生がしっかりと種を蒔かねばならない。難しいぞ。」と悟られたのを思い出します。子どもたちの自主的なVS活動を進めるには、影で計画して、適宜、子どもたちと話し合うという過程をなしには、成功しません。先生方がVS活動とは「子どもが考えたことを好きにさせればよい」という安易な考えで取り組ませることのないように、教師自身が「子どもの様子に気づき、どうすればよいか考え、改善策・より発展する方法を実行する」ことに気をつけるよう、私も注視していきます。

5 一〇〇周年に向けての取組と課題

本校は、二〇二二年度に、JRC発祥一〇〇周年を迎えます。一〇〇周年を迎えるにあたり、取り組むべき課題として、「周知」「連携」「関連」の三つのキーワードを掲げます。

(1) 周知

発祥の地である守山市は、一三ある全小中学校がJRCに加盟しています。しかし、県内でも加盟率0という市町もみられます。その要因は、JRC活動の様子や意義、活

動を通じた児童の変容などが教員や保護者に十分周知されていないためと思われます。まず、先生方にJRCのことを知ってもらうことが必要不可欠です。

そこで、滋賀県支部が中心になって進める「二〇〇周年記念式典」は、参加対象を教員メインとすべく、学校が夏季休業中の七月末の平日に開催することとしました。式典の内容も、「加盟校の児童や教員の実践発表」「JRCの誕生から一〇〇年のあゆみ」などを主とし、式典を通して先生方への周知の場とするように計画をしています。

(2) 連携

子どもたちのVS活動をさらに充実したものにするには、地域の方や日赤奉仕団などの連携が大切です。かつては、本校でも関連団体と一緒にあって、子どもらが独居老人宅へ花や年賀状を届けたり、駅前で募金活動やあいさつ運動をしたりしたことがあったようです。安全性や時間確保の問題でこれらの活動を再開することは難しいのですが、実践目標の「親善」面からも校内の枠を超えた活動が求められます。一〇〇周年に向けた実行委員会では、本校教員OBだけでなく、赤十字賛助奉仕団や日赤奉仕団の方にも参加いただき、これらの団体と連携してどのような活動ができ

るのかを、現状をみながら検討しています。そして、できることからどんどん取り組めるよう、協力体制を整えています。

(3) 関連

繰り返しになりますが、JRC活動と学校の教育活動や教科指導との関連を明らかにすることが、加盟校の減少を防ぎ、指導者のモチベーションを上げ、ひいてはJRC活動の活性化につながることは言うまでもありません。現行の学習指導要領と態度目標やVS活動との関連については前述した通りですが、JRCの精神に沿った日々の授業が学習指導要領のめざす授業と関連・一致することを明らかにすることが、発祥校としての役割であると思っています。二〇二二年秋には、授業公開を含めた一〇〇周年記念の研究大会を開催します。その場で、JRCの精神・活動は学習指導要領のめざす授業の達成に直結するものであることをみなさんにお示しできるよう、今後も研鑽を積んでいきます。

おわりに

以上、JRC発祥校である本校の環境や実践を紹介しました。この原稿を書いている二〇二一年秋は、新型コロナウイルス感染症拡大のため教育現場は未曾有の大混乱のさなかです。前例のない取組を、みんながこれでよいのかと自問自答しながら進めている所です。ここでは、知らず知らずのうちに、様々な課題に「気づき」、関係者で頭を突き合わせてよりよい対策を「考え」、そしてみんなで力を合わせて現状を打破するために「実行する」ことを繰り返ししていきます。そう考えますと、JRC発祥一〇〇年を直前に控えた時に、感染症の拡大という難題を押し付けられた私たちには、今こそJRCの態度目標を意識してこの難局を乗り越えよという天の声ではないかと思われれます。

一〇〇周年を感染症終息の宣言とともに迎えられるように、発祥校の校長として、今後も「気づき・考え・実行」してまいります。みなさまも、本校にお力をお貸しいただきますようお願いいたします。

「明るい未来への近道」

——益城っ子の育成と青少年赤十字

佐藤貴文

熊本県上益城郡益城町立益城中学校 教諭

「あのクラスは、他と比べて何かが違う。」職員室で雑談をする時、こんな話題になったことはありませんか。校長先生が定めた学校教育目標を具現化させるために学級担任の先生方はいろんな工夫をされると思いますが、自分が学級担任を任せられるとき、よく言われたのがこの言葉でした。では、何が違うのか。その答えは一つで、「青少年赤十字」を知っているかどうか、です。学問に近道はありませんが、生徒の明るい未来には近道が存在します。私にとって青少年赤十字こそが、生徒の「明るい未来への近道」ではないかと考えます。

私は熊本県上益城郡益城町にある益城中学校に勤務しています。益城町は熊本市の東側に隣接する、人口約三万三千人の町です。益城町は五年前に発生した熊本地震

の震源地です。そして益城町は私が育った場所であり、幸運にも私は現在、自分の母校である益城中学校で勤務しています。私が生まれた時から過ごしている益城町は、熊本地震からの創造的復興の真っ最中です。益城中学校から見える風景は、熊本市内のビル群であったり、阿蘇の外輪山であったり、目前に広がる田園風景であったり、いろんな風景を見ることができます。皆さま、ぜひ一度、益城町へお越しください。

話が長くなりましたが、ここでは、自分が今まで青少年赤十字の活動を通して学んだことと、益城町で過ごす生徒たちの様子をお届けしたいと思います。

一 学校教育と青少年赤十字

(1) 衝撃だった青少年赤十字の出会い

私が最初に青少年赤十字に触れたのは一八年前に、日本赤十字社熊本県支部が主催したリーダーシップトレーニングセンター（以下、トレセン）です。私にとって、トレセンは衝撃でした。トレセンに参加した生徒たちが指示を待たずに自ら考えて行動する姿、魅力的なグループワークの教材、日本赤十字社発祥の地としての誇りをもって仕事をしておられる日本赤十字社熊本県支部の皆様など、すべてが新鮮でした。

どの研修会でもいえることですが、我々教職員にとって一番大事なのは、そこで学んだアイデアを「自分の学級や目の前にいる生徒たちに生かすかどうか」です。それを実行に移せば、多忙な学校業務の中でも、最初に書いたように「あのクラスは、他と比べて何かが違う。」と言われるようになるでしょう。

(2) 新学習指導要領と青少年赤十字

青少年赤十字と学校教育は深い関連性があります。新学

習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」をキーワードとして思考力、判断力、表現力の育成をねらいとしています。そこには、

- ・ 学びに向かう力、人間性の育成
- ・ 問題解決的学習 体験的な学習
- ・ 道徳教育、健康安全教育

など、児童生徒に身につけたい力があります。また、青少年赤十字では三つの実践目標「健康・安全、奉仕、国際理解・親善」や、「気づき、考え、実行する」の態度目標などは、先に示した新学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」と合致していると言えます。

「主体的で自立した子どもの育成」という言葉はいろんなところで目にすることがあるかと思いますが、青少年赤十字では、

- ・ 先見
- ・ ボランティア・サービス(VS)
- ・ 指示のない生活
- ・ 待ちの姿勢

などのキーワードでそれを体現しています。生徒たちが、学級・学年における諸問題に「気づき」、どうすればいいかを「考え」、考えたことを「実行する」ことは一見難しそうに

思えますが、実はそうではありません。学校での活動で「無意識に」青少年赤十字の手法で活動をしていることはたくさんあります。自分はその手法をまだ生かしきれていないということに「気づき」、どうしたらいいかを「考え」、学級経営に生かせるものを「実行」しました。

ここで自分の実践を紹介します。私が学級担任をさせていただいていた時に大事ななこととして実践していたのは「生徒が昼休みにできるだけ長く遊ぶにはどうすればいいかを話し合う」です。もちろんですが、昼休みの時間を延ばしてもらおうよう、教務主任にお願いする、などではありません。我々教職員側にもいろんなアイデアがあるというのが前提ではありますが、そこは「待ちの姿勢」ということで、生徒が意見を出すまで、じっと待ちます。帰りの会などの短い時間でもいいので、生徒にアイデアを出してもらいます。昼休みの時間を長くするには、給食の配膳準備の時間を短くするしかありません。そのために朝の会では「先見」の時間を設け、四時間目が移動教室ならどうする、給食当番が欠席しているならどうする、などの確認をしてもらいます。最初はアドバイスも必要ですが、一か月も経てば「給食当番からの連絡です。今日は四時間目が理科なので、給食エプロンを理科室に持っていくことを忘れないように

しましょう。また、〇〇君が欠席なので、代わりに〇〇さんが当番のお手伝いをお願いします。」と班長から連絡がでるようになります。大きくなって重たいものを動かすときは、最初は精一杯力を入れますが、動き始めた後は楽になるのと同じで、四月にきちんと組織作りをすることができれば、生徒の「気づき・考え・実行する力」は着実に身につきます。

(3) 青少年赤十字を知るメリット

では、次に青少年赤十字の活動を知ることのメリットは何なのかを、ここに記したいと思います。

教材、教具、資料の提供を受けられる。

現在、学校で感染症対策を施すことは、とても大事なことは言うまでもありませんが、日本赤十字社が企画、作成した「ウイルスの次にくるもの」の動画はたくさん先生の活用されたはずです。また、日本赤十字社から全国の小学校・中学校・高等学校に配布された青少年赤十字防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」、「ぼうさいましがいさがし きけんはっけん!」は、将来起こる自然災害によってもたらされる被害や、失われるいのちを一人でも減らし、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」とい

う日本赤十字社の思いがこの教材には凝縮されています。

教師の研修の機会が与えられる。

教職員向けに青少年赤十字の指導者養成講習会が毎年実施されています。それは各都道府県支部主催の研修会もあれば本社主催の全国規模の研修会もあります。ここでは学級で使えるグループワークや、リーダーシップの他に、救助法の講習や、非常食体験、フィールドワークなど、たくさんのお話を学ぶことができます。

専門性の高い出前授業の提供を受けられる。

学校では救急法や水上安全法の講習を日本赤十字社の各都道府県支部に依頼することができます。また、道徳や学級活動でのゲストティーチャーとして招聘することができます。

教育的手法を学ぶことができる。

毎年夏にはトレセンが行われ、児童生徒たちが参加するのですが、同時に先生方にとってもグループワークや防災教育などの、最新の教育的手法や、待ちの姿勢や先見などの考えを身につけることができます。

これらをとおして、どんな子どもを育てたいのか、そのためにどんな手法を取り入れるかを考えるきっかけをつかむことができます。次では、益城中学校での実践について、防災教育と生徒会活動の視点から紹介します。

二 益城中学校での実践

(1) 防災教育と「回避へのチャレンジ」

熊本地震が発生して五年が経過しました。益城町では少しずつ建物や道路が新しくなり、復興の兆しが見えつつありますが、生徒たちの「心のケア」はこれからも必要とされます。

そんな中、令和元年七月に熊本県教育委員会主催の「心のサポート授業」を行いました。生徒たちが地震当時の様子を敢えて語り、同じ経験をした仲間とその思いを分かち合うことで自己回復を促し、強いストレスへの対処法を学びました。それまでは生徒たちのアンバーサリー反応を気にするあまり、「地震のことについて話す」ということは、なされてきませんでした。しかし、地震の時に受けたストレスや当時の様子を心の中にしまったままにしておく、これからの人生で、自分の悩みなどを誰にも打ち明けられなくなる恐れがあります。そのような事態を回避するためのチャレンジとして、この授業では、養護教諭やカウンセラーのサポートのもと、生徒たちが熊本地震の時に「頑張ったこと」「つらかったときに工夫したこと」「ありがたかった

こと」「してもらって嬉しかったこと」など、敢えて辛かった話を皆と共有し、皆で認め、分かち合う活動を取り入れることで、つらい気持ちの封印を解き、共感することや協力の大切さを感じることを目標にして授業実践を行いました。

最初にこの「心のサポート授業」の打診があったときから、「まもるいのち ひろめるぼうさい」を使うことを考えていました。なぜなら、心のサポート授業も、「まもるいのち ひろめるぼうさい」もキーワードが同じで「気づき、考え、実行する」と「コミュニケーション」だったからです。ここでは実際に行った三つの「防災コミュニケーションワークショップ」の活動を紹介したいと思います。

ドローイングチャレンジ

ペットボトルと水性マーカーで作った大きなペンを、班のメンバー全員の人差し指だけで支え、息を合わせて模造紙に絵を描く活動です。

竹ひごタワー

限られたアイテムのみを使って制限時間内にタワーを作り、頂上までの高さを競うものです。

災害時シミュレーション

災害を想定したシミュレーション(模擬的な体験)を通して、

自分たちはどうなってしまうのだろうか」などの大きな不安をもったまま、それまで過ごしていましたが、養護教諭やスクールカウンセラーの助けを借りて、不安やストレスを回避するための方法を知ることができました。

(2)「気づき、考え、実行する」生徒会

ブレハブでの生活での気づき

益城中学校は今年の三月までの四年間はブレハブ校舎での生活が続いていました。夏はエアコンを入れなければ室温は四〇度を超え、冬は〇度を下回る生活、目の前では旧校舎が解体され、更地になった後は新校舎の建築工事がなされ、その影響で一時間に震度二ほどの揺れが五回ほどやってくる環境の中、生徒たちは元気に生活してきました。令和二年度に私は三年生を担任させていただき、生徒会担当をさせていただきました。

生徒会運営の基礎になったのは、やはり「気づき・考え・実行する」であり、それを具現化するために、週に一度金曜日の昼休みに私が担任しているクラスに集合し、話し合いをすることにしました。生徒会執行部メンバーの合言葉は「不慣れた生活に不満を言うより、その中で出来ることを見つけて、実践しよう」となり、生徒会テーマは「千紫

自分のこととして捉えることで、想像力、考える力を養う活動です。

「まもるいのち ひろめるぼうさい」の有用性を裏付けるために、今回の取組の前と後でアンケートを実施し、「つらい度チェックリスト」として八つの項目に関して〇(全くつらくない)から一〇(最高につらい)の一〇段階でアンケートを実施しました。その中で「地震のあとの体験を作文に書く」と「地震のあとの体験を話す」に関しては、取組前に比べて、つらさの度合いが半分以下に減るという結果が出ました。生徒たちは「次の地震はいつ来るのだろうか」「その時、

万紅」と決めました。

お世話になっている方へのメッセージ作り

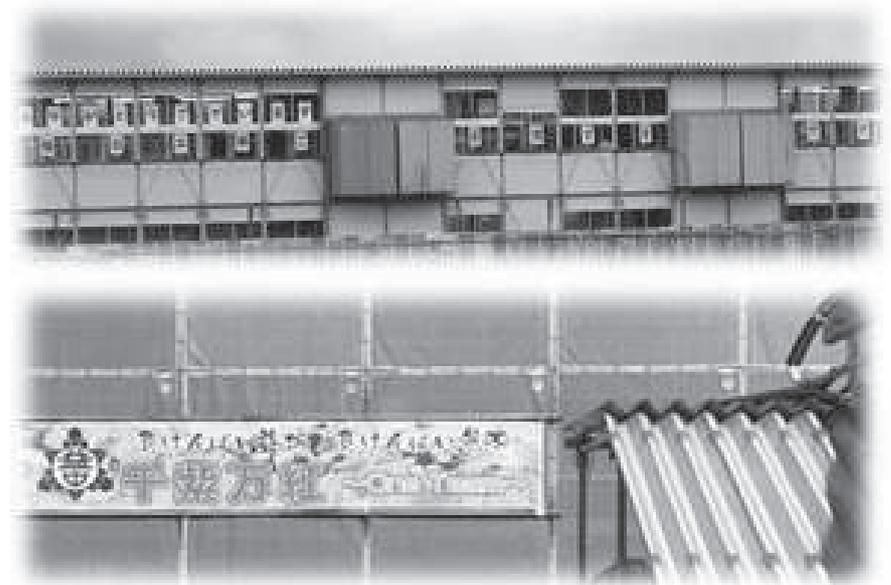
令和二年六月、休校期間が終わり、学校が再開して最初に生徒会執行部が計画したのは「生徒会活動を地域に発信していこう」ということで、その第一弾として「新校舎を建設して下さっている、建設会社の皆さんに感謝の気持ちを送ろう」でした。具体的には、窓に大きな文字を作って感謝の意を示そうというものでした。「ありがとうございませす。毎日工事ご苦労さまです。」と「私たちががんばります。」と書かれたメッセージを廊下の窓に貼りました(次頁写真上)。



ブレハブ校舎の頃の益城中学校



竹ひごタワーを行っている様子



益城中学校生徒会 復興支援プロジェクト

毎年、益城中学校生徒会では、熊本地震の際にお世話になったお礼に、「今度は私たちが災害等に遭われた皆さんを励まそう」、「地震で大変な思いをした私たちだからこそ、できることがあるはずだ」という目的で「復興支援プロジェクト」を実施しています。過去には、益城町と同じ震度七の地震が発生した北海道の厚真町や台風被害に遭った千葉県のみなさん(日本赤十字社千葉県支部)へ寄せ書きを送りました。昨年は七月に熊本県南の芦北・人吉・球磨地方で集中豪雨が発生し、甚大な被害が発生しました。「同じ熊本県内で困っている人がいるんだから、何か手助けをしよう」と生徒会執行部が呼びかけて、人吉球磨地方の中学校三校に寄せ書きと義援金を送りました。生徒たちも五年前に熊本地震で辛い思いをし、たくさんの方々から救済物資をはじめとする様々な支援をいただいたので、その恩返しをしたいという強い思いが、この寄せ書きに込められています。

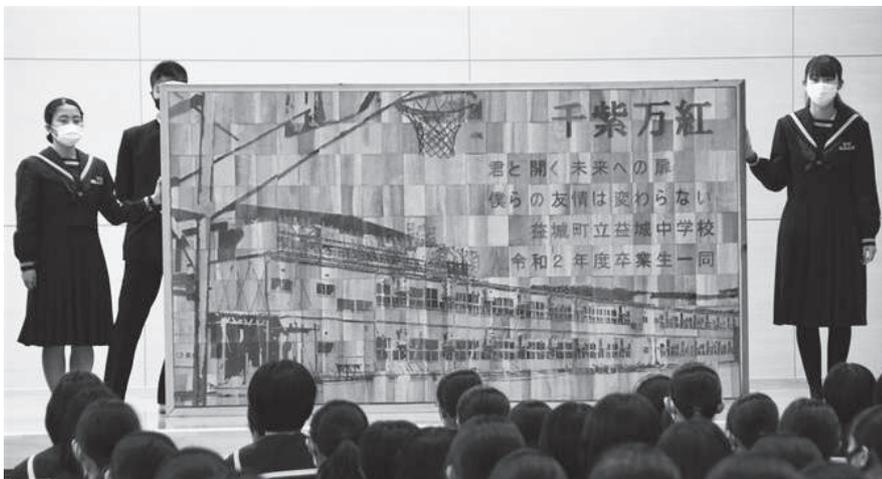
「気づき、考え、実行」した卒業制作

「せんせい、僕たちが卒業したら、このプレハブ校舎って、解体されるんですね。なんだか寂しいですね。」生徒会役員選挙が終わり、生徒会執行部を引退することが決まった生徒会長がある日、こうつぶやきました。私も自分の学び

建設会社の皆様はとても喜んでいただきました。そのお返しとして当時の生徒会テーマ「千紫万紅」と「負けんばい益城 負けんばい熊本」が書かれた横断幕を工事現場に掲揚してくださいました(下段写真)。生徒たちは登校時に作業員の皆様に挨拶をするだけのことが多かったのですが、新しい校舎を建てていただく感謝の思いを、メッセージで伝えることができ、お返事をいただいたということで、プレハブでの生活にも潤いが生まれました。



復興支援プロジェクトの寄せ書き



卒業記念のレリーフを披露する生徒会執行部



同じところで撮った写真です。右は熊本地震の翌日平成28年4月17日、左は令和3年5月の写真です。

舎である旧校舎が解体されていくのを間近で見ながら授業をしていましたので、卒業と同時にプレハブ校舎が解体され、自分たちの思い出が消えてしまうことは生徒たちがとても寂しく思うのは当然のことだと思えます。どんな時でも「気づき、考え、実行する」を貫き通した生徒たちが、最後に実行に移したのが、「長い益城中の歴史で、プレハブ校舎で生活していたという事も後世に伝えるべきではないか」ということで、思い出を形として残す、ということでした。熊本大学教育学部のご協力のもと、プレハブ校舎をモチーフにした、巨大な木彫りのレリーフを作ることになりました。当時の三年生と学年職員の合計二六〇枚近くのレリーフを彫り、二か月半かけてすべてのレリーフをポンドで合わせました。新校舎のどこに展示するかも考え、卒業して、成人しても社会体育などで行くから、ということとで体育館に展示することになりました。これらはすべて週に一度、毎週金曜日に生徒会執行部が集まっているようなことを話し合ってきたからこそできたことだと思っています。卒業式の前日、三年生全員で作り上げたレリーフを執行部が披露しました。高校に進学した彼らは、今でも時々体育館を訪れ、自分たちが作ったレリーフをバックに写真を撮っています。

三 おわりに

写真にもあるように益城町は、徐々に復興しつつあります。しかし先述のとおり、心のケアを要する生徒も多く、「今でもお風呂で音楽を聞いていないと落ち着かないんです」と話す生徒や、熊本地震は前震、本震ともに夜に発生したということもあり、「部屋の電気を暗くして寝ることができない」という生徒は今でもたくさんいます。しかし、今は「そうそう！地震の時、お風呂入って怖かったもんね」や、「あの時、本当に大変だったよね」と、お互いを励まし合う言葉が増えたのも事実です。

自分にとつての青少年赤十字は、明るい未来への近道と書きましたが、プレハブ生活最後の一年で見えたものは、主体的に取り組み、知識と行動力を身につけることができ、益城の子どもたちの明るい未来だと確信しています。だからこそ、より多くの人たちが青少年赤十字に触れ、有用性に気づき、すべての学校で皆さんを待つ生徒たちに、どんなことをすればいいのかを考え、実行に移すことを望んでいます。

『思いやりの櫛』を繋ぐ青少年赤十字

浦上真由美

高岡向陵高等学校養護教諭



青少年赤十字(以下JRC)との尊い出会いは、私の人生をより豊かなものにしてくれた。この記念すべき100周年の節目に際して、自身の30年のJRC活動を振り返りたい。

JRCとの出会い

私は、富山赤十字看護専門学校を卒業後、若者に健康教育と健康相談活動に重きをおきたいと養護教諭の道に進んだ。赤十字とは一旦離れたが、勤務校にJRC部があり、赤十字の経験を買われて顧問を任された。当時は、富山県でインターハイや国体が開催される予定だったので、運動

部の顧問になって、高校生と一緒に「青春したい!」と思っていたが、今振り返ると、JRC部の顧問としてくれた校長先生に感謝したい。また、憧れの養護教諭の先輩、同じ赤十字出身に、「自分の勤める学校にJRC部があつて、その顧問になれてJRC活動ができることは、本当に稀れで幸せなことなのよ。だから大切にね!」と、励まされた。

JRCの最初の登龍門は、富山県内で開催しているリ-

ダーシップ・トレーニング・センター(以下トレセン)で、夏休みに二泊三日、小中高校の合同開催で行っている(令和二年・三年はコロナ拡大のため中止)が、九〇年代は高校部会単独で開催していた。普通科・職業科(看護・商業・工業)だけでなく、盲・聾・養などの特別支援校からも高校生が来ていた。新採の私は、障がいを持った彼らにどう接したら

いいかと内心冷や冷やしながら、初めて触れる多様性の理解の場になった。しかし、私と違い高校生たちは互いに誰に対しても躊躇なく声をかけ、さつと肩を貸し、道案内するなど特別なことをしないで上手くコミュニケーションを交わっていた。その自然すぎる振る舞いに感動した。このトレセンが途切れることなく毎年夏に開催され、一年に一回「七夕様」のように再会できることを楽しみにしていた。

また、トレセンで『健康安全プログラム』(日赤本社出版)を活用するために、富山県独自で小学校版、中学・高校版と二つの冊子に作り替えることになり、その編集委員になった。メンバーは、富山県養護教諭会の重鎮の先生方、中堅リーダーの方々(後の養護教諭会長)と校長先生方だった。勤務年数の浅い私は、特別可愛がってもらいながら、子供たちの健康や負傷疾病対応の事、健康教育の展開の仕方など、保健室運営をする上で必要な多くの事を学べた。子供たちの

健康・安全は今も昔も変わらない命題で、ベテランの先生方とJRCで学べたことは、私の大きな財産の一つになり、ありがたかった。

JRCを学ぶ人から伝える人に

トレセンを数回経験して、九六年に指導者養成講習に参加した。ここに来て初めてJRCの全国展開を実感した。『トレセン』と言うだけで、先生方と共通の話ができ交流が進んだことに驚いた。しかも、北海道から沖縄まで全国の指導者は情熱的な一方、とても愉快で、楽しく一週間の研修を終えることができた。

二〇〇〇年から二〇一九年まで、全国の都道府県から代表者が一堂に研修するスタディーセンター(以下スタセ)ン、春休みに五泊六日で実施の指導者として合計九回参加した。初参加のスタセンは、参加メンバーも全国からの粒選りの生徒ばかりで、自己アピール力・プレゼン力、議論内容の質の高さに驚いた。中には、赤十字の魅力に取りつかれ、自分一人で県支部とつながり、奉仕活動に参加する有志の存在を知った。

JRC活動の進め方に悩んでいた私にヒントをくれたの

がこのスタセンだった。指導者も、参加者以上に熱い想いと実力を持った素晴らしい先生ばかりで、この出会いも私の人生の財産になった。スタセンは、実にアットホームな雰囲気、指導者のアイデアで作られたプログラムが展開されていた。印象に残っているのは、国際理解・親善プログラムで、ネパールに派遣されている現地の方と国際電話で直接話が出来たこと。スタセン参加者からネパール派遣者を選出するという事で、熱心な質疑応答が繰り返され、国際電話が終わった後、会場の高校生たちは興奮気味に大きな拍手をしていた。参加者を見てみると、その後ろにメンバーを送り出している全国の学校や熱心な指導者の存在を感じた。スタセンで更にたくましくなり、各県にJRCの普及者・推進者として戻る彼らに、毎回エールを贈りたい気持ちで一杯だった。

JRCの国際理解・親善と奉仕

スタセンから地元に戻り、「国際理解・親善」、「コミュニケーション」に力を入れた。

JRC活動の「円玉募金の現地視察と異文化理解・交流のため、九七年に本校のJRC部員が日本代表としてネ

た「居心地の良さ」を、海外でも感じる事ができた。人間の苦痛や尊厳を守るために、人を思いやり大切にしようとする共通の理念が、この居心地の良さなのだろうと気づいた。一つ目の訪問国のネパールでは、生きていくために必要な飲み水を提供する井戸掘りや飲料水事業、衛生事業など赤十字の人道支援の一端を知ることができた。水汲みの労働から解放し、子供が学校教育を受けられるように、草むらではなくトイレで排泄できるように、そして、感染症や下痢などの病気のまん延防止のために手洗いの衛生教育や支援を行っていた。ネパールを訪れたことで、日本の「あたり前のすばらしさ」に初めて気づくことができた。普通に学校に行つて学ぶこと、蛇口から清潔で安全な飲み水が出ていつでも飲めること、決してあたり前ではない日本の良さやありがたみを痛感した。一方、他国ではそれが出来ないことの不自由さや不憫さに高校生は涙していた。

海外協力隊を志望していた女子生徒は、井戸掘りの重労働を体験して、「自分の考えていた海外協力は、自己満足と同情だったことに気づいた。私が主役」でしかなく、現地の人の事を考えていなかった。もう一度自分が将来何をしたいかも含めて考え直したい」と語っていた。ボランティア活動のあり方も、その時彼女らと一緒に再考することが

ネパールに派遣されることになり、赤十字の「世界性」と「人道支援活動」を共に学ぶことができた。また、私も全国から選ばれた八人の高校生らとネパール(二〇〇〇年)とバヌアツ(二〇一九年)を訪問した。若い高校時代に日本以外の世界の国を知ることが、彼らの生き方や人生を考えるいい機会だ。世界一九二カ国に広がる赤十字、どの国にも赤十字社・赤新月社があり、日本で指導者養成やスタセンで感じ



ネパールの水がめ (2000年)



ネパール赤十字社訪問 (2000年)



ネパール子ども達と (2000年)



バヌアツ赤十字社のリンダさんと (2019年)



バヌアツの小学校を訪問 (2019年)

「防災教育こそが命を守ること」につながる重要な鍵であることを体験した。子供たちを救いたいと熱心な現地の校長先生や先生方と一緒に、高校生が防災教材『きけん はっけん!』を使いながら、丁寧に教育をすすめる姿はたくましがにじみ出ていた。バヌアツを訪れたことで、当初は日本との違いにばかり目が行っていた私達も、次第にお互いの共通点を感じることができた。わが子を思うように人々を守る、それが国を守ることになり、発展につな

できた。その彼女も今は日本の大手の企業に就職し、海外支援を取り入れて日本国内で活躍中だ。蛇口から出る水を飲むとする子供たちの笑顔、見守る支援者や高校生の横顔、そしてその水場にある赤十字のマーク、全てがキラキラ輝いて見えた。そんな彼女らと過ごしたネパールの日々が懐かしい。

二つ目の訪問国バヌアツでは、地震、津波、サイクロン、火山噴火などの自然災害から生命を守る防災教育を支援していた。自然災害に打つ手がないと諦めかけていた人々に、防災の知識と備え、訓練によって命が救えることを教えていた。学校に通う子供たちに防災教育をすることで、大人や村人にも命の教育を浸透させていた。

がると。参加者の中には、「一円玉募金」の有用性を知り、継続を決意した者もいた。お世話になったこの国のために、教育、医療、経済の分野で「日本とバヌアツの懸け橋になりたい。」と決意を固め、それぞれが自分の進路を考えるよい機会になっていた。

この他にも、隔年に開催されている日本赤十字社の国際交流プログラムも世界を知り、赤十字のユースのメンバーと交流し、世界の仲間やお互いの活動を知ることによって相互



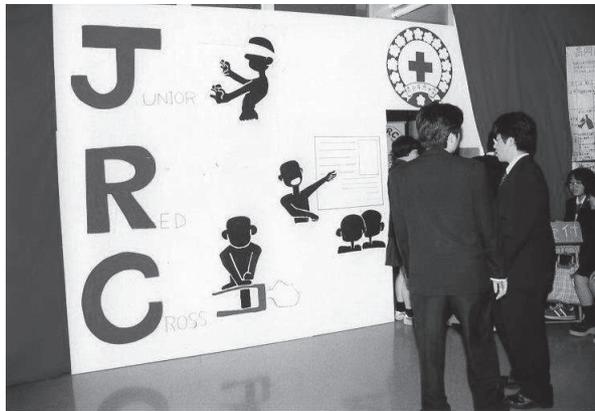
バヌアツでホームステイ (2019年)

解と親善を進めることができている。平和な未来や社会を作るのは、お互いを知り、困っていることに耳を傾けようとする彼らの行動にかかっている。青少年の育成のために、このような機会を継続してくださることに「赤十字の先見性を強く感じる。」

JRC活動を通して得たこととこれから：

自校でJRC活動を継続していくうちに、協力者や理解者が増え、地域の赤十字関係者や奉仕団の方々とも一緒に活動することもあった。自身のJRC部歴三〇年の間に、親も子もJRC部員という奇跡的なことも体験できた。私は、本校の生徒には「明るく元気に、そしてたくましく」をモットーとし、ボランティア活動を進めてきた。昔も今も「人のために役に立ちたい」と思う高校生は絶えない。JRC部に入部する生徒は、優しい性格の持ち主が多く、教育・看護・福祉系に進学したり、国際支援のために大学進学したりする者もいた。

また、保護者や教職員、共に活動してきた地域奉仕団や赤十字スタッフの方々も、私と同じように生徒の成長や進



学校祭 JRC 企画 (2011年)



富山赤十字病院訪問
(2012年)



子ども食堂ボランティア活動
(2021年)



薬物乱用防止募金 (2010年)



第35回献血運動推進全国大会
誓いの言葉 (1999年)

路決定を楽しみにし、「よくやっているね」と声をかけ、応援してくださっている。それを励みに更に成長し卒業していった生徒達のが忘れられない。

アンリー・デュナン氏が戦争をきつかけに立ち上げた赤十字、その理念が日本や世界各国に広まり、そして今もお継続している。私もこうして赤十字と出会い、一〇〇年の歴史あるJRCに関わり、日本全国や世界各国の赤十字関係者と「人道」でつながることができた。三〇年間のJRC活動の中で出会えた多くのJRCメンバーや指導者の皆様、日富山県支部・本社の皆様、各所に点在する赤十字実践者の皆様に、たくさん経験知とエネルギーを頂けたことを心から感謝したい。そして、これを誇りとし、今後、も次代を担う子供たちとJRCの「思いやり(心)の樫」を繋いでいけるように、青少年赤十字活動を継続し盛り上げていきたい。

〈二〇二二年(東京オリンピック開催年)吉日〉

コロナ禍における難民の保護と支援

——難民を取り巻く世界の現状

小尾尚子

元UNHCR駐日事務所副代表(法務)



1 はじめに

二〇二一年、多くの新聞やテレビが新型コロナウイルス感染やワクチン供給などの報道に重点を置く中で、世界各地の難民の状況がどのように推移しているかを詳細に伝える記事は、特に日本においては影をひそめてしまったかに見える。

そうした中、昨年夏に開催された東京オリンピックには南スーダン、シリア、イラン、アフガニスタンなど一か国出身の難民たち総勢二九名が、そしてパラリンピックに

は六名の選手が参加し、それぞれの出場種目で競い合った。史上二度目となった難民選手団の参加は、難民も夢を実現することができるということを体現したばかりか、現在では八、二四〇万人にのぼるとされる難民、国内避難民などに希望と連帯のメッセージを伝え、世界の人々との一体感を共有する機会ともなった。

未来に向けた明るい希望をもたらすかに見えるニュース

の背後では、しかしながら今も新たに祖国や住み慣れた土地を追われる人々が後を絶たない。彼らを取り巻く状況はどのようなもので、彼らの生活にコロナはどのような影響を与えてきたのだろうか。そして難民問題の解決のためにどのようなアプローチが模索されているのだろうか。本稿はこれらの視点から今日の世界の難民の状況を読み解くことを目的としている。

2 現代の難民を取り巻く状況

人類の歴史は、人の移動の歴史と重なる。人々が移動を繰り返してきた理由は様々であるが、愛する家族、友人、そして長年慣れ親しんだ土地から離れることを余儀なくされた人々も、こうした人類の歴史の重要な一幕を作り上げていることは動かしがたい事実である。自らの意思に反して迫害や暴力、深刻な人権侵害、そして紛争などによって住み慣れた土地をあとにせざるを得なかった人々が、国境を越えて他国に安全を求めた場合には難民となり、自国の他の場所に難を逃れた場合は国内避難民となる。二一世紀において彼らを取り巻く状況は以下の四つに特徴付けられる。

(1)住み慣れた家を追われ避難を余儀なくされる人々の増加
六月二〇日の世界難民の日を前にしてUNHCRが発表した二〇二〇年末時点の統計によると、紛争、暴力、深刻な人権の侵害、そして迫害を理由として住み慣れた土地を追われた人々の数(難民、国内避難民、庇護申請者を含む)は第二次世界大戦後最多となり、八、二四〇万人に達した²。このうち二、六四〇万人は国境を越えて難民となり、その倍近い四、八〇〇万人は国内避難民としていまだに自国内で避難生活を余儀なくされている。加えてベネズエラから近隣諸国へ逃れた避難民の数は三九〇万人に達している³。更に他国に逃れて庇護申請をした人の数は四一〇万人とこれも前年と比べると一一〇万人の増加となっている。

実際、二〇二〇年末の統計に含まれている人々の中には新たに難民となった人々もいれば、難民となるのはこれが複数回目だという人もいる。シリアの紛争はすでに始まってから一〇年目となり、国の人口のおよそ半分が避難民となった。ソマリア、イエメンなどからも未だに難民の流出が止まらない。エチオピアのティグレイ地域からはおよそ一〇〇万人が迫害を逃れて国内避難民となり、更に五万人以上が国境を越えてスーダンに庇護を求めた。モザンビーク、コンゴ民主共和国からも新たに難民流出の報告がなさ

世界各地で起こっている紛争の解決がままならない中、難民問題の解決は長引き、中には祖国を知らないまま異国で生まれ、難民として育った第三世代、第四世代の時代を迎えてしまった難民問題すら存在する。通常、難民問題の恒久的解決策と考えられるのが自主帰還⁵、第一次庇護国への統合⁶、そして第三国への再定住⁷の三つであるが、統計的に見ても、このいずれかの解決策の恩恵を被ることのできる難民の数は多くない。例えば、二〇二〇年に出身国に自主帰還した難民の数はわずか二五万人強であったし、第三国に移って新しい生活を始めることのできた難民は三万人強と、過去二〇年間で最も低い数字を記録した。ましてや大量の難民を受け入れている第一次庇護国が難民に帰化という解決策を提供することはその政治的、経済・社会的あるいは文化的な影響を鑑みても期待できず、その数も二〇二〇年には三万四千人ほどにとどまっている⁸。解決策にたどり着くことができる人々の数が低迷するというこ

は、すなわち難民人口の大半が難民としての生活を続けざるを得ない状況に置かれていることを意味し、しかもその期間は長期化する傾向にある。

(4)危機に直面する難民の保護

安全を求めて逃れてくる難民に対して、多くの国が自国の政治、経済状況が厳しいにもかかわらず門戸を開け、難民への保護に手を差し伸べている。国際的には一九五一年難民条約および一九六七年同議定書という法的枠組みを中心に、難民保護に関する国際的な合意があるかに見えるが、ここ数年の状況を俯瞰するに、国際的な難民保護の原則にのっとった行動とは言い難い現象が起きていることも否めない事実である。

特に近年、難民や移民が多く押し寄せている国々が打ち出す政策は、難民が保護にたどり着くことを一層困難にしている。たとえば、国境における難民や庇護申請者の入国拒否、国境閉鎖政策の導入、難民の乗った船の救助・下船拒否、入国者の無期限収容、あるいは、難民や庇護申請者の財産(現金、身の回りの貴重品)没収など、難民が自国に入国するのを制限したり、入国後において庇護希望者を収容したり、人として最低基準の生活を維持することを困難に

入れており⁴、これらの国は社会・経済的側面から考えても、庇護を求めてやってくる人々のニーズに対応するのに十分な資源を持ち合わせていないことが多い。

(3)長期化する難民問題



図 世界で故郷を追われた人の数 (万人)

れている。二〇二二年に入ってからミャンマーの軍事クーデター後に反政府活動に加担していると思なされた市民への弾圧、加えてアフガニスタンでのタリバンによる実権掌握により、過去に難民を多く流出したこの二国が再び人道危機のエピセンターになるのではないかと危惧されている。

(2)難民受け入れにおいて低・中所得国の抱える重圧

自国を逃れた人々は多くが国境を接している近隣諸国に庇護を求める。シリア難民は近隣のトルコ(三七〇万人)、レバノン(八五万人)、ヨルダン(六六万人)などに庇護を求め、アフガニスタン難民はパキスタン(二四〇万人)やイラン(六六万人)、そして南スーダンからの難民は、すでに一四〇万人が隣国ウガンダで支援を受けている状況にある。実際に難民の八六%を受け入れているのはこうした紛争発生国に隣接する国々である。しかもこれらの国々は、政治、経済、社会的状況が十分に安定しているとは言えない開発途上地域の低・中所得国に集中しており、難民を受け入れることよってさらなる重圧を抱えるという従来の構図がそのまま続いている。特に後発開発途上国にあたるバングラデシュ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、ウガンダなどが難民の総人口の二七%にあたる六七〇万人もの難民を受け

させるような政策が打ち出されるなどの報告もある。加えて、これまで難民を受け入れてきた国々が、本国の状況がいまだに十分に改善していないにもかかわらず、難民に対して時期尚早の帰還を促すような行動に出るような事態すら起こっている、と言われる。こうした、難民保護の中核概念であるノン・ルフールマン原則⁹を含む、難民の国際保護の原則が遵守されず、むしろ形骸化しているとも見える状況に対し、難民保護・支援に関わる人々の危機感が高い。

3 コロナがもたらした影響

上記のような状況が既に存在していた中で発生した新型コロナウイルスのパンデミックは、難民の苦境に拍車をかけることとなった。新型コロナウイルスの最初のケースが報告された二〇一九年末から、ウイルスは世界に瞬く間に広がり、多くの国が都市封鎖、国境の封鎖、緊急事態の宣言などの方策を次々に打ち出していった。地球上に暮らすすべての人々と暮らしが新型コロナウイルスの影響を受け、ワクチンが入手可能になった今でも、このウイルスの広がりが見えぬままに立っていない。こうした中、そうでなくとも脆弱であると考えられる難民、国内避難民、庇護希望者たちを取り巻く

保護の状況は更に悪化し、日々の生活に深刻な影響を与えている。このパンデミックが彼らに与えた影響は、保健衛生、国際保護、そして社会経済の面から、以下に要約される。

まず保健衛生面であるが、世界のすべての国がそうであったように、せっけん、水、マスクなど感染予防の基本となる物資や適切な医療体制へのアクセスが当初、中心的課題となった。特に、難民や国内避難民が都市やキャンプで密集して居住している場合、感染が瞬く間に広がる危険性が指摘された。また、感染症の対応には、正確な情報へのアクセスが不可欠だが、庇護国においては言語の問題などから、適切な情報を難民が受け取ることがままならないという状況も存在した。

国際保護の観点においては多くの問題が浮き彫りになっている。まず、ウイルスが自国に持ち込まれるのを防ぐために国境が閉鎖されてしまったことで、庇護を求めようとする人々が安全な国にアクセスできないという深刻な状況が発生した。パンデミック予防を目的とする国境管理と難民の保護は両立できる（入国後、たとえば一時的な隔離を義務付けるなど）として、保護を求めてやってくる人々に庇護へのアクセスを提供するようにとの要請をUNHCRは行ったが、現実には一律入国不可とした国が、二〇二〇年の新

型コロナまん延ピーク時に国境封鎖を行った二六四か国中、九九か国にのぼった¹⁰といわれる。実際、難民として登録された人の数が二〇二〇年には前年に比べておよそ四二%も低下したという数字は、保護を受けられなかった人々の多さを如実に示している。更に、やっと庇護国にたどり着き、入国を許されたとしても、排外主義、暴力、深刻な差別などの問題も依然として難民をターゲットにして発生している。

更に、難民問題の恒久的な解決策と位置付けられている第三国定住プログラムや自発的帰還プログラムから裨益する難民の数も、国境封鎖、そして飛行機などの交通手段の大幅な運行削減などにより、これまでになく低迷した。第三国に移り新しい生活を始められた人の数は、これまで平均して一〇万人強であったのが、二〇二〇年には約七割減となった¹¹。

加えて、自粛を余儀なくされる生活の中で、家庭内暴力を含む性暴力、虐待などの発生事例が増えているとされる。外出がままならない中、こうした事例が起こっても明るみに出ないまま犠牲者は救いを求められない状況が続くことが懸念されている。

社会経済面における影響も大きい。これまで特に非正規

で働く難民たちや、インフォーマルセクターでしか仕事を見つけないことができなかった難民たちはパンデミックの影響で、解雇の対象となったり、収入減に追い込まれていった。それまで家計を支えていた海外の親戚からの送金が途絶えたり、中には庇護国の社会保障制度の対象と見なされず政府からの支援金を受けられない場合もあり、難民を取り巻く経済状況は大変厳しいものとなった。財政的に苦しい状況が続く中、多くの難民が、食べ物節約する、家賃の支払いを延期してもらおう、借金をする、資産を売却するなど、支出をなるべく減らす行動に出ているという調査結果¹²もあるが、中でも懸念されるのが、子どもを学校に通わせないという家庭が増えたり、更にはまだ一〇代の女兒を嫁がせ家庭の負担を軽減しようとする家庭も少なからずあるという実態である。こうした調査結果からは、子どもたちが受けている影響の大きさが浮き彫りになっている。そうでなくとも就学率が低い難民の子どもたちは、パンデミックにより授業がオンラインに切り替わると、インターネットや携帯電話へのアクセスがないことなどが理由で、教育を受ける機会が更に減ってしまった。その上、社会経済的影響が児童労働、児童婚などの保護の問題の引き金となっているという現実もあり、その影響は現在だけに

とどまらず、中・長期的に彼らの生活を脅かすということが危惧されている。

4 国際社会のアプローチの変化

以上考察したように、現在の難民や国内避難民を取り巻く状況は非常に厳しいものがある。彼らの保護、そして支援に国際社会はどのようなアプローチで臨んでいるのだろうか。

(1)「難民に関するグローバルコンパクト」

実は、新型コロナウイルスの感染が世界中にまん延する前に、難民の保護・支援に関して国際社会はこれからのブループリントとなる大きな方向性を示していた。二〇一五―二〇一六年に起きた難民・移民の大規模な移動を背景に、国連総会は二〇一六年九月に「難民と移民に関するニューヨーク宣言」を採択し、それを土台に二〇一八年末に「難民に関するグローバルコンパクト」¹²と「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバルコンパクト」の二つを今後の難民・移民対応の枠組みとして提示した。特に「難民に関するグローバルコンパクト」は、難民や難民を受け入れる

いるホストコミュニティと国際社会が一体となって協調し、連帯を目指す政治的意思の表明とされており、その内容は次の四つの柱から成る。

①難民の受入国への重圧を軽減すること…前述したように世界の難民の八六％が開発途上国に受け入れられている状況に鑑み、これらの国々にのしかかっている重圧を、特に開発機関とタッグを組み、その国の開発戦略に連動させる形で、軽減していくようとする試みである。

②難民の自立を促進すること…難民の流入が始まると、庇護国はキャンプを設営し、そこに難民を住まわせるというのがこれまでのモデルであった。しかし、難民たちが移動の自由などがないまま長年キャンプに滞在し、人道支援にだけ依存した生活を続けることの弊害が指摘され、むしろその国の国民が生活する環境の中で、自らのスキルやリソースなどを生かしながら自立していくプロセスを支援することの大切さが認識されるようになった。更に難民がその国の様々な制度(教育、医療、生活保障など)にアクセスできるようにしようとする試みも奨励されている。

③第三国への再定住とその他の形で難民受け入れを拡

大すること…第三国定住プログラムの拡大と同時に、第三国で新しい生活を始める契機(人道ビザの発給、奨学金制度、就労の機会など)を提供する柔軟な仕組み作りの拡充を目指す取り組みである。

④難民が出身国に自主的に帰還できるような状況を創出すること…最近減少傾向にある難民の自主的帰還を可能とするような環境作りを開発機関などと連携しながら進めていくことの再確認がなされている。

更にグローバルコンパクトには、フォローアップのメカニズムも導入された。これは、各国が自らグローバルコンパクトの上記の四分野に関連した目標を掲げ、誓約を行い、二年ごとに進捗状況を報告する、というものである。このメカニズムには強制力はなく、各国は成果を上げやすい分野を選んで誓約を行うことが容易に想像されるものではないが、それでも各国に難民の保護、支援においてより良い取り組みを促すという意味においては、一役買っているといえよう。

(2)コロナ禍の中でグローバルコンパクトはいかに実践されているか

コロナ禍において、グローバルコンパクトが目指す難民

の保護・支援はいかに実施されており、それは過去のアプローチといかに異なっているのだろうか。パンデミックという状況下で取られたアプローチとしては、主に二つがあげられよう。一つは、難民が直面している窮状に対して行う直接の支援方法の変更、そしてもう一つは庇護国の様々な制度を強化することで難民のニーズに対応するという方法の積極的な導入である。特に後者において鍵となるコンセプトとして呼びかけられているのが、「インクルージョン」である。更に、難民の保護・支援において人道諸機関のみならず、他の考え得るアクターと協働して行うことを積極的に推進する、「社会全体のアプローチ」も奨励されている。

これまでの人道支援のやり方を踏襲したものとしては以下がある。たとえば、感染症対策として必要な物資(マスク、せっけん、水の供給など)を難民や国内避難民に届ける、難民キャンプなどにおける医療設備を強化する、隔離施設の整備を行う、感染対策について難民に周知をする、など、特に難民キャンプや都市部の密集した住環境で過ごすことのある難民の間で感染爆発が起らないような対策を人道支援諸機関が重点的に行っていたことは想像に難くない。

以上に加えて、前者の例としてこれまでの緊急事態への対応と異なったのは、窮状に陥った難民への支援の方法で

ある。コロナの影響で仕事を失い、経済的に困窮する難民の数が増えていく中で、人道支援機関は「現金給付」のプログラムを早急に拡大していった。近年の傾向として、キャンプでなく都市部で生活する難民の割合は増え、その比率は難民・国内避難民の人口全体の六割に達している。こうした状況を背景としてUNHCRはすでに二〇一四年には「キャンプへの代替政策」を発表して、キャンプ以外の場所で難民が生活できる環境を整える政策を奨励してきた。実際、キャンプに難民を収容し、そこで人道支援を行うという従来のやり方は、難民受け入れ国や人道支援団体にとっては支援の効率性、効果などの面からメリットがなかったわけではない。しかしながら、難民問題が長期化するにつれ、国際社会からの支援への依存が継続することで、難民の自立が阻害されてしまうこと、難民の移動の自由に対する制限が課せられる場合が多いこと、難民キャンプ周辺の問題の劣化、地域住民との摩擦など多々の問題が指摘されてきた。キャンプでない都市部などに居を構える難民が増える中、彼等への支援策として採用されたのが、現金給付の制度であった。数十もの都市部に散在する難民を対象に効率的に、そして効果的に支援を提供することを考えると、これまでのように難民が長い列を作って物資の支給を待つ、

という方法をとっていたのでは無理が生じる。更に、現金給付は全員に同じものが渡される物資の配給に比べて、難民自身が必要とする支援を自分で入手することができるという利点があり、徐々に広がりを見せていたが、コロナ禍における支援の方法として一挙に拡大した。現金給付であれば、難民は密を作ることなく、近所のATMで現金を引き出すことができる。コロナの影響で職を失った人、苦しい経済状況に置かれている難民にもピンポイントで現金を振り込むことができ、一方難民は今自分や家族が最も必要とする生活用品などを自分で選んで買い求めることができる。現金給付の導入は、生存のための売春、児童労働、児童婚、などの深刻な保護の問題が発生することを防ぎ、難民が尊厳をもった生活を営むことをより可能としたという報告がなされていることから、これからの支援のあり方を先導する形として期待されている。

さて、後者のアプローチは、ニューヨーク宣言・グローバルコンパクトを契機に加速された考え方で、難民の流入と同時に庇護国と人道支援機関が難民に特化した支援体制を構築するというこれまでの考え方から方針を転換し、庇護国の法制度・社会経済政策に難民の保護・支援を組み込み、そこに資源を投入することを目的とする（インクルージョン）。

ここでは特に人道支援機関と開発機関の連携が欠かせない。開発機関は庇護国の社会、経済制度の向上と充実を支援し、その国のキャパを高めることに投資を行い、開発を後押しする。そうすることによって、庇護国の制度内で難民のニーズに対応していくことがより速やかに行えるという考え方である。たとえば難民の子どもたちの教育へのアクセスを高めるために、開発機関は庇護国の教育制度の発展に必要なプログラムを構築して、難民の子どもたちも現地の学校に通える体制を整える。また、新型コロナウイルスへの対応において、庇護国の政府、地元政府などに医薬品・酸素吸入設備・検査キットなどの提供を行う、医療従事者への能力開発プログラムを行う、などを集中的に行い、庇護国の医療体制から難民が裨益できるよう環境を整えていった。更にワクチクの供給についても、庇護国が接種体制を整える中で、難民も計画の中に組み入れてもらえるように呼びかけを行い、すでにそうした体制の中で難民への接種も始まっている。このような対応策を採用することで、グローバルコンパクトで掲げられているように、難民の受入国の負担を軽減するばかりでなく、開発機関からの支援によりその国の様々な制度が発展することも念頭に置いた取り組みがなされることになる。他方、難民は人道支援依存の生活ではなく、

自らの生活を主体的に営んでいく機会を与えられることが想定されている。

更に、様々なパートナーとの協働により、限られた数の人道支援機関だけではなし得ない支援体制の強化をめざす。これには、伝統的なパートナーのみならず、地元政府、教育機関、企業、更には難民などとパートナーシップを組み、たとえば教育機関が難民に対して奨学金制度を設けることによって、難民が第三国に移動して教育の機会を手にすることができるといった仕組みも徐々に広がりを見せている。最近では、混沌とした状況が続くアフガニスタンから逃れて、第三国に受け入れられた難民に対して、エアビー（Airbnb）が宿泊施設を提供する、という発表を行ったのは記憶に新しい。企業側にとっても、単に支援金を提供するだけでなく、難民を雇用したり、企業のCSR（Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任）事業に難民支援を組み込み、直接難民が持っているスキルやリソースを生かして彼らの経験値をグローバル市場につなげる取り組みを行うなど、これまでにないコラボレーションが可能ではないかとの期待が高まっている。

5 おわりに

コロナ禍において特にこれまでとは異なる記事が目を見られた。それは、庇護国に受け入れられ、その社会の一員としての生活を始めた難民自身が、様々な形でパンデミック下で行動を起こしているというニュースである。自分の住むコミュニティでネットワークを作り、高齢者や基礎疾患が理由で外出を控えている人々に代って、買い物を代行するボランティア活動を行う、あるいは新型コロナウイルスの感染予防についての基礎的な情報を難民コミュニティの人々に周知する活動に加わるなど、多くの難民が自分たちを受け入れてくれた社会に貢献すべく活動を行っている。更に、庇護国で教育の機会を与えられ医師や看護師となった難民たちが、医療の最前線に立つて新型コロナウイルスに感染した患者の命を救うべく奮闘しているというニュースもある。これらのエピソードは、難民は単に可哀そうな人、支援の手が差し伸べられるのを待っている人、というこれまでのイメージを大きく払しょくするばかりか、彼らはむしろ機会を与えられれば、自らの生活を切り拓いていくレジリエンスが高く、自らを保護し暖かく迎えてくれた国や周りのコミュニ

ニティのために力を尽くす決意を持った人々であるということを変更して示してくれるものである。難民のためのグローバルコンパクトが目指す「難民の自立」に向けた支援は、長期的に見て、難民を受け入れたコミュニティに大きく還元されるものであることを忘れてはなるまい。

注

- 1 本稿は「難民」に焦点を当てているため、国内で避難を強いられている国内避難民についての言及は最小限にとどめている。
- 2 UNHCR, “Global Trends: Forced Displacement in 2020,” <https://www.unhcr.org/60b638e37/unhcr-global-trends-2020>, [accessed on 25 June 2021]
- 3 彼らは一九五一年条約のそれより広い定義によってラテンアメリカ諸国で難民とみなされているため、UNHCRの統計上は別枠になっている。
- 4 UNHCR, “Global Trends,” op.cit., page 19.
- 5 人々が難民となった理由が取り除かれ、自由意思に基づいて安全に、そして尊厳を持って母国に戻ることが可能になること。
- 6 最初に庇護を求めた国において市民権が付与され、庇護国の国民として生活を始められるようになること。
- 7 難民の中でも特に保護の問題に直面していたり、脆弱性を抱えていることなどを理由に、第三国に移って新しい生活を始めること。

- 8 UNHCR, “Global Trends,” op.cit., pp.44-49.
- 9 個人の生命・自由が脅かされる可能性のある領域に追放・送還してはならない、という原則。
- 10 UNHCR, “Global Trends,” op.cit., p.58.
- 11 UNHCR, “Livelihoods, food and futures: COVID-19 and the displaced (arcgis.com),” <https://storymaps.arcgis.com/stories/4b999f79628644df84eb7e10a9edde> [accessed on 7 July 2021]
- 12 「難民に関するグローバルコンパクト」の文書、その他関連情報については下記を参照。 <https://www.unhcr.org/jp/global-compact-on-refugees>, [accessed on 15 August 2021]

レッドクリスタル標章の成立とその後

——国際赤十字におけるイスラエル・パレスチナ問題の現在地

齊藤彰彦

日本赤十字社事業局国際部国際救援課事業係長／IHS 研究員

二〇二一年五月一日、イスラエル軍・警察とパレスチナ・ガザ地区を拠点とするイスラム原理主義組織ハマスとの間で武力衝突が生じた。その端緒は、四月に始まったイスラム教の断食月(ラマダーン)に聖地エルサレムにお祈りに向かうパレスチナ人に対し、イスラエル警察が新型コロナウイルス感染症対策等を理由に聖地への入域を阻止したことが引き金となったとされる。約一〇日間に及んだこの衝突はガザ地区からのロケット弾攻撃とイスラエル軍による空爆にまで発展し、改めてイスラエル・パレスチナ問題の緊張感・不安定さを露呈した。

ところで、双方における赤十字機関がいかなる形態で、いかなる活動を行い、そしていかなる関係にあるのかはあまり知られていない。そこで本稿はともに「人道」の実現

をめざす赤十字機関・イスラエルのダビデの赤盾社(David Adom, 以下「MDA」とパレスチナのパレスチナ赤新月社(The Palestine Red Crescent Society, 以下「PRCS」)の活動とその関係性に着目したい。その手掛かりとして本稿は、二〇〇六年に両社が国際赤十字の一員として承認されるまでの経緯、そして同時期に採択された国際赤十字共通の第三の標章「レッドクリスタル(Red Crystal Emblem)」の成立過程とその内容に触れてみたい。具体的に両社は国際赤十字の枠組みにおいてどう位置付けられてきたのか。ともに人道の実現を掲げながら、両社はどのような特徴を持ち、どのような関係にあり、いかなる問題を抱えているのか。レッドクリスタルの成立はこの問題とどう関係するのか、そしてそれは問題の打開にいかに関与したのか。本稿は以上の

ような問いを通じて、赤十字機関共通の理念「人道の実現」に向けた互いの姿に光をあて、この難問「イスラエル・パレスチナ間の溝」に何らかの「架橋」となる道筋があるのかを模索してみたい。

1 イスラエルとパレスチナの赤十字

——問題の所在

まずはそれぞれの社の概要をみてみよう。

MDAの起源は一九三〇年までさかのぼることができ。この年、あるユダヤ人医師がテルアビブに小さな診療所を設けたことを皮切りに、この活動がハイファやエルサレムなどの都市にも広がり、今日のMDAの前身となった。第二次世界大戦後のMDAは、強制収容所から解放されたユダヤ人の救済活動を展開したほか、災害救護、血液事業など、徐々にその活動範囲を広げていった。しかし国際的な場面において、MDAが国際赤十字の正式メンバーとして認められるまでには更なる時間を要した。イスラエル国内では一九四八年のイスラエル建国宣言に続く一九五〇年にMDA法が施行され、その地位は独立した非営利団体として位置付けられた。なお、今回の事態においてMDAは、スタッフ・ボランティア計約二千人体制で、負傷者の救急

搬送サービスなどを展開している。国際赤十字の統計によれば、二〇一九年のMDAの年間財政規模は約三三四億円で、職員約二千五百人、ボランティア約一万七千人を擁している。なお、テルアビブには赤十字国際委員会(ICRC)も一九六七年(第三次中東戦争の年から代表部を置いている。次にパレスチナ赤新月社だが、まずはパレスチナという場所自体の特性をみておきたい。パレスチナ暫定自治区は、三重県相当の面積である西岸地区と福岡市相当のガザ地区という二つのエリアで構成され、それぞれに約二九八万人、約一九九万人が暮らしている。人口の約半数が難民として登録されており、その多くが難民キャンプで生活している。また自治区以外にも、約四〇〇万人が難民としてヨルダン、シリア、レバノン等に滞在している。「暫定自治区」という名称が象徴するよう、パレスチナの領域はイスラエル当局による厳しい移動制限が課せられている。具体的には、自治区内外にイスラエル警察・軍当局による五〇〇以上の検問所(また付随してフェンスや壁)が設置されており、自治区の移動においてこの通過を避けることはできない。今回の衝突はガザ地区を中心に大きな被害が出ているが、こうした情勢悪化と連動して移動制限も厳しくなる。

現在、西岸地区中部の都市ラマラに本社を置くパレスチ

ナ赤新月社は、もともとヨルダンのパレスチナ難民キャンプで医療を提供する小さな診療所だった。赤新月社として正式に事業を始めたのは一九六八年。翌一九六九年のパレスチナ国民議会において、パレスチナ人の命と健康、安全、社会サービスを提供する責任が付与された。今日まで同社は、パレスチナ保健省とローカルNGOとともにパレスチナ自治区内での活動を継続する他、周辺国でもパレスチナ難民の支援活動を展開している。国際赤十字の統計によれば、二〇一九年のPRCSの年間財政規模は約三三億円で、職員約三千人とボランティア約四千人を擁し、災害救護、医療、社会福祉、ボランティアの育成事業等を展開している。なかでも主軸にあるのが救急車サービスで、パレスチナ自治区内には約四〇か所の救急コールセンターとGPSで常時所在地が管理される約一四〇台の救急車があり、二四時間体制でスタンバイしている。なお、日本赤十字社は二〇一五年から中東人道危機救援事業を立ち上げ、レバノン・ベイルートに現地代表部を置き、二〇一八年からはレバノン、ガザのPRCS病院の支援事業等を展開している。この他、複数の各国赤十字・赤新月社、ICRC、国際赤十字・赤新月社連盟(以下「連盟」)も現地代表部を置き、PRCSの活動を支援している。

これら両社の関係にいかなる問題があるのだろうか。その一つが救急車サービスにおける検問所での「足止め」である。やや古い例だが、国連人口基金(UNFPA)による二〇〇七年五月付の記事「検問所がパレスチナ人女性の出産リスクを悪化させる」は、この問題のスナップショットが端的に示されている。この記事では、PRCS救急車により搬送中の妊産婦がイスラエルの検問所で足止めされ、生命の危機に瀕した事例が紹介されている。同記事が引用するパレスチナ保健省の報告によれば、二〇〇〇年のインティファダ(パレスチナ人による抗議運動)以降、七年間で少なくとも六八人のパレスチナ人女性がイスラエルの検問所で出産し、三五人が流産、五人が亡くなっている。妊婦の一〇％は医療施設に到着するまで二時間から四時間にわたり道路上で過ごすことを強いられ、六％は四時間以上を費やしている。インティファダ以前の移動時間は三〇分以下であったとされる。また国連人権理事会の二〇〇九年の報告によれば、このような検問強化の背景には、イスラエル政府の言葉を借りれば「ハマスは頻繁に戦闘の逃げ道として救急車を使用している」事実があるという。他方、国連人権理事会によればそのような事実を確認できず、PRCSも「パレスチナ人戦闘員が救急車を使用した事実は

一切ない」。この点MDAは、「PRCSの救急車が武器の搬送に使われた事実はなかった。PRCSによる標章の誤用もなかった」といい、事実認識は錯綜している。

その真偽は別として、赤十字にとつての問題は、両社の人道支援活動の実施がセキュリティを理由に阻まれ、時に人命が危ぶまれる事態にどう向き合うかという点である。この問題の把握には二つの前提的な理解が必要である。一つは、MDAとPRCSが置かれた環境である。つまり、MDAもPRCSも「占領」という状況下にある。その意味

で真の対立構図は、イスラエル(占領)当局対PRCS(被占領地における人道支援活動)であり、問題の解決には政治レベルも巻き込んだ努力が必要である。もう一つは、両社は二〇〇六年の赤十字国際会議(ジュネーブ諸条約締結国政府・ICRC・連盟・各国赤十字社を構成員とする四年に一回開催される国際赤十字の最高議決機関)まで国際赤十字の正式メンバーとしては認められてこなかった点である。この点は同じく占領という状況に由来するもので、イスラエル・パレスチナという占領者と被占領者を代表する赤十字機関が並存する状況が赤十字の「二国一社の原則(無用な競争・政治紛争の回避。詳細は次節にて後述)」と調和し難いこと、そしてMDAの標章(ダビデの赤盾)が国際的には認められていなかっ

たことが背景にあった。とりわけMDAの標章問題の根源は、MDAに限らない赤十字標章の拡散・断片化という歴史の長い問題に由来する。これはいわば、赤十字機関によっては「十字」を受け入れられないため、諸国の実情に合った標章(「新月」の他にも「獅子」「盾」また十字と新月を併置する「ダブルエンブレム」等)を望むという現実であり、このことは、同じ人道を志す赤十字であっても、受け入れがたい宗教的・文化的対立があることを暗示している。赤「十字」を望まず赤「新月」しか受け入れられない場所や、どうやって赤「十字」の意義が理解され、尊重されるだろうか。国際赤十字の著名な歴史家、フランソワ・ブニオン(François Bugnion)の言葉を借りれば、「敵味方が共通して同一標章を使用する事実こそ、その保護価値の源泉である」。つまり、本稿の問題意識に照らせば、MDA・PRCSの承認問題はただMDAの標章のみを認めれば済む話ではなく、赤「十字」以外の標章の乱立を防ぎ、諸国が国家的・宗教的・政治的利害を超えてもつぱら人道の名の下に共通の標章を受け入れることができるかどうかという、より大枠の問題の中に位置付けられたものといえる。その意味で、標章問題の克服と両社の承認をめぐる議論はコインの表裏の関係にあった。以下ではこれらの問題を紐解きながら、いかなる道のみでレッド

クリスタル標章の採択と国際赤十字における両社の承認に至ったのか、順を追ってみたい。

2 レッドクリスタルに至る道

—— 占領地の赤十字機関の動揺と受容

まずは標章問題の概要を確認しておこう。一八六四年の最初のジュネーヴ条約が成立した際、赤十字標章に異議を唱える国はなかった。また最初に赤新月標章を用いたトルコ政府も、当初は赤十字を使用する前提で留保無しでこの条約に加入した。ところが一八七五年、トルコの属州だったボスニア、ヘルツェゴビナ、ブルガリアがトルコに反乱し、隣国のキリスト教国も巻き込んだ戦争に発展した。そこでトルコは条約寄託国のスイスに対し、イスラム教のシンボルである赤新月を使用することを一方的に通告した。なぜならキリスト教のシンボルに酷似する赤十字標章に対し、「イスラム教兵士が不快感を抱き、トルコは条約に基づき権利を行使できていない」という状況に陥ったからである。この戦争は結局ロシアも巻き込むことになり、事態の悪化にICRCもこれを承認せざるを得なくなった。この一つの例外がのちに多くの例外を引き起こし、今日の標章をめぐる議論の発端となった。

この標章問題とMDA・PRCSの国際赤十字承認問題がいかなる意味で表裏一体の関係にあったのか。次に、承認の道において両社がいかなる困難に直面したのかをみてみよう。

まずはMDAである。問題の一つはMDAが使う標章だった。レッドクリスタル標章が採択された二〇〇六年の赤十字代表者会議の開会宣言の言葉を借りれば、「第三追加議定書による新たな標章の採択は、(運動体の)完全な普遍性の実現と、MDAとPRCSの承認の前提条件」であった。この「前提条件」たる問題の発端は、一九四九年のジュネーヴ条約の起草過程にまでさかのぼる。本条約以前にはすでに、上の赤新月とイランが求めた赤獅子太陽が赤十字標章と同等の効力を有するものとして条約上正式に認められていた。他方、一九四九年のジュネーヴ諸条約の専門家会議としては、これ以上の赤十字の例外の採用は何としても避けなかった。例えば、一九四八年の赤十字国際会議は次のように決議している。「各国政府及び各国赤十字社は、できる限り速やかに単一の赤十字標章に復帰するよう努力しなければならない」。しかしそうは言いつつも、赤十字以外の一切の例外を退けることは現実的ではないことすでに赤新月を使用する国が多くあったこと、また他の解決策とし

て、例外の数を増やすこと、または、赤十字を廃止し全く新たな標章を採択すること等も議論されたが、いずれも合意には至らなかった。こうした背景の中、MDAは、自らのユダヤ人の象徴でもあるダビデの盾を標章として使用する権利は保持しつつ、国際赤十字の一員としての承認を求めた。しかしこの提案は、「本来中立でなければならぬ仁愛の代わりに国家的又は宗教的記章で置き換えること、また、赤十字の普遍性を蝕み、その保護価値を減少するような各種の標章を生ずる途を開くことである」という懸念が示され、否決された。これ以降、MDAが国際赤十字の正式な一員となるためには二〇〇五年のレッドクリスタル標章(ジュネーヴ諸条約第三追加議定書)の採択を待たなければならなかった。

次にPRCSである。PRCSが国際赤十字のメンバーとして承認される障害となったのは、その「国家性」であった。つまり、国際赤十字運動規約は、各国赤十字社の承認条件の一つとして次のように定める。「ジュネーヴ条約に加盟している独立国の領土に設置されたものでなければならぬ」。また「その国でただ一つの赤十字社であり、それを率いる一つの中央機関であって、その中央機関のみが対外的にその社を代表するものでなければならない」(二国一社の

原則、「単一(unity)」の原則ともいわれる)。これは一国内に複数の赤十字社が並存することで無用な競合・政争のリスクをもたらし、人道支援活動の実現の妨げになること懸念から設けられた条件である。この点、パレスチナは国際的には「パレスチナ暫定自治区」であり、一九六七年の第三次中東戦争以降、イスラエルによる「被占領地(occupied territories)」として認識されている(イスラエルは自国領域であると主張しているが、国際的には受け入れられていない)。したがって、仮にイスラエルという「国家」の枠組みに規約を適用した場合、いずれがこれを率いる「一つの中央機関」かは一見して定かではない。さらにMDAの標章は条約上認められていない。以上のことから、両社の正式承認のためには、(1)MDAとPRCSの関係性の位置づけ、及び、(2)MDAの標章の位置づけ(MDA標章の正式承認か、既存標章(赤十字・赤新月・赤獅子)への変更か、新標章の採用か、といった選択肢の検討)を整理する必要があった。

一点目の問題は次のような解決策が図られた。それが第三追加議定書採択前の二〇〇五年一月二十八日に締結されたPRCS・MDA間の了解書(Memorandum of Understanding between PRCS and MDA、以下「MOU」)である。これはイスラエル・パレスチナ占領地という特殊な文脈における両社

の関係性と互いの役割、活動エリア等(二国一社原則の例外)について共通の理解を図り、これに国際赤十字の承認を付すというものであった。その概要は次のとおりである。

- ・ 覚書前文・MDAとPRCSは、一九四九年のジュネーブ諸条約の第三追加議定書の採択を促し、両社の国際赤十字のメンバー承認の道を切り拓く努力において、国際人道法、国際赤十字・赤新月運動の諸規定、諸原則にのっとり活動することを約束し、その協力の調整を希望して、以下に合意した。
- ・ 両社は、国際人道法(負傷者の無差別救護とその活動の尊重)のこのつとつて活動すること(一項)
- ・ 両社は、PRCSがパレスチナ領域の正統な赤十字社であること、及び、その地理的範囲内での活動と同社の権限を認めること(二項)
- ・ 第三追加議定書の採択以降、かつ、MDAが国際赤十字・赤新月社連盟総会の一員として認められるまで、MDAは国際的に承認されたイスラエル国境の外に支部を設けないこと(三a項)
- ・ 一方の社が他社の管轄内で活動する場合は一九二一年の赤十字国際会議決議一一の同意条項に従うこと(三b項)

※同意条項：他国領域で活動する場合に自国赤十字社及び当該国赤十字社の同意を得ること¹⁾

- ・ 両社は第三追加議定書等に従いそれぞれ固有の標章を用いること(三c項)
 - ・ 両社は標章濫用を防ぎ、国際人道法の順守に努めること(四項)
 - ・ 両社はイスラエル・パレスチナ当局間の平和合意を順守すること(五項)
- (以下省略)
- また本MOUに基づき、より詳細な活動上の調整事項を定める協定(Agreement on Operational Arrangements between PRCS and MDA、以下「AOA」)も結ばれた。AOAはまず、本協定がいかなる政治的、法的拘束力を持つものではないことを確認し、PRCSによるイスラエル当局への働きかけをMDAが支援すること、具体的に、PRCS救急車の移動の自由、スタッフ・患者の安全、検問所の速やかな通過、エルサレムの病院へのアクセスの調整・支援等を確保すること、またMDA・PRCS間のホットラインの設置、通信手段の構築、知見の共有、定期会合等を通じて、両社の協力関係構築に努めること等が合意されている。

このMOU・AOAは、イスラエル・パレスチナ政府当

局双方の立会いの下、MDA・PRCS両社長のほか、イスラエル代表、ICRC総裁、連盟副会長、国際赤十字常置委員会標章問題特別顧問の署名がなされている。その意味で非常に重みのある合意である。

なお傍論だが、この問題(被占領地における赤十字機関間の活動調整)は、MDAとシリア赤新月社も同様に直面している問題である。つまり、シリア赤新月社は本来シリア領たるイスラエル占領下のゴラン高原への人道アクセスの回復をかねてより望んでおり、同様の「GO」の締結を望んでいたが、こちらのほうは今日に至るまで締結に至っていない。

以上を踏まえ、次に二点目の問題(ダヒデの赤盾標章の承認問題)をみてみよう。

3 レッドクリスタルの誕生

——「中東和平」という願い

MDAの標章が一九四九年のジュネーブ諸条約の起草過程において退けられたことは既述のとおりである。その後、赤十字標章の断片化問題は、一九九二年にICRC総裁(当時)のホルネリオ・ソマルガ(Cornelio Sommaruga)が執筆した「標章の統一性と多元性」と題する論文で、「この議論に終止符を打つためには全く新たな第三の標章が必要」と問題

提起されたことで改めて注目された。これ以降、国際赤十字は議論を重ね、二〇〇〇年、ICRCが「レッドクリスタル(Red Crystal)」という意匠を提案する。しかし同年、既述のインティファダが発生し、アラブ諸国から交渉中止の訴えが提起されたことで、議論は実質的に四年間頓挫した。その後議論は再開し、上に述べたMDAとPRCSの関係性が整理(MOU・AOAが採択)されたことで、新たな標章成立の機運は大きく高まった。採択の過程では主にアラブ諸国から「中東情勢の現状の見極めと適切なタイミングを考慮すべきである」といった意見も表明される等、若干の抵抗はあったものの、二〇〇五年一月八日、スイス政府主催の外交会議で、賛成：九八票、反対：二七票、棄権：一〇票で一九四九年ジュネーブ諸条約の三番目の追加議定書として採択された。

レッドクリスタルはその名のとおり「赤い水晶」を意味するが、条約起草過程においては、その形状から「ダイヤモンド」という名称も検討されていた。しかし当時、アフリカでの「紛争ダイヤ」というネガティブな印象を暗示してしまうことが懸念され、採用には至らなかった。他方、「クリスタル(水晶)」のほうが、生存に不可欠な「水」や「純粋性」を連想させ、宗教的にも中立であること、遠方からの視認

性も優れていたこと（ICRCとスイス軍による視認性テストも実施）、英語表記「crystal」において「cross（十字）」「crescent（新月）」と並んで文言の一貫性（「E」という共通のスペル）があったこと等から、こちらが採用された。

第三追加議定書自体は一七の条文からなる簡潔な構成である。前文では、「標章の保護すべき価値と普遍的性格」を高めること、また標章が「宗教的、民族的、人種的、地域的または政治的な意味を有するものではない」ことが改めて確認されているほか、MDAに関して次のような言及がある。「：MDAが、その活動の枠組み内において使用を意図する標章について、その活動が行われる国及び通過国においての使用が可能となることを確保すること」また「既存の標章について：MDAが直面しうる困難性を認識し」、「ICRC、連盟及び国際赤十字・赤新月運動がそれぞれの現行の名称および標章の維持を決定したことに留意」とし、実質的にダビデの赤盾標章の継続使用を認めている。これに続き各条文は、レッドクリスタル標章の適用範囲、定義、表示の使用、ICRCや連盟、国連による使用、第三追加議定書の民軍双方への普及義務等を定めている。二〇二一年五月末時点で第三追加議定書の加盟国数は七八か国²である。

また、MDAの国際赤十字における地位との関連で、第三追加議定書の採択と同時に国際赤十字運動規約も改訂された。これまでの規約では、各国赤十字社の承認条件として赤十字または赤新月のいずれかの標章を使用することが求められていたが、第三追加議定書の採択を機に、「ジュネーヴ諸条約及びその追加議定書に合致する固有標章及び名称の使用」という表現に改められた（同規約四条五項）。この「追加議定書に合致する：標章」について、第三追加議定書三条一項（b）は、レッドクリスタルに組み込みうる標章として次のように定める。「締約国により効果的に使用されており、かつ本議定書の採択前に寄託者を通じて他の締約国および赤十字国際委員会へ通報されたその他の標章」。つまり、この条件を満たす唯一の標章がダビデの赤盾であり（イスラエルにおいて一九三〇年から使用されており、一九五一年七月六日に同国がジュネーヴ諸条約を批准する際、寄託者を通じて締約国及びICRCに通報している）、ここにMDAの標章が正式承認される道が切り拓かれたのである（ただ既述のとおり、イスラエルが国内でダビデの赤盾を使用すること自体は否定されていない（「表示目的のために：選択することができる」との規定であるため、イスラエルにとってレッドクリスタルは主として自らが「国外で」、法的な意味で国際人道法上保護される医療活動を識別

するための「保護標章」を掲げて活動する場面での使用が想定されている。

以上、MDA・PRCSの関係性を整理するMOU・AOA、そして第三追加議定書の採択という成果物をもって、二〇〇六年の第二九回赤十字国際会議は両社を正式なメンバーとして承認した。他方、同会議決議一は、「PRCSの固有性と特別な状況を考慮し」、「PRCSの承認が他のいかなる主体ないし領域にとつての先例となるものではない」として、一国一社の原則に例外はないことを再確認し、政治的誤解（パレスチナの国家としての承認等）のないよう、慎重な注意を払っている。

再びブニョンの言葉を借りれば、レッドクリスタル標章の採択は、紛争地における医療・人道支援活動の保護を高めたのみならず、これに伴う両社の正式承認と一体となつて「苦境にある中東への平和のメッセージ」となつたと評価している。こうしたことから、レッドクリスタル標章の成立は、単なる赤十字標章の拡散と断片化問題に恒久的な終止符を打つという技術的意味のみならず、「中東和平への願い」というある意味での政治的固有性も備えているといえるだろう。そこで本稿の最後の問いは、レッドクリスタル標章の成立が実際のところ両社の人道支援活動の実現に

どう貢献したのか、またその将来の展望とは何かを考察することである。

4 レッドクリスタル、その後

二〇〇五年のMDA・PRCS間のMOU・AOA採択以降、国際赤十字は継続してその履行状況を監視し、赤十字国際会議に報告書を提出してきた。例えば直近の二〇一九年の第三三回赤十字国際会議で採択された決議は、次のように述べている。「約一四年にわたりMOUが未だ十分に順守されず、東エルサレムで活動するPRCS救急車への活動許可に関する昨今のイスラエル当局による妨害、遅延、制限、及び、その潜在的な負の人的影響に留意し、強い失望（strong disappointment）を表明する」。他方同時に「イスラエル当局に対するMDAによる問題解決の働きかけにも感謝する」。そして引き続き、本MOUの完全な履行とこれに対する国際赤十字各機関への協力とMDA、イスラエル当局の継続した努力を要請している。この見解はこれまでの報告書もほぼ同トーンを踏襲している。本稿の目的は、そのMOU・AOA違反を細かく指摘することではないが、その一端を紹介すると、例えば以下のような指摘事

項があげられている。

- ・二〇〇八年報告：M O Uの進捗状況は限定的。MDA・PRCSの協力関係構築の努力に謝辞。具体例として、イスラエル当局による東エルサレムでのPRCS救急車の活動に関して、当局による許可は評価される一方、より高度医療を有する西エルサレム病院等へのアクセス、活動許可が依然制限されていることを懸念。他方、MDAにおいては、PRCSによるイスラエル当局への働きかけにおいて仲介的役割を果たしている点を評価。しかしイスラエル当局から依然しかるべき応答・対応がないことを懸念。MDA・PRCS間では共同して救急外傷処置研修会などを実施、また両社とも標章濫用防止のための国内立法、国際人道法の普及活動に努めている点を評価。(二〇〇八年五月、第三〇回赤十字国際会議提出)

・二〇一一年報告：両社の活動領域について、西岸におけるMDAの活動を地元当局ないし他の機関に委譲するプロセス及びPRCS管轄内で活動する車両、要員はMDA標章を付さないことを確認するM O Uが順守されていないことを懸念。東エルサレムでのPRCSの活動許可が更新されていないことを懸念。こうした

制限が長く続けば、両社が政治的利害から独立した公平・中立の機関として認識されるには更なる時間を要する。(二〇一一年一月、第三一回赤十字国際会議提出)

- ・二〇一五年報告：A O Aの大部分において両社の調整が果たされてきたことを確認。他方でM O Uは依然順守されていないことを強く懸念(Strong concern over the non-implementation of the MoU)。二〇一三年の報告から両社の活動領域に関する合意の不順守を懸念。(二〇一五年二月、第三二回赤十字国際会議提出)

MDA・PRCS間の協力関係構築については一定の前進がみうけられる一方、M O U締結から今日に至るまでの最大の争点は、PRCSの救命救急活動の支障なき遂行とイスラエル当局によるセキュリティーを理由とした移動制限措置との対立である。短期的にみれば、M O Uの不順守という現状を打破すべく強力な方策を求めたくもなる。しかしながら、赤十字の基本原則、とりわけ「世界性」すべての赤十字構成員の対等性を旨とする国際赤十字において、何らかの制裁措置を課すなど強制的な選択肢はない。むしろそうした措置の強行により、人道の実現がとん挫するリスクのほうが懸念される。その意味で、国際赤十字全体が継続してこの問題を注視し、対話により、その順守と

着実な現場での人道任務の遂行をはたさかけていく以上の手立てはないだろう。この点、各国政府と各国赤十字・赤新月社が対等な立場で四年に一度集う赤十字国際会議(そして赤十字構成機関の各種国際会議)は、政治問題とは区別されるとはいえ、人道の名の下に関係者の対話の場を提供する受け皿として、改めてその意義が注目されるべきだろう。

5 おわりに——人道の「同床異夢」を超えて

国際赤十字の標章問題が紆余曲折を経ながらも、MDA・PRCSの承認と「包括的で永続的な解決策」としてのレッドクリスタル標章の採択をもって決着したことは、赤十字の「世界性(Universality)」を象徴する出来事ともいわれる。しかしその輝かしい象徴性とは裏腹に、M O Uは常に空文化の危機にさらされている。またパレスチナ以外の係争地(ゴラン高原など)における人道アクセスも依然未解決の問題として残されている。その意味で中東における人道状況は依然厳しい道のりを歩んでおり、レッドクリスタルの成立は一つの通過点に過ぎず、これらの成果物を中身のあるものにする努力が継続して求められている。

一方で昨今注目される動向に、国際社会によるパレスチ

ナの「国家性」の受容が進んでいる点が挙げられる。そのきっかけの一つが、二〇一二年一月に国連総会が採択した「国連におけるパレスチナの地位」に関する決議である。圧倒的多数で採択された本決議(米、カナダ、イスラエルなどは反対)により、パレスチナは「国家」として国連のオブザーバー資格を得た。これ以降、パレスチナは多くの人権・人道分野の各種国際条約を積極的に批准している。とりわけ本稿との関連で注目したいのが、二〇一四年における一九四九年ジュネーブ諸条約と一九七七年第一追加議定書への加入、二〇一五年における一九七七年第二追加議定書と二〇〇五年第三追加議定書(レッドクリスタル)への加入である。この加入については条約寄託国たるスイスも受諾している。実はパレスチナの条約加入の申し出は一九八八年にもあったが、このときスイスはこれを拒否していた。この態度変更はパレスチナを国家として受容する国際社会の機運が醸成されてきたことを示している。こうした動きはイスラエルとの溝を一層広げるものとの懸念もあるだろう。他方、レッドクリスタル標章の尊重を含む国際人道法の理念がより広く共有されること自体は歓迎されるべきことであり、既述の「一国一社」の実情に合ったPRCSの基盤(パレスチナという国家性)とそ

人類の脅威「気候危機」と闘う赤十字

—国際赤十字が気候・環境憲章を採択—

戦争の災禍を軽減するために160年前に設立された赤十字。それから半世紀後の1919年、赤十字は赤十字社連盟を創立し、自然災害や疾病への戦いを宣言した。それからほぼ100年、人類を襲う最も深刻な脅威としての気候変動は人類の生存を左右する喫緊の課題として全人類に突きつけられている。

人類の脅威と闘ってきた赤十字にとり、戦争が「第一の脅威」だとすれば、自然災害や疾病は「第二の脅威」であり、気候変動のもたらす危機はまさに「第三の脅威」と呼べるかもしれない。

気候変動は災害による被害や感染症リスクの増大をもたらし、結果として様々な紛争の火種を拡大することにも繋がり、人類の生存にかかわる最も深刻な「人為災害」の様相を呈している。



サイクロン豪雨で破壊された自宅の前に佇む被災者（2019年、モザンビーク）

©IFRC

徐々に諸国に受容されている証といえる。その意味で、MOUやAOAという人道実務レベルの規範から、国際条約という国家レベルの規範も含め、あらゆるフォーラムを通じて両者の対話のすそ野を一層広げていくことが望まれるだろう（これには第三追加議定書未加盟である中東諸国への加盟促進も含まれるだろう）。そしてこれまでに蓄積されてきた両者の「人道的対話」が、より大きな政治的文脈における「中東和平」への突破口となることが期待されている。

注

- 1 一九二一年第一〇回赤十字国際会議決議「一」いかなる赤十字社も、特に赤十字の名称及び標章の使用に関する限り、当該国赤十字社の中央委員会及び自国赤十字社の承認なしに支部、代表、委員会または機関を設置あるいは外国でのいかなる活動も行うことはできない」。これは二〇〇五年の第三追加議定書前文にも受け継がれている。「他国の領域内で活動する各国の赤十字社、赤新月社およびダビデの赤盾社が、その活動の枠組み内において使用することを意図する標章について、その活動が行われる国および通過国において使用することができることを確保しなければならない」。
- 2 いわゆる「中東」諸国を構成する国はイスラエル、パレスチナを除きすべて未加盟である。

参考文献

- ・井上忠男『赤十字標章の歴史：人道のシンボルをめぐる国家の攻防』（東信堂、二〇二二年）
- ・井上忠男編訳『赤十字標章ハンドブック：標章の使用と管理の条約・規則・解説集』（東信堂、二〇二〇年）
- ・赤十字国際委員会編、榎本重治・足立純夫訳『戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する一九四九年八月二二日のジュネーブ条約解説』朝雲新聞社、一九七三年）
- ・Cornelio Sommaruga, "Unity and plurality of the emblems", *Interim Report of the Red Cross*, No.289 (July-August, 1992)
- ・François Bayart, "The red cross and crescent emblems", *Interim Report of the Red Cross*, No.272 (September-October 1989)
- ・François Bayart, *Red Cross, Red Crescent, Red Crystal* (ICRC, 2007)
- ・UN Human Rights Council, *Report of the United Nations Fact Finding Mission on the Gaza Conflict* (2009)

※本稿は筆者の個人的見解であり、所属組織の意見を代表するものではありません。

1 気候変動の影響とみられる災害

NHK海外たすけあいにより、災害対策・防災事業の支援を行ってきた南太平洋に位置する島国ツバルは、九つの環礁・島々から構成され、最大でも標高が三メートル程度の土地である。そのため、近年の地球温暖化にともなう海面上昇により、水没の危機が懸念されている。これにより、ひとたび高潮などが発生すると、より大きな被害が生じる原因ともなっている。

被害の拡大の背景には、経済発展や人口増加により、貧困など弱い立場にある人々が災害危険度の高い脆弱な土地に居住することを強いられ、災害の影響をより大きく受けるという実情がある。

一方、日本では、ここ数年、長時間同じ地域で豪雨が継続する線状降水帯が頻繁に発生している。

記憶に新しいところでは、平成三〇年七月豪雨(西日本豪雨災害)では広島、岡山両県をはじめとして全国で二四〇名を超える死者・行方不明者、全壊約七千戸(平成三二年一月消防庁)の被害に及んだ。四八時間降水量は岡山県、広島県、愛媛県など全国の一五カ所の観測所で一位を記録してい

る。

気象庁は「地球温暖化による気温の長期的な上昇傾向とともに、大気中の水蒸気量も長期的に増加傾向であることが寄与したと考えられている。」とし、はじめて個別災害について気候変動の影響に言及したとされている。

二〇二二年の夏には、西日本から北日本の広い地域にかけて、極端ともいえる豪雨が継続して発生し河川の氾濫や土砂崩れなど多くの被害を生んだ。

二〇二二年八月には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第六次評価報告書が公表され、次のように地球温暖化にかかる人間の関与がはじめて明確に確認された。

○人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。

○気候システム全般にわたる最近の変化の規模と、気候システムの側面の現在の状態は、何世紀も何千年もの間、前例のなかったものである。

○人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしている。

2 気候変動と対策

地球が太陽から受け取ったエネルギーは、大気圏だけではなく、海洋・陸地・雪氷・生物圏の間で相互にやりとりされて、最終的には赤外放射として宇宙空間に戻される。これによってほぼ安定した地球のエネルギーのバランスが維持されている。このようなエネルギーの流れに基づく大気の平均的な状態を気候と呼んでいる。

気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があると言われている。

自然の要因には大気自身によるもの、海洋の変動、火山の噴火によるエアロゾル(大気中の微粒子、エアロゾルともいう)の増加、太陽活動の変化などがある。特に、地球表面の七割を占める海洋は、大気との間で海面を通して熱や水蒸気などを交換しており、海流や海面水温などの変動は大気の運動に大きな影響を及ぼす。

一方、人為的な要因には人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加、森林破壊などがある。²⁾

人為的な地球温暖化は、人間の様々な活動で二酸化炭素

メタン、一酸化二窒素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加、これにより地表から放射された熱に対する温室効果ガスによる吸収・再放射が増して温暖化が引き起こされる。菅首相は、令和二年一月二十六日の国会で、日本の地球温暖化対策の柱としてカーボンニュートラルの実現に向けて次のように宣言した。

『我が国は、二〇五〇年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち二〇五〇年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。』

「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロ(ニュートラル)を達成することを意味している。首相は、『省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。』(首相官邸ウェブサイトより)と続けた。

この背景には、世界的な気候変動対策を議論する場である国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の第二一回締約国会議(COP21)で、「工業化以前と比べた世界全体の平均気温

の上昇を2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cまでに抑える努力を追求すること(「2°C目標」)などを世界共通の長期目標とする「パリ協定」が二〇一五年に採択されたことにある。この目標達成によって「気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものである」との認識に基づいているためだ。

現時点で追加対策を取らないと、平均気温上昇は、二一世紀末において二〇世紀末と比べて二・六度から四・八度上昇すると予想されている。日本において二°C目標では、猛暑日日数が全国平均で約三日増加するのに対し、四°C上昇すると全国平均で約一九日増加するとされている。

3 国際赤十字と気候変動

国際赤十字⁴では、気候変動は人道上の緊急事態と捉えている。なぜならば、現在、気象、気候関連の災害は、ほぼ二日に一回の割合で発生しているからだ。

二〇一八年には、一億八〇〇万人が救命のための支援を必要としていたと推定されており、この数は二〇五〇年までに倍増する可能性がある⁵とみている。

最も被害を受けているのは、厳しく脆弱な状況に置かれ赤新月社のボランティア、代表者、災害リスク管理と健康を専門とするスタッフのための経験、トレーニングなどに焦点を当てている。国際的には、気候関連の資金チャネルへのアクセスを促進し、気候政策、特に気候変動に関する国連枠組条約と毎年の国連気候協議に関する議論において、最も脆弱な人々への支援などを提唱している。

(2) 第三〇回赤十字国際会議

二〇〇七年には、第三〇回赤十字国際会議(於ジュネーヴ)の中で、国際赤十字は「気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)」を、国際社会が一体となって気候変動問題に取り組むための核となる組織であると正式に承認し、赤十字がUNFCCCの構成を支援し、補完することを明示したほか、最も弱い立場に置かれた人々に対する人道援助の提供や災害に対する「事前の備え」を通じた気候変動のもたらす影響への対策の重要性を確認した。

(3) 連盟二〇二〇年戦略

二〇一〇年、国際赤十字は「連盟二〇二〇年戦略」を発表し、二〇二〇年に向けた赤十字全体における気候変動問題に対する取り組み姿勢にかかる次のような言及が盛り込ま

れているコミュニティに暮らす最も貧しい人々である。こうした人々は、紛争や避難生活、脆弱なガバナンス、無計画な都市化、貧困などのために、気候変動がもたらす変化にうまく順応する術を持たず、その結果、災害や感染症のリスクなどによって命を脅かされている。

さらに、構造的な不公平、および年齢や性別、障がいの有無、稼ぎなどの個人属性が相まって、追い打ちをかけられている。

気候変動による危機に対して、国際赤十字はどのような取り組みを行ってきたのだろうか。

(1) 国際赤十字気候センター (The Climate Centre) の設立

二〇〇二年、気候変動の影響や異常気象の脅威にさらされた「最も弱い立場に置かれた人々」のリスク削減のために、各国赤十字・赤新月社の事業内容の改善や国際赤十字・赤新月社連盟(以下、「連盟」という)への政策提言等を目的として、オランダ赤十字社と連盟によって、国際赤十字気候センター(在ハーグ)が設立された。

特に気候変動に対して最も脆弱な開発途上国では、啓発と対応能力構築の支援が重要な要素となる。気候センターは、活動にかかるガイダンスとツール⁶の提供や、赤十字・



第30回赤十字国際会議

れた。

○移民や都市化、環境悪化やそれに付随する疾病リスクの増加などの脅威と相まって、気候変動のリスクは、これらの問題をより複雑化し、貧困や社会不安にさらされた人々の脆弱性をさらに増長している。

○こうした複合化し、相互に影響を与え合う人道的課題に対処するためには、赤十字としての在り方や相互に絡み合う人道課題それぞれの関連付け、人類が分かち合う地球そのものに関連づける方途を模索することにおいて、私たち自身の心構えや姿勢をより一層変えていく必要がある。

○連盟は、こうした背景を踏まえ、変わりゆく地域・コミュニティの性質やそこに存在する人道ニーズ、ボランティアの新しいあり方に引き続き寄り添いつつ、新しい能力開発やイノベーションを促進することで人道機関として広域化、甚大化する人道ニーズへの対応を図っていく。

(4) 二〇二〇年に向けた赤十字の気候行動枠組

二〇一五年のパリ協定を受け、国際赤十字は二〇一七年に「二〇二〇年に向けた赤十字の気候行動枠組」を発表した。

て気候変動対策を支援・促進するための憲章を策定することを公約していた。

人道団体は、問題解決の一翼を担い、変化し続ける気候や環境に人々が適応できるよう支援し、同時に地球環境の持続可能性を高めるために自ら貢献していかなければならない。

いかなる組織であっても、単独で問題を解決できないことは明らかで、共に力を合わせて取り組むことが求められる。そのためには、気候と環境の危機下における人道活動の指針となる明確なビジョンと原則を示すことが必要だったのである。

こうした経緯から二〇二一年五月、赤十字国際委員会や連盟は、「人道団体のための気候・環境憲章」を採択した。

本憲章は、最新の科学的根拠と、パリ協定、仙台防災枠組持続可能な開発目標の目的に加え、国際人権法、国際人道法、国際環境法などの関連する国際法や基準を指針として策定された。

憲章は、気候・環境危機に対応する際の指針となる七つのハイレベルな公約を盛り込んでいる。一つは、増大する人道ニーズへの対応強化を図るとともに、気候や地球環境の危機により深刻化する影響に人々が適応できるよう支援

の中で、国際赤十字は気候変動の絡む問題に対するビジョンとして以下を掲げている。

○赤十字は、先進国を含む世界中の地域・コミュニティが災害に強くなること（レジリエンスの強化・リスクを予期し、それに対処し、早期に復興するしなやかさを持つこと）を目指し、現在から将来にわたって気候変動のもたらす影響へのより良い事前の備えを行う。

○国際赤十字及び各国赤十字・赤新月社は気候変動と異常気象が最も弱い立場に置かれた人々にもたらす影響について、様々なレベル（地域・コミュニティ・組織・地方行政・政府等）での協働を通じ、軽減することを追求する。

4 人道団体のための気候・環境憲章の採択

気候と環境の危機への対応は、これまで見てきたように国際赤十字・赤新月運動の最優先事項としてきた。そのため、二〇一九年一月に行われた第三十三回赤十字・赤新月国際会議では、赤十字国際委員会や連盟、そして各国の赤十字・赤新月社の多くが、自らの事業活動を気候や環境への取り組みに適応させるだけでなく、人道コミュニティ全体とし

することとしており、公約は他にも人道団体が原則に基づいた援助活動を適切なタイミングで実施する能力を維持しながら、事業展開の際には地球環境を最大限保全し、温室効果ガスの排出量を削減すること、などが盛り込まれている。国際赤十字はこれまで災害救援活動や難民支援などの場で、他の人道団体の活動が互いに整合されたものとなるよう「国際赤十字・赤新月社および災害救援におけるNGOの行動規範(Code of Conduct)」、「品質と説明責任に関する中核的人道基準(The Core Humanitarian Standard on Quality and Accountability (CHS))」、「保護活動のための専門的基準(Professional Standards for Protection Work)」、「スフィア・ハンドブック」など人道的基準の策定において積極的な役割とリーダーシップを果たしてきた。

本憲章はこれらを補完する形で採択されたものである。同憲章は六月に公表され、今後、国際赤十字は関連団体・NGO等に対して同憲章への賛同と参加を求めていく。

※憲章全文は後掲

5 赤十字の取り組み(事例)

気候変動によってこれまでなかったような新たな災害の

発生パターン（従来には観測されていなかった地点での洪水や干ばつ、マラリアなどの感染症の流行等）が起きている。

世界には、こういった災害などで公共機関等からの支援を十分に受けられず、取り残されてしまう人々がおり、こうした人々こそ、赤十字が中心的に介入する対象となるが、なによりも基本的にはコミュニティの中で対応できることが必要となる。

このため赤十字はボランティアなどによる地域住民への聞き取り調査などを通じて、こうした人々が抱える新たな課題を明らかにしたり、それらの課題に対する住民の具体的な活動を支援したりすることによって、気候変動の影響に対する草の根レベルの適応行動に力を入れている。

以下では日本赤十字社（以下、日赤）が支援を行っているいくつかの事例を紹介する。

(1)ネパールでの地域包括減災事業

ネパールでは二〇一五年から二〇一七年までの二年間で、記録上だけでも計二、九四〇件の災害が発生し、九、七〇八人の尊い命が失われたとされている。また、災害がもたらす経済的損失ははかり知れず、特に地方部では住民の主たる生計手段である農耕地や家畜などの資産を奪い、貧困の

連鎖を生み出している。

ネパール政府と連盟は同国において、二〇一〇年から「災害に強い地域の九つの最低基準」を定め、最脆弱層と呼ばれる人々が取り残されない草の根の地域づくりに取り組んできた。この九基準には、地域住民が防災情報へのアクセスを有していることや減災に取り組む地元密着型の自主組織が存在すること、災害対応用の備蓄資金や防災計画を有すること、早期警戒システムが機能することなど、社会インフラ上、住民の安全のために必要な基準が定義されている。ネパールでは、地域における防災・減災の取り組みが遅れており、地方行政を中心とした地域防災計画づくりや自主防災委員会（以下、自主防）の立ち上げと育成が今まきに行われている段階である。

日赤は二〇一六年から二〇一九年まで最脆弱層のための地域包括減災事業に取り組んだ。日赤の支援によって、二〇一六年から二〇一八年にかけて、四五の自主防が三郡六市一區で発足した。彼らを中心に、コミュニティの潜在的なリスクが洗い出され、それらに対する対応策をまとめた災害対策計画が策定された。また、自主防では、早期に危険を住民に知らせる早期警戒タスクチームや搜索・救助タスクチーム、水供給支援タスクチームの維持・管理を

行い、災害に対する備えを進めている。日赤はこうした自主防の活動をはじめ、コミュニティが優先課題として位置づけた問題に対処し、減災行動に取り組むための側面支援を続けている。



住民が力を合わせて給水設備の設置に協力（ネパール）

©NRCS

今後、気候変動によるさらなる影響で、地域や時期が従来と異なったパターンで発生したときにも、それぞれの地域でのコミュニティの対応能力を高めておくことがきわめて重要となっている。

(2)モザンビークでのサイクロン救援事業

コミュニティの中での対応能力を高めておかなければ、突然の災害に自助的に対応するのは難しい。ここでは災害救援を通じた支援の事例を紹介する。

二〇一九年三月二五日、アフリカ南部モザンビークを襲った大型サイクロン「イダイ」。赤十字は国際的なネットワークを活かして、発災当初から被災者の救援活動を行った。日赤は、四月二四日から一か月にわたり感染症の専門家である医師を現地に派遣した。

現地の中部ニヤマタンダ郡では、サイクロンの被害が衛生環境に影響し、コレラの感染を引き起こしていた。このためコレラをはじめとする感染症対策や公衆衛生活動、赤十字ボランティアへの研修など、幅広い活動に取り組むこととなった。四月はコレラの感染拡大がピークとなり、ニヤマタンダ郡では一日で最高六七件の感染が認められた。

コレラ患者が住んでいた地域に行つて聞き取りをした結果、感染の背景に、感染者たちが同じ水ポンプを使っていたことが判明した。コレラの予防では安全な飲料水が必要不可欠。井戸水を塩素消毒する必要があるが、塩素臭のため「水がまずくなる」といつて汚染されている可能性ある水を飲み続けている人たちも多くいる。なぜ消毒しなければならぬのか、その必要性を啓発していくことが重要となった。同様に、現地はマラリアの多い地域でもあり、予防のためには蚊帳を適切に使つてもらうことが最も重要だが、実は適切な蚊帳の使い方はあまり知られていない。殺虫成分を含んだ蚊帳が使われるが、例えば洗濯しすぎたり、日光に当てて乾燥させると殺虫成分が無くなってしまふ。また、蚊帳には有効期間があり、二年に一回程度を目途に交換も必要となる。一方、貧困のために、せっかく配布された蚊帳を売ってしまったり、漁の網や作物の保護として使つてしまつたりすることもある。蚊帳を配付するだけでなく、赤十字ボランティア等を通じて蚊帳の重要性や使い方について伝え続けていくことが予防につながる。

赤十字ボランティアへの研修、患者への啓発活動も派遣された医師の業務の一つだ。赤十字ボランティアは積極的に活動に取り組み、ほぼ毎日三〇分程度のレクチャーにと



コミュニティの水ポンプを調査する様子（モザンビーク）

©日本赤十字社

どまらず、住民のために病気の知識を得たいという思いが強くなり、HIVなどへの関心も高まったという。今回得た知識をもとに今後もコミュニティの中で自らの力によつ

て啓発活動が続けられるように長期的なサポートが必要となる。

(3) バングラデシュ南部避難民支援

二〇一七年八月以降、ミャンマー・ラカイン州での暴力から七〇万以上の人が避難しているバングラデシュ。山を切り崩した地にあるキャンプでは、竹を組み、ビニールシートをかぶせただけのテントが見渡す限り広がっている。また、避難民はバングラデシュでは働くことが認められておらず、生きるために必要なものは支援に頼るしかない現状だ。

しかし、キャンプでは、数メートルにもおよぶ家庭用の竹や、料理用の薪、トイレを作るための石を運ぶ人などで溢れかえっており、食べ物や洋服を売っている露店、カフェ、床屋もあれば野菜などが育てられている農園までもある。危機的な状況下でも確実に一つのコミュニティが形成されている。

避難発生直後から日赤は医療チームを派遣し、平時から地域に根付いた活動を展開しているバングラデシュ赤新月社スタッフに加えて、七〇人以上の避難民ボランティアとともに、三年近く避難民キャンプでの医療支援を実施し一〇万人以上を診療した。

また、キャンプでの不自由な生活や先の見えない将来は避難民のこころの大きな負担となっているため、避難民に寄り添い、生活上の困りごと相談にのつたり、子どもたちへの創作活動やライフスキル習得支援など延べ八万六、〇〇〇人以上にこころのケア活動を実施した。



感染防護をしながらキャンプ内の診療所で避難民を診察するバングラデシュ赤新月社の医療従事者

©BDRCS

これと並行して、避難民自らがボランティアとして、キャンプに住む人々へ、新型コロナウイルスなどの感染症予防や応急手当の普及を行っている。

現在もバン格拉デシュに暮らす避難民は過酷な環境下、必死で生き抜こうとしている。帰還に向けた明るい兆しが見えない中、現地では中長期的な支援活動が必要となっている。とりわけ、現地のバン格拉デシュ赤新月社が主体となつて保健医療を提供し続けられるよう、地元出身の医師や看護師、助産師の育成が重要となっている。また、地元コミュニティのレジリエンス(回復力)を強化するため、避難民自らがボランティアとなつて保健衛生の促進に取り組む活動も進めている。

(4)研究機関や企業との連携「災害時に役立つ技術を普段使いために」

気候危機への対応に際しては、赤十字だけではなく、社会の多様なステークホルダーとの連携が求められている。

ここでは、長年、国内外の研究機関や企業と連携し、救援技術の研究・開発に携わっている熊本赤十字病院の事例を紹介する。

被災地で医療活動を行うためには、水、トイレ、電力、

への備えにもなると考えている。

燃料電池医療車「Doctor Car NEO」は、水素と酸素から化学反応で電気を作り出し、その電気のみを使って走行する、二酸化炭素(CO₂)を排出しない世界初のドクターカーだ。また燃料電池車は動く発電所として、電力供給にも大きな力を発揮する強みを持っている。トヨタ自動車株式会社は、「エコカーは普及してこそ環境に貢献できる」という考えによって、二〇二二年三月に公表した共同実証は、燃料電池車の普及に向けて、医療や災害という、地域の社会問題の解決手段(ソリューション)として燃料電池車を活用することで、将来の水素社会の実現を目指すものである。この実証も、災害に役立つ技術を普段使いためにというトヨタ・熊本赤十字病院の共通思想に基づいている。普段はこの車をドクターカーとして患者搬送で活用し、災害時には被災地で動く発電所として運用することを想定している。また、全国の医療・防災・環境関連の展示会や防災訓練への出動を通じて、赤十字運動の推進にも役立てたいと考えており、熊本赤十字病院では、世界が気候・環境危機への対応に取り組む中で、日本発の燃料電池技術が、社会問題の解決に貢献し、災害で困っている人々を支える姿を国際赤十字の仲間と共有できればと考えている。

通信、テント、物流等、様々なインフラを迅速に被災地に設置することが必要となる。このため熊本赤十字病院は国際医療救援拠点病院のひとつとして、国内外の研究機関や企業等と連携し、エネルギー、給水・衛生、モビリティ等の分野横断的な研究開発に取り組んでいる。このような病院を舞台としたオープンイノベーションの取組みは、最近、国際赤十字からも革新的な取り組みとして注目されている。熊本赤十字病院の担当者は、自分たちの研究開発の根底にある考えは、「災害時に役立つ技術を社会で普段使いために」ということだという。

災害発生後、救援要員が被災地に到着するまでにはどうしても時間がかかる。過去の救援活動を通じて、被災地の人々による「自助」を支援したいという発想から、災害時に役立つ技術やサービスを多くの人に普段から使ってもらうことが大事だと考えた。ハイブリッド車や燃料電池車による電源供給もその一つで、現在、これらのエコカーから被災医療施設、避難所、在宅患者さんの自宅で使用される医療機器への電源供給に関する実験を進めている。災害時に発電機として活用できるエコカーを普段使うことに加え、「災害時にどうエコカーを役立てるか」を研究することは、国際赤十字が提唱する環境に配慮した災害対策、災害



共同実証開始セレモニー
© 熊本赤十字病院



燃料電池車から救護所への電力供給実証
© 熊本赤十字病院

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



図1 2030年までの達成を目指す17の目標

6 今後の取り組みに向けて

赤十字はもとより、戦争、紛争、自然災害といった人道課題に対して、「人道」を活動原則の中心に据えて取り組んできた団体である。当然それはこの気候変動による人道危機においても少しも揺るぐことはない。ある意味ではこれまでと同様の理念に基づいて活動を継続していくことになるのだが、この気候危機への対応においては、そこに改めて加味しておくべき世界的な状況がある。

気候と環境がもたらす危機は、私たちの生活のあらゆる側面がその影響を受け、その打撃は全ての人に及ぶが、とりわけ、こうした気候変動の問題の要因を作っていない人たちこそ、最も深刻な打撃を受けているという現実があることだ。このため、赤十字にとっては、従来の気候変動がもたらす紛争や災害の激甚化・複合化への単なる適応(adaptation)のみならず、気候「危機」自体の緩和(mitigation)という視点でもこの問題に改めて向き合う必要があることを物語っている。それは二〇二五年に国連で採択された「二〇三〇年までの達成を目指す一七の目標」(図1)すなわちSDGs「持続可能な開発目標」とも密接に絡む。これはある意味では理想

的な未来像の実現を目指す目標でもあるが、そこに掲げられた一七の目標は、よく見るとすべてが相互に関係しあう課題であり、どれ一つ単独で解決できるものではないことがわかる。

「すべての人々」を包括するその一七の目標のいくつかを挙げてみる。

- (1)「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」
- (2)「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」
- (3)「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」
- (4)「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」
- (5)「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」
- (6)「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」
- (8)「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」

- (10)「各国内及び各国間の不平等を是正する」
- (11)「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」
- (13)「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」

これら是正を求めている状況は、気候変動の危機において最も打撃を受けている人々が現在置かれている状況そのものであることがわかる。そしてこれはまさに赤十字が支援の中心としてきた最も脆弱な立場にある人々であり、「誰も取り残さない(one left behind)」が問われる状況である。これを踏まえると赤十字という「アクター」の視点を超えたより大枠での問題のとらえ方が必要である。

課題1…連携(coordination)

課題の一つは、この気候変動の危機における人道支援は、赤十字が従来の理念を軸にしつつも、赤十字単独でチャレンジできる課題ではないことが明らかかな点である。

憲章には次のように書かれている。

「…私たちは、ジェンダー・年齢・障がい・構造的

不平等・法的地位といった個々人の特性や、貧困、社会的排除(周縁化)、強制移住、移民、公衆衛生上の緊急事態、武力紛争といった様々な状況が、人々の能力や脆弱性に及ぼす影響を考慮し、最もリスクにさらされている人々を支援します。」とし、そのために「事業の計画立案、管理、実施、そして評価において、地域の担い手や私たちが支援する人々が有意義で包摂的に参加でき、リーダーシップを発揮できるよう、協力します。」「私たちは、人道セクター全体の協力、特に地域に根差した、または全国的、国際的に展開している人道団体間の協力を強化します。また、政府機関や地方公共団体、環境、開発、人権団体、国際金融機関民間セクター、研究者、発注先そして寄付者と共にリスクを管理し、持続可能性を確保するための介入を推し進める努力を徹底して続けます。」

と書かれており、何よりも対象地域のコミュニティ(ボランティアを含む)や当該政府、そして関係団体との協働が不可欠であることが強調されている。

これらは先の事例にあるネパールでの地域包括防災事業を通じた支援や、モザンビーク・サイクロン救援やバング

ラデシユ南部避難民支援でのボランティアの育成と自立支援などに現われており、今後の国際機関、政府、地方行政、各人道団体などのNGO等との協働の促進と併せてより一層積極的に進めていくことが求められるものである。

課題2: 緩和(mitigation)

気候危機への対応ではさらにもう一つ大事な視点がある。それは救援の方法やツールにおいても、気候変動対策に即した最善の対応が求められることだ。

憲章には、「適切な環境施策を実施し、事業、調達、輸送、施設を含む私たちの活動全般が即座にかつ長期的にもたらす環境への影響を体系的に評価します。」「私たちは、水を含む天然資源を責任を持って管理・使用し、また、私たちの施設や事業活動における廃棄物の発生を抑制し、適正に管理します。」として、人道支援事業の実施過程においても、また人道支援団体自身にも適切な環境対策の実現をはじめ、政府へのアドボカシー、被災者の声やそうした人々が直面するリスクへの関心喚起が強く求められている。

熊本赤十字病院の企業との連携は、その一例ともいえるが、内外における事業現場において、今後意識的に取り組んでいかなければならない課題となっている。

場合によっては、活動のアプローチへの見直しが求められることもあるだろうし、必要な投資も実施していかねればならない。そのための寄付等の資金支援も重要な視点となっていくはずだ。

注

1 「気候変動に関する政府間パネル(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)」は、人為起源による気候変化、影響適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、一九八八年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織である。

IPCCは、議長、副議長、三つの作業部会及び温室効果ガス目録に関するタスクフォースにより構成される。それぞれの任務は以下の通りである。

第一作業部会: 気候システム及び気候変化の自然科学的根拠についての評価

第二作業部会: 気候変化に対する社会経済及び自然システムの脆弱性、気候変化がもたらす好影響・悪影響、並びに気候変化への適応のオプションについての評価
第三作業部会: 温室効果ガスの排出削減など気候変化の緩和のオプションについての評価

温室効果ガス目録に関するタスクフォース: 温室効果ガスの国別排出目録作成手法の策定、普及および改定(気象庁ウェブサイトから引用)

2 気象庁ウェブサイト「気候変動」に基づく。

3 二〇二〇年二月気象庁「日本の気候変動二〇二〇大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書」

4 国際的な戦争や紛争、内戦などにおける国際人道法の適用と、普段からの普及・推進を担う赤十字国際委員会(ICRC)、各国の赤十字・赤新月社の連合体として、主に平時における赤十字の諸活動を推進、調整する国際機関(これらはいずれもスイス・ジュネーブに本部を置く)、そして各国の赤十字・赤新月社の総体を国際赤十字という。

5 Ambitions to address the climate crisis: International Red Cross Red Crescent Movement 2020

6 国際赤十字気候センターが提供している気候変動に関する研修キット(Climate Training Kit)は、赤十字の活動に携わる人向けに気候変動問題に関する国際赤十字の標準的な活動や考え方について触れ、各国の赤十字・赤新月社が防災・減災や保健衛生などの幅広い分野での活動を通じて、気候変動の影響を伴う人道課題にさらに取り組んでいくことを目的に作られている。

内容の構成としては以下の大きく四つのトピックスに触れている。

- Y モジュール一: 気候変動を理解する
 - Y モジュール二: 赤十字の気候変動に対する取り組み
 - Y モジュール三: 赤十字の政策協議やパートナーシップ
 - Y モジュール四: 若者による気候変動に対する取り組み
- この研修キットは今後も引き続き内容が更新されていくこととなっている。

(IHS事務局 畑厚彦記)

人道団体のための気候・環境憲章 二〇二一年五月採択

はじめに

昨今の気候と環境がもたらす危機は、人類の生存を脅かすものです。心身の健康から、食料・水・経済的安定に至るまで、私たちの生活のあらゆる側面がその影響を受けています。このような危機は全ての人に及ぶものですが、こうした問題の要因を作っていない人たちがこそ、最も深刻な打撃を受けているのです。そして、状況は悪化する一方です。私たちが現在と未来の世代の命と権利を守ることができるとか、温室効果ガスの排出を削減し、生物多様性の喪失と環境の劣化を食い止め、増大するリスクに適応し、気候・環境危機の影響に伴う損失や損害に対処するための正しい選択を、今行えるかどうかにかかっています。さらなる命の損失や苦しみを防ぐために、抜本的な変革が早急に求められています。

私たちは、地域に根差した、または全国的、国際的に展開している人道団体として、気候・環境危機の規模、そして増大する支援ニーズへの対応能力について深く憂慮しています。私たちは、断固たる決意で、まず自身の行動を推進し、また他の人々や団体にも同様の行動を促し、気候と環境の危機の影響を軽減するために共に取り組む責任があるのです。

目的

この憲章は、気候と環境の危機に対して、特にその影響を最も強く受けるであろう人々のために、団結して行動を起こし、共に前進することを目指します。憲章へのコミットメントは、早急な行動の必要性と個々の組織の能力や使命に基づき、組織ごとの具体的な目標と行動計画を通じて、実行に移されるべきです。

この憲章は、最新の科学的根拠に沿って、またパリ協定、仙台防災枠組、持続可能な開発目標(SDGs)や国際人権法、国際人道法、および国際環境法を含むその他の関連する国際法や基準に照らしたうえで策定されています。また、憲章は災害救援における国際赤十字・赤新月運動および非政府組織(NGOs)のための行動規範、人道支援の質と説明責任に関する必須基準、保護業務のためのプロフェッショナル基準(ICRC)、スフィア・ハンドブック等の主要な人道基準を補完するものです。

私たちは、地域に根差した、または全国的、国際的に展開している人道団体として連携し、次に記された事項に取り組みことを約束します。

1 増大する人道ニーズへの対応を強化し、気候と環境の危機がもたらす影響に人々が適応できるよう支援します

私たちは、気候変動への適応と、防災・減災活動、先見的行動に、より一層焦点を当てることを通じて、気候と環境の危機による打撃、負荷、および長期的な変化に対するリスクや脆弱性を軽減します。また、事前の備え、対応、復旧・復興を含む全ての活動を通じて、私たちは、変化する気候と環境が都市部や地方にもたらすリスクについて考慮し、対処します。私たちの事業や活動は、気候と環境に関する短期、中期、長期の入手可能な最良の科学とデータ、そして、地域に根付いた知識に基づく適切なリスク分析を土台とします。

私たちは、ジェンダー・年齢・障がい・構造的不平等・法的地位といった個々人の特性や、貧困、社会的排除(周縁化)、強制移住、移民、公衆衛生上の緊急事態、武力紛争といった様々な状況が、人々の能力や脆弱性に及ぼす影響を考慮し、最もリスクにさらされている人々を支援します。

2 事業活動の環境持続性を最大化し、温室効果ガスの排出を迅速に削減します

「危害を加えない (do no harm)」という原則に則り、タイムリーかつ原則に基づく人道支援を提供する能力を維持しながら、環境と気候に対して私たちが及ぼし得る危害を回避・最小化・管理します。適切な環境施策を実施し、事業、調達、輸送、施設を含む私たちの活動全般が即座にかつ長期的にもたらす環境への影響を体系的に評価します。

地球規模の目標に沿って、温室効果ガスの排出量を測定し、大幅に削減します。森林と土地の保全と回復を含む、避けられない排出量を相殺するための質の高い排出量削減プロジェクトを支援することは、削減努力の補完にはなりません。代替にはなりません。私たちは、水を含む天然資源を責任を持って管理・使用し、また、私たちの施設や事業活動における廃棄物の発生を抑制し、適正に管理します。

3 地域の担い手とコミュニティのリーダーシップを尊重し、活かします

私たちの行動は、地域の担い手や地域社会のリーダーシップと経験に導かれます。私たちは、変化する気候と環境のリスクに対して、より適切に備えられるよう地域の人々を支援するとともに、自然に根ざした解決策を含めたりリスクの緩和と適応手段について、その地域の伝統的かつ独自の知識から学びます。私たちは、地域主導の持続的な対応に投資します。また、事業の計画立案、管理、実施、そして評価において、地域の担い手や私たちが支援する人々が有意義で包摂的に参加でき、リーダーシップを発揮できるよう、協働します。

4 気候と環境のリスクを理解し、根拠に基づく解決策を見出す能力を高めます

リスクを軽減し、危機を予測し、早期に行動し、事業の持続可能性を確保する能力を強化するため、私たちは、常に

変化する短期的かつ長期的な気候と環境のリスクや好機を把握できるよう努めます。データの不足に対処するため、関連性のあるアクセス可能なデータ収集と分析を行い、共有できるような手段を探り、実施します。また、全ての活動において、これらのリスクに対処するため、科学、根拠、テクノロジー、コミュニケーションをより駆使できるよう努めます。

5 気候と環境への取り組みを強化するために、人道セクター全体のみならず、人道以外のセクターとも協働します

私たちは、人道セクター全体の協力、特に地域に根差した、または全国的、国際的に展開している人道団体間の協力を強化します。また、政府機関や地方公共団体、環境、開発、人権団体、国際金融機関、民間セクター、研究者、発注先として寄付者と共にリスクを管理し、持続可能性を確保するための介入を推し進める努力を徹底して続けます。特に、人間を中心に据えた、気候に対し強靱かつ包摂的な開発を推し進めることを目的とし、知見を共有します。

6 緊急的かつこれまで以上に意欲的な気候変動対策と環境保護のため、影響力を行使します

私たちは、リスクを軽減し、気候と環境の危機の原因と結果に対処するため、政府、諸機関、民間セクター、そして個人等、あらゆるレベルにおいて意欲的な行動を求めます。また、人々の経験ならびに気候と環境の危機の現在および将来における人道上の影響に関する根拠と情報を提供し、法律、政策、投資、そして慣習等につまざる意志決定に影響を与えるべく尽力します。さらに、より強固な気候変動対策および環境保護に関する国際条約、国内法、基準、政策、計画の実施をこれまで以上に促進するための取り組みを強化します。

7 公約実現に向けて、目標の設定と進捗状況を精査します

私たちは、気候と環境に対する自身の事業活動の影響を厳密に測定し、透明性を持って報告するとともに、私たちが支援する人々からのフィードバックを求めます。本憲章採択後は、関連する基準や指針を用いて、(まだ実施されていない場合には)一年以内に、私たちの公約を、期限を定めた目標と行動計画に落とし込みます。目標は、私たちの意欲が高まり、知識と能力が向上するにつれて、定期的に見直す必要があるかもしれません。私たちの活動を変えるには、考え方やアプローチを変える必要があります。私たちは、自らの公約を達成するために必要な資源を投資し、実施の過程において相互に助け合います。寄付者による支援も不可欠です。

附則…用語

(気候変動への)適応…変わりゆく気候(実際のもしくは予期される気候とその影響)に順応するために私たちが行うこと。人間が作り出した制度上では、適応とは、害を和らげたり回避したり、または有益な機会を利用することです。一部の生態系については、人為的な介入が、予期される気候変動とその影響への適応の助けとなることもあります。(IPCC, 2018)

先見的行動…災害の潜在的な影響を防止または緩和するために、打撃や重大な影響を受ける前に取られる一連の行動。こうした行動は、危機の影響やその後の展開の予測に基づいて実施されます。先見的行動は、リスク軽減に対する長期的な投資の代わりではなく、人々のリスク管理能力の強化を目指すものです。(Anticipation Hub, 2020)

生物多様性の喪失…死(絶滅を含む)、破壊、人為的除去を通じて、特定領域における生物多様性が、あらゆる側面で減少すること(すなわち、遺伝、種、生態系レベルでの多様性が失われること)です。また、地球規模の絶滅から個体群の絶滅まで、規模を問わず、それぞれの規模での多様性が総数として減少することです。(IPBES主要用語集, 2021)

気候変動対策…全ての国における気候変動とその影響に対処するための緊急行動、ならびに気候関連の危機や自然

災害に対する強靱性および適応能力を強化するためにとられる措置。気候変動対策は、国連の持続可能な開発目標の一二にあたります。(ECOSOC, 2019)

気候と環境をもたらす危機には、極端な気候や気象現象、生物多様性の喪失、大気汚染、土壌劣化、持続不可能な生産と消費、温室効果ガスの排出、海洋プラスチックごみ、天然資源の過剰利用、抗生物質耐性菌による感染症、危険有害物質や殺虫剤の有害な使用等が含まれます。(UNEP: GEO-6, 2019)

環境の持続可能性…全ての人々が現在、そして将来にわたって豊かな生活を営む能力を低下させることなく、環境への要求を満たすことができる状態。(GEMET, 2020) 環境の持続可能性は気候変動対策よりも幅広い意味合いを持つが、気候と環境への影響を制限することは、例えば排出量の削減や緑化の実施等による気候変動の緩和と、気候変動に対する人々の強靱性の強化の両方に貢献し得ます。(UN, 日付なし; UN, 2015; GEMET, 2020)

(気候変動の)緩和…温室効果ガスの排出を制限または防止し、大気中からこれらのガスを除去する活動を強化する行動。(IPCC, 2018)

自然に根ざした解決策…自然の生態系や人為的に改変された生態系を保護し、持続的に管理し、回復するための行動。その行動は、効果的かつ適応的に社会的課題に取り組むと同時に、人間の福利と生物多様性に恩恵をもたらします。(UN, 2016)

コロナ禍の中の献血と血液事業

——現場からのレポート——

加藤恒生

東京都赤十字血液センター所長

二〇一九年秋に中国の武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に中国はもとより世界中に広がりました。本においても二〇〇〇年一月から帰国者の感染が報告され、次第に国内感染者の増加がみられ、四月には東京都を含む七都府県に初の緊急事態宣言が発出された。それ以降感染者の増減を繰り返しながら重大な感染症危機状態のなかで一年半が経過した。米国では死者数が七〇万人を超え、過去最高の死者数を記録したスペイン風邪を上回る事態に遭遇している。我国の感染者、死亡者は、遺伝的体質か衛生観念の高さか理由は明らかでないが、欧米に比し極端に少ない。それでも、その被害は甚大である。

筆者は、人類の歴史は感染症との戦いの歴史であったといっても過言ではないと思っている。日本でも奈良時代

に大陸から入った天然痘が流行し、江戸時代にはコロリといわれて恐れられたコレラも流行したと伝えられている。戦後も多くの感染症が流行し、結核は最大の死因であった。一四世紀欧州でのペストの流行では、人口の三分の一にあたる二五〇〇万人の死者が出たとの記録もある。大航海時代には、欧州から新大陸に麻疹が持ち込まれインカ帝国滅亡の一因になったともいわれるし、逆に梅毒が欧州に持ち込まれたといわれている。その後も、スペイン風邪、アジア風邪がパンデミックを起こしたのは記憶に新しい。一九六〇年以降もエボラ出血熱、ラッサ熱、流行性角結膜炎(アポロ病)、コロナウイルス感染症などの人畜共通感染症が発生している。一方、一九八〇年には天然痘が根絶されたが、ポリオも根絶が間近という。大きな犠牲を払ってきたが、

それを乗り越え進化してきたといえよう。

今回のコロナウイルスによるパンデミックは、病気そのものの犠牲に加え、莫大な経済損失、所得格差の増大、種々の差別、ひいては民主主義か権威主義かという多種多様な社会経済問題を提起している。そういう中でも、ITなどの新技術への転換の促進、富裕者の格差是正への関心の喚起、温暖化対策の促進といったグローバルな課題への取り組みが加速されているのは進化している証左ではないだろうか。

わが国唯一の血液事業者としての責務

前置きが長くなったが話を血液事業に進めよう。先ずは、東京都赤十字血液センターが担っている献血の受け入れと供給についての仕組みについて述べよう。献血の受け入れは平成一五年に施行された「安全な血液製剤の安定供給に関する法律」に基づき採血事業者に日本で唯一承認されている日本赤十字社が実施している。また、地方公共団体の責務として献血に関する住民の理解、献血受け入れを円滑にするための措置を講ずることが規定されている。国、地方公共団体、日本赤十字社が協力して献血推進を行って

いるのが実態である。供給は医療機関の需要に応じて「医薬品医療機器等法」に基づき適正に行っている。輸血用血液製剤の中でも赤血球製剤では採血後二日、血小板製剤では四日間と有効期間が短く、かつA、O、B、AB型の血液型別管理が必要なため、医療機関の需要に見合った供給を行いかつ期限切れを防止するためには、供給量に見合った採血を行うための需給管理を適切に行う必要がある。そのため血液センターでは、年間の需給計画、月間の実行計画、血小板採血では日々の採血指図を行い適正な事業の執行に努めている。平成二四年に都道府県単位で行っていた需給管理を七ブロックの広域体制に変え、より安定かつ適切な需給管理ができるようにしている。血液事業本部では、毎週金曜日に安定供給促進会議の場で七ブロックの担当者と需給動向を協議し全国的な安定供給と期限切れ防止に努めている。その内容はブロック内の各血液センターに伝達され適切に対応している。災害等で一部の血液センターで献血の受け入れが困難となり、在庫が低下し安定供給に支障をきたす恐れがある場合は、ブロック単位で融通しあい、それでもなお厳しい場合は全国的に支援をしていく体制を整えている。東日本大震災では、宮城県などでは半月以上献血の受け入れが停止したため、東京を含め全国から支援

らに感染予防に加え職場、献血現場での感染予防に努めている職員、コロナ禍にあっても来ていただける献血者、「大変ですね」と色々なご寄付をいただく方々には、自然に頭の下がる思いである。

令和二年二月以降移動採血の中止が徐々に増え、図1に示すように一回目の緊急事態宣言が発令中の五月には予定していた稼働の八三・二%が中止という事態になった。五月二五日に宣言は解除されたが、東京は感染者数が減少したとはいえ国内では最高の感染者が発生し、三割以上の中止が続いた。献血推進は地方公共団体と協力して実施している旨を述べたが、献血会場の確保に関しては関与の度合いが様々である。当センターでは、東京都と協議し様々な協力をいただいているが、献血会場の確保は基本的に当センターが行ってきている。中止会場は、企業、都心のビル、大学、大規模イベント会場であるが、渉外担当者が行政から出ている通知にある「献血は不要不急の外出にはあたらない」、「献血会場は感染予防対策がとられている」「献血にご協力を」等を引用して足しげく通い説明しても、組織決定として特別の催しは中止している旨を告げられる。それでは管理職がお願いしてもかなわない。そこで、新規、掘り起し、増回の会場を探す、そう簡単にはいかない。自

らに感染予防に加え職場、献血現場での感染予防に努めている職員、コロナ禍にあっても来ていただける献血者、「大変ですね」と色々なご寄付をいただく方々には、自然に頭の下がる思いである。

令和二年二月以降移動採血の中止が徐々に増え、図1に示すように一回目の緊急事態宣言が発令中の五月には予定していた稼働の八三・二%が中止という事態になった。五月二五日に宣言は解除されたが、東京は感染者数が減少したとはいえ国内では最高の感染者が発生し、三割以上の中止が続いた。献血推進は地方公共団体と協力して実施している旨を述べたが、献血会場の確保に関しては関与の度合いが様々である。当センターでは、東京都と協議し様々な協力をいただいているが、献血会場の確保は基本的に当センターが行ってきている。中止会場は、企業、都心のビル、大学、大規模イベント会場であるが、渉外担当者が行政から出ている通知にある「献血は不要不急の外出にはあたらない」、「献血会場は感染予防対策がとられている」「献血にご協力を」等を引用して足しげく通い説明しても、組織決定として特別の催しは中止している旨を告げられる。それでは管理職がお願いしてもかなわない。そこで、新規、掘り起し、増回の会場を探す、そう簡単にはいかない。自

してきた。災害の場合、助け合いの精神から多くの献血者の協力がいただけるが、血液製剤の性格上期限切れが起きないよう日にちをずらしておいでいただくようお願いすることもある。このように日本赤十字社は我国唯一の採血事業者、輸血用血液製剤の製造販売業者として法律の趣旨に則り事業を推進している。東京都赤十字血液センターは発足して半世紀以上の歴史があるが、「献血者に感謝する文化」、「血液を大切にす文化」、「法令を遵守する文化」、「安全確保の文化」、「医療機関の信頼関係を保つ文化」はかなり熟成されてきていると考えている。

新型コロナウイルスが業務を直撃 ——深刻化した献血者の減少

当センターは、常設の二三献血ルーム(令和三年二月一日から一二献血ルーム)と献血車等による移動採血で献血の受け入れを行い、全国の献血者数の一一%程度を確保している大規模な血液センターである。献血ルームでは、全血と成分献血、移動採血では全血献血を受け入れ、令和元年には献血ルームで七割強、移動採血で三割弱の受け入れを行っていた。固定施設である献血ルームの献血者数を増やし移動採血をできる限り減らすことは、事業の安定性、効

率性の観点から重要と考え、その方向で事業を推進してきた。移動採血では、献血者確保が不安定な駅前等での街頭献血をできる限り減らし、事業所、大学等の学域献血、支援者の応援をいただき実施する地域献血に移行させてきた。令和元年度も令和二年一月まで献血ルーム、移動採血ともに順調に推移してきた。しかし、二月から新型コロナウイルス感染症が広がりはじめ計画していた事業所での移動採血の中止が始めてきた。

献血の受け入れは日々継続して行う必要があるため、職員の感染防止と献血会場での感染防止は喫緊の課題であった。本社通知や各種情報をもとに職員の感染予防対策の徹底や健康チェックの励行を促し、異常時の連絡体制を整え、産業界の適切な判断を求めた。献血者に対しては、検温、アルコール消毒はもとよりコロナウイルス感染症の症状の有無も確認するとともに、所轄保健所と連絡をとりながら献血会場での濃厚接触者が出ないようハード面、ソフト面での対応を図った。職員数名が感染したが、職場での濃厚接触者は出ていない。マスクは、新型インフルエンザ対応時の備蓄とご寄付もいただき不足することはなかった。アルコールは、小分け容器不足で入手が厳しい状況に迫られたが、一斗缶を購入し容器を再利用しながらしのいだ。自

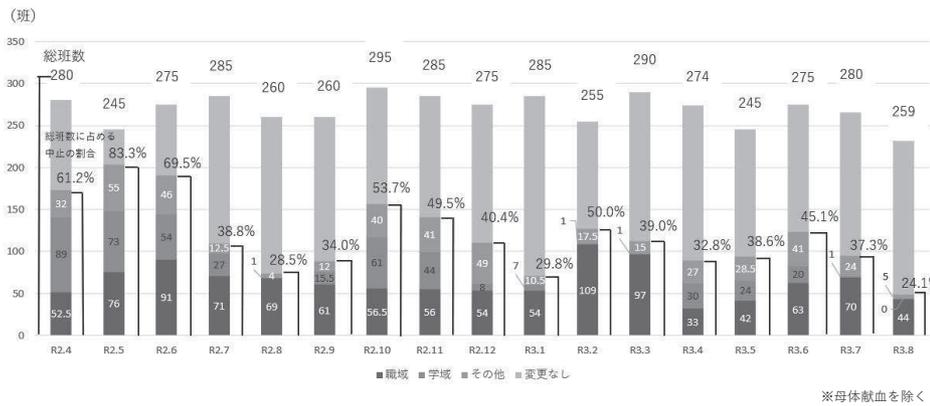


図1 新型コロナウイルス感染症の影響による東京都内献血会場の中止状況

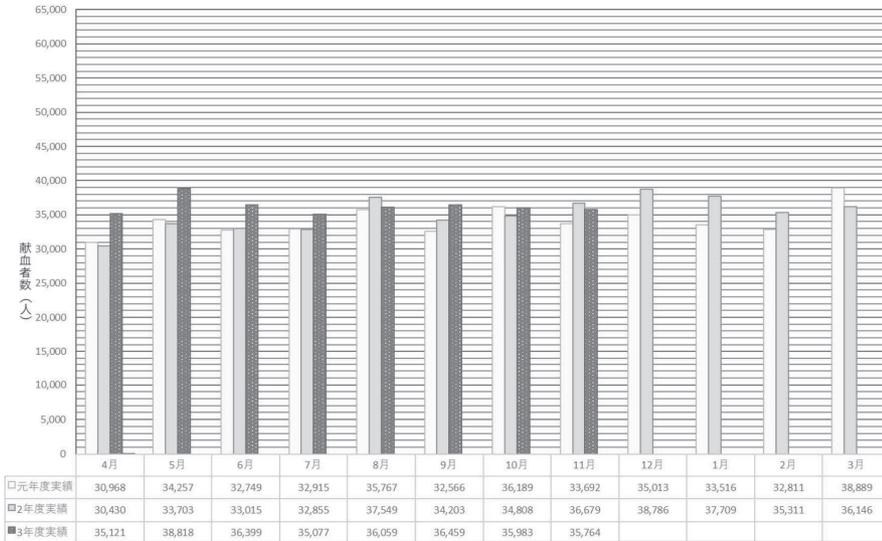


図2 献血ルームの献血者数

いる。
 当センターの総献血者数の推移を表2に示す。令和二年度当初は前年の九割程度であったが、次第に回復し後半は前年以上の協力をいただくことができた。総献血者数は前年より二一、八六八八減の五四五、一八九人(対前年度比九六・一%)、成分献血者数は二一、七〇一人増の二〇一、二二八人(対前年度比一〇六・七%)、全血献血者数は三四、五七八人減の三四三、九六一人(対前年度比九〇・九%)であった。全血献血は、ルームでは前年比九九・五%とほぼ前年の確保ができたが、移動採血では七八・五%と極めて厳しい結果であった。当センターのルームが登録課の情報発信と連携を図り強みを発揮したのに対し、移動採血は都心部を中心に大規模事業所、大学で効率よく献血者を確保してきた強みがコロナ禍で弱点に転じたと言えよう。令和三年度に入ってもルームは好調を維持しているし、移動採血も令和二年秋ごろまでは走りながら考えていた状況であったが、大型会場へのテレワークを考慮した班数の調整、都心部から西部地区への班数調整、街頭献血を週末にシフトし予約を推進するなどして徐々にではあるが回復してきている。

衛隊関係者には従前から多大なる協力をいただいているが、コロナ禍の中で警察関係者の協力が増えたこと、一般財団法人国際災害対策支援機構の協力で多くの神社で実施した「神社de献血」は大きな成果であった。区市町村には施設をお借りして献血を実施するなどこれまで以上の協力はいただいているが、それなりの献血者が見込める駅前やショッ

表1 献血会場別の実施状況

会場区分	令和元年度実績			令和2年度実績			差	
	班数	献血者数	一稼働当たりの献血者数	班数	献血者数	一稼働当たりの献血者数	班数	献血者数
企業	1,658	86,544	52.2	1,142	48,520	42.5	-516	-38,024
地域	734.5	32,842	44.7	1,289.5	46,971	36.4	555	14,129
街頭	195	8,174	41.9	644.5	21,370	33.2	449.5	13,196
学校	412.5	18,590	45.1	33.5	1,326	39.6	-379	-17,264
運転免許試験場	278.5	11,575	41.6	186.5	5,814	31.2	-92	-5,761
総計	3,278.5	157,725	48.1	3,296	124,001	37.6	17.5	-33,724

※母体献血を含む

池江選手の呼びかけも好影響を

献血ルームの献血者数を図2に示す。令和二年三月は水泳の池江璃花子選手がツイッターで献血の呼び掛けをしていただいたこともあり近年まれな好成績であった。緊急事態宣言発令中の四、五月も前年に近く、年度としては前年以上の成績であった。四月、五月は都心部のルームは厳しかったが西部地域の三ルーム、東部地域の一ルームが好調だった。都心部の人が抑制され住宅地の人が近くの献血ルームで協力していただいたと考えられる。コロナ禍にあってもルームでの献血が好調だったのは、成分献血の協力者は定期的に献血していただくリピーターが多いこと、当センターは献血予約情報システムであるラブラッド会員数が全国的に見ても多く適時的確に献血依頼の情報を伝達できたこと、種々のキャンペーンを実施したことによると考えて

ピングモールでの街頭献血に行かざるを得ない。表1に会場別の班数と一稼働当たりの献血者数を示すが、企業、学校の減少が著しく、テレワーク等が進んでいることを反映しているからか献血者数も減少しており、令和二年度は計画の達成が全国最低の厳しい結果になった。

学生は急減、公務員、主婦は堅調な献血

令和二年度の職業別献血者数の前年度差を表3に示す。学内献血が大幅に減少したことを反映して大学生が顕著に減少している。大学献血には筆者も頻繁に出かけ献血の呼び掛けをしてきたが、多くの新入生が初の経験で協力していただけた。その光景に接することができなかったのは誠に淋しい。ラブラッド会員にも登録していただく機会を失い当センターから直接お願いできないので、大学当局にルームや移動献血の際に協力いただくようメール発信等をお願いしたが当局も厳しい状況の中で対応に追われあまり進展しなかった。学生には対面授業が行われず人間関係が疎遠になる中で、献血で人と人のつながりを実感していただける機会にもなると考えている。会社員の減少は、大幅な事業所献血での減少分を、ルーム等でカバーできなかったためである。公務員が減少しなかったのは、公務員関係の職場ではコロナ禍にあっても献血を受け入れていただいたためである。主婦が若干増加しているのは、地域、街頭献血の機会が増えたためと考えている。また、都内への人流の抑制を反映して他県在住の献血者が減少し、都民の協力者が増加した。

赤血球製剤の需給動向について述べてみたい。月別供給量は図3に示すように、令和二年度、五月は対前年一割以上減少したが、七月に大きく増加したのち、前年を若干下回るが前々年度並みの状況であった。当センターでは需給を見極めるため需要の多い病院に聞き取り調査をしているが、最初の緊急事態宣言発令時には手術を控えている旨の回答が多かったものの二回目以降の発令中は通常通りとの回答が多かったことを反映している。献血数が供給数を上回ったのは八月と冬期であり、年間で二〇、〇〇〇人近い献血不足であった。東京都は緊急事態宣言解除後も相当数の感染者が発生し全国の感染の中心地であり移動採血の中止が引き続き相当数発生して必要数の確保が困難なこと、当センターは関東甲信越ブロックの献血の三分の一を占めており不足数をブロック内で確保していくことが困難であること、コロナ感染の流行はどこかの都道府県でも発生しうること等により、当ブロックでは災害に準じた全国単位の需給調整の検討を本社に要請した。しかし、通常形で業務は進められた。当センターで不足した分は、ブロック内、他のブロックから支援をいただき、安定供給ができたことに感謝している。当ブロックは首都圏を中心に献血者確保に苦慮した

表2 総献血者数

	献血者数	200mL (本)	400mL (本)	成分 (本)
①令和2年度	545,189	14,482	329,479	201,228
②令和元年度	567,057	17,677	360,862	188,518
③平成30年度	554,793	18,376	354,594	171,823
前年差(①-②)	-21,868	-3,195	-31,383	12,710

表3 東京都の職業別献血者数

	公務員	会社員	高校生	大学生	その他学生	主婦	自営業	その他	合計
令和2年度	55,547	340,296	8,240	27,380	5,868	29,556	20,737	57,565	545,189
令和元年度	55,177	348,224	8,969	44,414	7,078	27,837	19,141	56,217	567,057
増減数	370	-7,928	-729	-17,034	-1,210	1,719	1,596	1,348	-21,868
増減率	100.7%	97.7%	91.9%	61.6%	82.9%	106.2%	108.3%	102.4%	96.1%

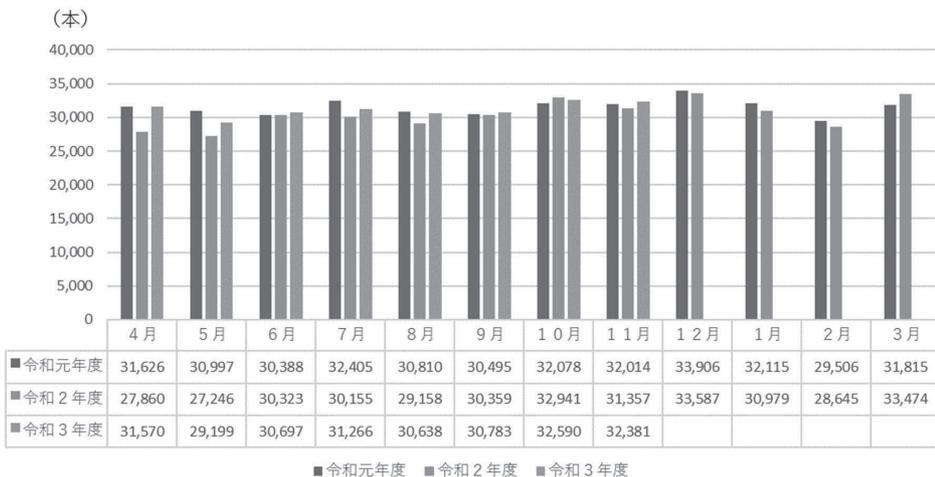


図3 赤血球製剤の月別供給量

が、コロナ禍にあっても感染者の少ない地域では好調であり、かなりの在庫を持っていた。しかし、一月に第三波が始まり状況が変わり始めた。当センターでは、在庫が厳しくなると都庁と協議し報道等を通じて献血要請を行うことにしている。東京での報道は全国報道につながり全国の在庫に余裕がある場合は本社の要請もあり控えてきていた。一月中旬以降、当ブロックの供給量が増加し、全国の在庫量も低下して、当センターの在庫も近年にない低下をきたした。報道各社がこの状況を取り上げていただいたこと、小池都知事が献血協力の呼びかけをされたことが、国民の共感につながり、コロナ禍でありながらも前年以上の献血者確保ができたと思う。

パンデミックが浮き彫りにした課題と教訓

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、保健所機能の脆弱性、医療供給体制の機能分担と連携、ワクチン製造体制の脆弱性等、我国の保健医療体制に多くの課題を呈した。将来起こりうる感染症のパンデミックというブラックエレファントへの危機管理が不足していたことは真摯に受け止めるべきであろう。東京都の血液の安定供給は、幸

いにも一線の現場で働く職員懸命な努力、それに応えていただいた国民の協力、支援をいただいた他の血液センターの協力により、厳しいながらも確保できている。しかし、欧米のような感染規模に至らなかったことと全国一律に流行しなかったことによると考えられる。血液事業においては地震、台風等の局地的な災害に対しては危機管理対応が整備されているが、コロナ禍のような感染症のパンデミックに対しては対応方針が明確でなかった。今回の経験を踏まえ、消耗品の備蓄、需給管理のあり方、広報のあり方、企業、学校に対する献血協力要請のあり方、人員体制のあり方等の観点から対応を考えるべきであろう。

令和三年度に入っても東京都は緊急事態、蔓延防止措置の状況が続いている。このような状況下においても、第一四半期は、ルームの献血者の確保はコロナ禍以前の令和元年を上回り、移動採血も街頭献血の週末へのシフトを強化したこと等により、比較的順調に推移した。八月に入り、長引く緊急事態、悪天候、オリンピックの影響もあつてか、厳しい状況もあつたが、後半から回復してきている。コロナ患者数、重症者数が最高の第五波の渦中でも、血液の供給量に著変はないが、大きな支障がなく安定供給ができて

今回のコロナ禍は、変異株の出現、ワクチン接種の普及等で感染者の若年化、高齢者の重症化の低減等感染の様相が変化してきている。また、治療薬、重症化予防薬の開発も進んでいる。このような状況を踏まえ、一定の感染予防策を講じたうえで人の社会活動を容認し、中・重症化の予防、中・重症者の治療を重視していくことも議論されている。一日でも早くコロナと共存できるコロナ禍以前の日常が戻ることを期待してやまない。東京都赤十字血液センターは、コロナ禍中、コロナ禍後の社会変化にも工夫をこらして対応し、関係団体等の協力をいただき、国民の協力を信じ、職員一丸となって安全、安心、快適な献血環境の提供に努め、需要に見合った献血血液の確保に努めていく所存である。コロナ禍の現場で献血推進に従事した職員三名の体験を紹介し稿をとじたい。

テレワークの合間に献血に

有泉美穂
立川事業所事業課 献血係長

コロナ禍でテレワークが普及し、働く環境や生活習慣が変わる中、東京のベッドタウン多摩地域では土日だけでな

く平日でも日中の時間帯に働く世代の人々を見かけることが増えたと献血の呼びかけをしている時に実感しています。献血バスも世の中の変化に合わせ、企業の集団献血より駅前や市役所の敷地をお借りして、その地域にお住まいの皆さんが足を運べる場所へ出向く機会が例年と比べて多くなりました。

二〇二〇年、秋が深まり朝晩は肌寒さを感じる日の移動採血現場でのことでした。駅前に献血バスを設営していると、道行く人に「また献血やってるね、大変だね」と温かい言葉と、時に厳しい言葉を頂くこともあり、人々の日常に献血バスがあることが見慣れた景色になっているなと感じます。そんな中、献血バスから荷物を降ろしテントを張り、テーブルを組み立てていると、ひとりの男性から声をかけられました。「受付は一時三〇分からです…」とこちらから言葉を発すると遮るように「予約は出来なかったけどいいですか？」と少し緊張気味に話されました。「大丈夫です、お待ちしています」と答えると軽い会釈をして去っていき、お待たせしています。献血基準や来場予定時刻などお話しできなかったもので少し不安を残し、私は業務に戻りました。すると受付開始時刻にその男性が来てくれました。何うと、今までは都心にある所属する会社の集団献血で協力していまし

た。テレワークが多くなり出社することも献血に参加することもなくなっていました。テレワークは今後も定着する予定で、仲間とは定期的にオンラインで会話が出来るので以前とあまり変わりませんが、献血は…。定期的に会社で開催されていたため、深く考えることもなく参加していましたが、その機会がなくなり初めて献血について考えるようになりました。輸血がないと命をつなげない人がいること、献血が出来ることは健康の証であること、献血をしたくてもできない人がいること、知らなかったことが沢山ありました。ツイッターなどのSNSや報道、赤十字のホームページを見て改めて献血を続けたい気持ちが高まったので駅前まで来ました、とのことでした。最初は緊張感のある声色でしたがお話を続けるうちにやわらかくなったことで、自分の職場で献血をすることより、献血バスに足を運ぶことの精神的なハードルの高さがあることをこの男性から感じる事が出来ました。それと同時に大きな感謝の気持ちが心の底からこみ上げてきました。私からも献血現場の現状を伝え、最後にはお互い笑顔で顔を見合わせたとき、私の気持ちが温かくなるのを感じました。その男性は献血を終え「今日は献血についてもっと知ることが出来た、ありがとう。次は妻と来ます」と言って在宅勤務へ戻

られました。

コロナ禍だったからこそこのようなエピソードに出会えたのかもしれない。移動採血の現場は二期一会な出会いですが、だからこそさまざまな「想い」を持って来てくださるドナーさんとの素敵な出会いがあります。そんな「想い」を大切にこれからもみなさんの町へ献血バスは向かい続けます。

コロナ禍でも献血者の共感で実績アップ

辻岡聖子

東京スカイツリータウン出張所(献血ルームfee)管理係長

一回目の緊急事態宣言の時、私は献血ルーム「池袋いぐす」で勤務していた。池袋駅前の大きな交差点は閑散として、献血ルームの入るビルの一階にある老舗パン屋が閉まるとビル全体が閉鎖しているように見えた。数少ない通行人に必死に声を掛け、励ましの言葉も多くいただいたが、感謝を心配して逡巡する方もいた。

「いぐす」は入口が二つあり受付から少し離れている。入口では献血者が来られる度に体温測定や備品類の消毒を行うが職員が足りない。当時は消毒液の納品も滞り気味。体温測定のために近付くと後ずさりされ、少し混むと「血

液が足りないというから来たのに混んでるじゃないか!」と怒られた。

献血者が楽しみにしていた漫画・雑誌は撤去。占いやイベントも中止になった。それでも来て下さる方々に次回の予約をお願いすると「ステイホームだからまた来るよ」と快諾してくださった。予約される方が増え「予約を取れと言っただけ、全然空いていない」というお叱りもいただいた。最終的に令和二年度の「いぐす」は、殆どの月で前年度実績を上回った。

冬には職員がコロナに感染した。保健所の「濃厚接触者なし」の判断で閉所は免れたが、感染歴がある来所者も目立つようになり感染拡大を感じた。

令和三年四月、私はスカイツリーにある献血ルームfeeに異動した。五月にはNHK「ドキュメント七二時間」の密着取材があった。献血者の方々から「コロナ禍でも患者さんは血液が必要」、「家族が輸血を受けたから」等の声が聞かれた。放送後、番組に背中を押された方々が大勢訪れている。この方々を繋ぎ止めなくてはならない。

献血がメディアに出る機会の増えたコロナ禍は献血の実情を知っていただくチャンスでもある。献血者の思いと血液センター職員の熱意があれば「血液の心配をしなくて良

い社会」を維持できると感じた。

献血の灯を絶やさないために

阿部 唯

事業推進一部 献血推進課 推進(渉外)担当 主事

東京都内の集団献血に関わる渉外業務を担当していると、この一年余りは感染状況に振り回されながら対応に追われる日々であった。在宅勤務等でオンライン化が進み、人が集まる機会を敬遠する向きが急に強まったこともあり、これまでのような社内献血会は企業の社会貢献活動として取り上げにくい存在になってしまっているのではないかと、不安と葛藤を抱えながら業務に当たる日々が続いている。そんな中、献血の灯を絶やさないためにはどうすべきか、そのヒントは常に献血現場にあるのではないかと感じた事例を短く紹介する。

二〇二〇年八月、永年献血活動に取り組んでいる団体で八月七日『花の日』に合わせ、献血協力者へお花のプレゼントを企画していただいた。この企画はコロナ禍で出荷先が激減した花卉農家支援にもつながるとのこと。その日献血会場にいた全員が笑顔になる素晴らしい取り組みとなった。「献血は当たり前に取り組むべき助け合いの行為ですから」と、担当者からいただいた力強い言葉が印象に残って

赤十字病院の新型コロナウイルス感染症への対応

—2020年～2021年の活動報告—

世界保健機構 (WHO) は2020年3月11日、新型コロナウイルス (COVID-19) のパンデミックを宣言し、世界は拡大する新型コロナ禍への対応に追われました。

同月、国際赤十字・赤新月社連盟と赤十字国際委員会は各国の赤十字社・赤新月社に対して共同声明を出し、国際赤十字運動として総力を挙げて新型コロナウイルス感染症に取り組むことを確認しました。これを受けて、パンデミック収束に向けて各国の実情にあわせた懸命な活動が続けられています。

日本では2020年1月15日に1例目の感染者が確認され、同年2月には横浜港に停泊するクルーズ船で集団感染が発生しました。日本赤十字社 (以下、「日赤」) は厚生労働省 (以下、「厚労省」) の要請を受けて、検疫のため横浜港に停泊していた同号に救護班や災害派遣医療チーム (以下、「日本DMAT」) を派遣しました。ここから新型コロナウイルス感染症対応への本格的な取り組みがはじまり、赤十字病院を中心に活動を継続しています。これまでの活動の概要を報告します。



入院患者への対応 (武蔵野赤十字病院)

いる。

二〇二一年二月、報道で献血の厳しい状況を知った工事関係者が中心となり、都心の大型ビル建設現場の地下に献血バスを入れるという前代未聞の献血会が実施された。建設作業の安全にもしっかりと配慮いただき、計六日間、現場全体を巻き込んだ大きなプロジェクトとなった。現場の皆様さんが本当に楽しそうに取り組んでくださったのが、今でも私の心の支えとなっている。

そして、この春から担当している学生ボランティア団体の献血活動。コロナ禍で学生生活が大きく制限され、献血会場での大人数での呼びかけ活動等は見送り。無い無い尽くしの中、学生が主体的に献血活動に取り組むことで同世代の献血協力者を増やしたいと、オンラインを活用した様々な企画を行っている。献血のこれからを支える彼らの純粋な視点にはいつもこちらが考えさせられることが多い。

世の中の移り変わりに伴い、献血のあり方についても変化を迫られているように感じられる。献血を「自分事」として捉えてもらえるようなきっかけや、献血を周りの人にも広めたいと思わせられる参加体験をつくっていくことがより必要なのではないかと思う。そして、一職員として、献血者と患者さんの橋渡しを担っているということを常に忘

れずにいたい。



屋外に発熱外来のテントを設置
(大阪赤十字病院)



採血・PCR 検体採取を行う
検査テント(大阪赤十字病院)

I 地域医療を守る

日赤は、全国で九一の赤十字病院を運営しています。この内、約九九%にあたる九〇病院で新型コロナウイルス感染症患者および感染疑い者を受け入れてきました。二〇二二年二月一九日までに累計一九、四七七人の入院患者を受け入れています。(図1)

また、赤十字病院は公的医療機関として地域医療を守るため、行政からの新型コロナウイルス感染症患者受け入れ病床の確保等の要請を受けて、一般病床や一部外来診療の稼働休止、予定手術の延期等の措置をとり、必要病床の確保に努めてきました。首都圏が第五波の感染者急増に見舞われた二〇二二年八月には、厚労省より東京・埼玉・千葉・神奈川の赤十字病院に対して病床増の要請があり、東京都に緊急事態宣言が発令された七月二二日(埼玉・千葉・神奈川には八月二日に発令)に比べ、八月下旬には七三床増の三四〇床を確保しました。

また、二〇二二年二月一九日までに八三病院で帰国・接触者外来または診療・検査医療機関を設置し、累計一九七、七二七人の発熱患者への外来診療を行いました。

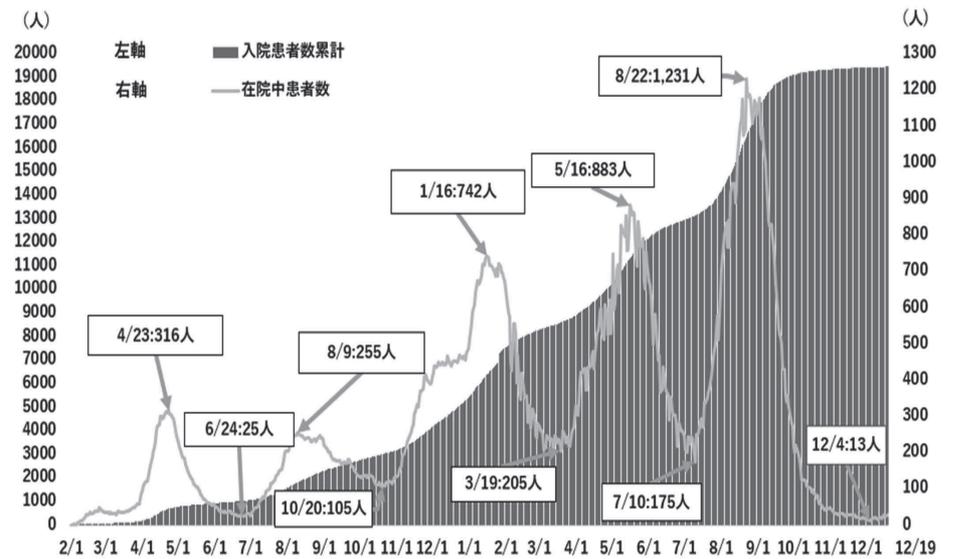


図1 赤十字病院の新型コロナウイルス感染症患者の入院・在院数推移

II ワクチン接種への取り組み

二〇二二年二月、わが国でも新型コロナウイルス感染症収束への切り札とされる新型コロナウイルスワクチンの接種が始まりました。

赤十字病院では当初より接種に協力しており、医療従事者向けに五六カ所、高齢者・基礎疾患のある方向けに六三カ所、地域住民向けに五三カ所の赤十字病院において(重複あり)、合計四二二、三五一回の接種を行っています(二〇二二年二月三〇日現在)。

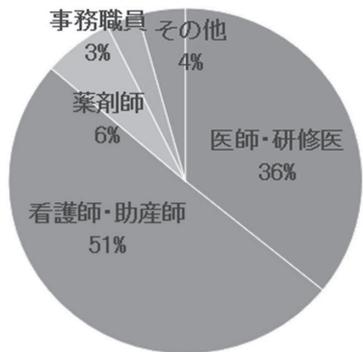


図2 ワクチン接種会場への派遣職員(職種別)

また、自治体などが設けたワクチン接種会場などへ五五の赤十字病院から延べ二、〇〇〇三人の医師・看護師・薬剤師等を派遣しました(二〇二一年一月三〇日現在)。



派遣されたワクチン接種会場で接種準備を行う

III 赤十字病院職員の広域派遣

1. 日赤は、厚労省や関係自治体等の要請に応じて、二〇二〇年二月のクルーズ船への職員派遣にはじまり、集団感染が発生した病院や福祉施設、軽症者を収容する宿泊療養施設、ワクチン接種会場などへ多くの医師・看護師等の病院職員を派遣してきました。

(1)二〇二〇年度(令和二年)までの派遣状況

二〇二〇年一月三〇日から二〇二二年三月三十一日までに医師・看護師など延べ四、八一七人を派遣しました。主な派遣先は、クルーズ船関連(次項参照)、医療施設、老人保健施設、障がい者療養施設、宿泊療養施設などでした。

(2)二〇二二年度(令和三年)の派遣状況

二〇二二年度(令和三年)は、四月一日から一月三〇日までに医師・看護師など延べ一六、一六〇人を派遣しました。その内、七四%がワクチン接種、一三%が新型コロナウイルス感染症患者への対応、六%が同患者搬送調整のための派遣となっています。また、職種別には、医師が

三四%、看護師・助産師が五〇%、事務職員が六%、薬剤師が五%でした。

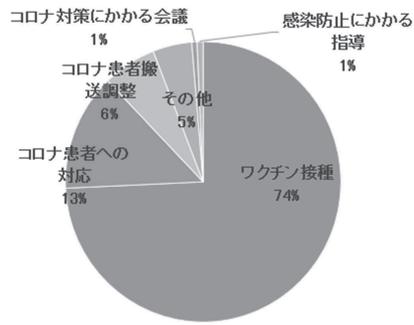


図3 派遣内容 (2021年4月1日～11月30日)

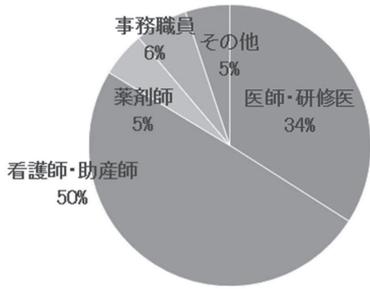


図4 派遣職員の職種 (2021年4月1日～11月30日)

2. クルーズ船に関連する派遣
 二〇二〇年二月、クルーズ船で新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生しました。これに関連し日赤は、厚労省等の要請を受けて健康管理、感染者搬送、検疫等の支援のため医療要員等を派遣しました。

(1)クルーズ船への派遣

(a)救護班の派遣

乗員・乗客の健康管理のため、二〇二〇年二月一〇日～二六日に一四の赤十字病院から延べ六七人の救護班要員を派遣しました。派遣要員の内訳は、医師一三人、看護師二七人、事務職員一六人、薬剤師一〇人、助産師一人です。

(b)日本DMATの派遣

感染者の搬送支援および乗員・乗客への検疫支援のため、二〇二〇年二月六日～三月一日に一六の赤十字病院から延べ七五人の日本DMAT隊員を派遣しました。派遣要員の内訳は、医師二六人、看護師一七人、業務調整員三二人です。

(2)一時滞在施設への派遣

厚労省および埼玉県の要請により、クルーズ船の下船者



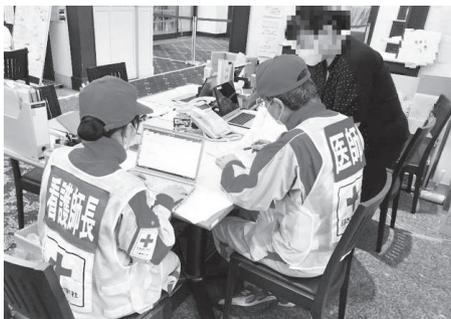
クルーズ船に向かう救護班



一時滞在施設でのミーティング
(税務大学校和光校舎)



一時滞在施設で業務にあたる職員
(税務大学校和光校舎)



宿泊療養施設で業務にあたる職員
(写真提供：日本赤十字社)



図5 全国の赤十字病院からクルーズ船へ職員を派遣

や政府チャーター機による中国湖北省武漢市からの帰国者が滞在する埼玉県内の一時滞在施設へ、二〇二〇年二月七日〜三月六日、滞在者に対する経過観察を支援するため一八の赤十字病院から延べ一三二人の医療職員を派遣しました。

(3) 医療施設への派遣

厚労省からの要請により水戸赤十字病院にクルーズ船から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる際、二〇二〇年二月二日〜三月二日に四つの赤十字病院から九人の医療職員を派遣しました。

(IHS事務局 立間滋子記)

日本の女性美を映した看護師と赤十字

ハーバート・G・ポンティング著、長岡祥三訳
「英国人写真家の見た明治日本…この世の楽園・日本」

(講談社学術文庫)



幕末から明治にかけて日本を訪れた外国人は少なくないが、彼らは一様にその豊かな自然美と文化、清潔な街並み、質素で穏やかな日本人の暮らしと礼節に感動し、称賛の言葉を残している。そうした外国人の中にイギリスの写真家ハーバート・G・ポンティングがいる。

ポンティングは、一九一〇年にスコットの南極探検隊に写真家として同行したが、それに先立つ一九〇二年(明治三五年)、日本を訪れ、京都や奈良、鎌倉、日光、富士山など各地を逍遥した。その後の日露戦争では米国雑誌の特派員として日本陸軍第一師団に従軍するなど何度か訪日した親日家である。その手記が一九一〇年に英国で刊行された『In Louis-Land Japan』であり、その邦訳版『この世の楽園・日本』が表題の著書である。

近代日本の黎明期に日本を訪れ、興味深い手記を綴った外国人には、日瑞修好通商条約締結のため来日したスイスの実業家エメ・アンペール(スイス時計組合会長、国會議員、スイス大統領を務める。一八六三年来日)やトロイ遺跡を発見したドイツの考古学者・実業家ハインリヒ・シュリーマン(二八六五年来日)、フランスの実業家エミール・ギメ(二八七年来日)、米国の生物学者エドワード・モーリス(二八七七年来日)、英国の女性旅行家イザベラ・バード(二八七八年来日)などが列挙される。彼らの中でも明治期の日本の赤十字や看護婦の活躍についてジャーナリストの視点から興味深い手記を残したのはポンティングのみである。その手記には日露戦争の戦場や負傷兵救護の前線を直接、目撃した者ならではの率直な印象が綴られて

いる。

ポンティングは、「日本の婦人について」の記述の中で、日本女性の猷身的で慈愛に満ちた行為を讃える言葉を繰り返しているが、婦人たちの美德が表出した象徴としての看護業務や赤十字活動についても共感をこめて記している。少し長くなるが同書から引用する。

「赤十字についてはいろいろな話を聞いていた。

誰でも赤十字の話をするが、私は日本へ来るまでは、その本当の内容については知らなかったのだ。東京に着いて間もなく、ある大きな部屋に案内されたが、そこには大勢の貴婦人がいた。彼女たちはいずれも上流の婦人たちであり、その多くは貴族階級に属していた。そこを統轄していたのは総司令官大山(厳)侯爵の婦人であって、皆の中でも特に優雅で思いやり深い婦人であった。彼女たちは、何か月も毎日のように朝から晩まで働いて、厳しい冬に備えて満州に送るため、自分たちの美しい手で暖かい毛織りのフランネルの衣類を作っていたのである。日本全国にこのような集まりがたくさんあって、毎日皆がそこで働いていた。何か役に立つことができない

かと思っていない日本人は一人もいなかった。そして一九〇四年(明治三十七年)の厳しい冬に快適な軍服を着込んだ兵隊は、半分凍えた兵隊の三倍も働いたのである。さらに婦人たちは針仕事以上のものにも進出した。彼女たち自身の健気な意志で、病院の仕事に打ち込んだのである。アメリカからの看護婦の一隊がやって来たとき、日本の看護婦はすでに彼女たちに劣らない知識を身につけていた。



私は日本の赤十字社の活動を見たいと思って、広島島の陸軍病院を訪問する許可を陸軍省からとりつけた。広島に到着して、初めて戦争の恐ろしさと、日本の取り組んでいる大変な仕事のことを理解できるようになった。病院で過ごした何日かの間に、私は日本婦人についていろいろな事柄を学ぶことができたが、もしここに来なかったら、決してそれを知ることができなかっただろう。というのは、この病院ではできなかっただろう。というのは、この病院で、戦時に婦人がどれほど偉大で輝かしい役割を演じることができたかを、初めてこの目で見る機会があったからである。」



前列左二人目がポンティング

ポンティングは、広島のもの、松山のロシア兵捕虜收容所を訪問しているが、そこでも看護婦の慈愛に満ちた行動を印象深く記している。

「その後、松山にあるロシア人捕虜のための病院で一週間過ごした後で、日本の看護婦こそまさに慈愛に溢れた救いの女神だと、心底から感じたのである。その優しい心遣い、病院の中を妖精のように素早く動き回る優雅な動作、病人の希望にすぐに応じ

られるような絶え間ない心配り、疲れを知らぬ気力と献身、その忍耐と熱意、患者に対する丁寧な態度、包帯を洗って交換する優しい介抱ぶり、こういったものすべてが、日本の婦人は世界のどこの婦人たちにも負けない女性としての最高の美德に溢れていることを示している。彼女たちはかくも気高く、かくも誠意をこめて、義務と人間愛の要請に応えたのだ。」

「松山で、ロシア兵たちは優しい日本の看護婦に限りない称賛を捧げた。寝たきりの患者が可愛らしい守護天使の動作の一つ一つを目で追うその様子は、明瞭で単純な事実を物語っていた。何人かの勇士が病床を離れるまでに、彼を倒した弾丸よりもずっと深く、恋の矢が彼の胸に突き刺さっていたのである。ロシア兵が先頃の戦争で経験したように、過去のすべての歴史において、敵と戦った兵士がこれほど親切で寛大な敵に巡り合ったことは一度もなかったであろう。それと同時に、どこの国の婦人でも、日本の婦人ほど気高く優しい役割を演じたことはなかったのではあるまいか。」

分が死にたいと思った兵隊は一人もいなかったし、息子や夫が戦死することを願う非人間的な父親も妻も一人としていなかった。」と記している。国家が個人の思いを掻き消し、国のために殉ずることを美德とする戦争の最中にあっても、ポンティングの記述は家族を何よりも大切に思う人間の率直で素直な感情が不変であることを気づかせてくれる。

ポンティングの手記は、日本の自然景観や美術工芸品への深い感動表現に止まらず、日本人への好意的視線と人道的感性に満ちている。その根底に読者は、ポンティングの温かな人間性や優しさを感じるに違いない。長岡祥三氏のこなれた訳は、外国人の手記であることを思わず忘れてしまう。

(井上忠男記/写真は講談社学術文庫より)

ポンティングの記述は、日本赤十字社の文献史料に見られる草創期の篤志看護婦人会の果敢な活動を裏付ける外国人の生きた証言といえるだろう。また彼は、国家のために殉ずることを切望した日本兵、といった当時の外国人の日本人観について「日本人の心の奥にあるものを理解しない、……事実を歪曲して描いた」と批判し、「数多くの日本の兵隊や両親たちに会って話をしたが、自

コロナ禍の中で命と健康を守る最前線に立つ医療職をはじめ、多くの赤十字職員が国難とも言われるパンデミックに直面し様々な試練や葛藤を抱えながら業務に精励しています。

日本赤十字国際人道研究センターは二〇二一年六月〜九月に、こうした赤十字職員の「今だからこそ伝えたい思い」や体験談、今の率直な思いを綴った原稿を広く募集し、一〇点の応募をいただきました。

ご応募いただいた皆様に心より御礼申し上げます。
応募原稿は以下のとおりです。

エッセイの部

感染症病棟における意思決定支援のジレンマ

田中千絵
（大阪赤十字病院 一二階A病棟 看護師）

当院では昨年四月より新型コロナウイルス陽性患者の受け入れを開始、現在まで継続して患者の受け入れを行っている。患者は一〇代から九〇代まで幅広い年齢層で既往歴や基礎疾患も様々である。これまでに重症化し、集中治療が必要となった患者を何人も病棟から送り出した。人工呼吸器管理を行い、抜管後リハビリに励み退院した患者。人工呼吸器管理自体が何かもよく分からず、困惑したまま治療を受けた患者。治療を行ったが病状悪化のため亡くなった

た患者。新型コロナウイルスによる症状は改善したが別の突発的な病気で亡くなった患者。延命治療を希望せず、緩和ケアを行い亡くなった患者もいる。その中でもある患者の事が印象に残っている。

複数の基礎疾患がある高齢女性、家庭内感染で自宅療養していたが、酸素投与が必要となり入院となった。認知症があつたが、治療が必要という認識は持つており、入院時「難しい病気なんですよ、大変なことになってしまった。」と話していた。入院後、酸素化は徐々に悪化し人工呼吸器管理が必要な状況となった。医師から説明を行うと、自覚症状が乏しいため戸惑った様子で、自分はそんなに重症なのか、先生が言う治療を受けないといけないのか、人工呼吸器管理のイメージがつかない、どうしたらいいんだろう、「治療を受けても自分は死ぬんじゃないかな。」と話した。医師から既往歴や年齢を考慮すると人工呼吸器管理を行っても必ずしも救命できるとは限らないことや植物状態になる可能性を家族へ説明した。家族は「いくら苦しむことになってもいいです。少しでもいい、一秒でも長生きして欲しい。できる治療は全てして欲しい。」と訴えた。患者家族にとって入院から四時間程度で治療の決定を迫られる状況であった。家族の強い治療希望はあるが本人は困惑しており、患

者と家族に電話で話すように提案した。短時間であつたが、患者と家族がお互いの思いを話せる時間を設けることができた。家族との連絡の最後には「ありがとう、頑張ってくるわ。」と話され、集中治療室へ入室した。その後、重症病院へ転院し治療を継続したが亡くなられた。

転院後も、患者自身の思いは反映できたのか何度も自分の対応を思いかえした。家族が希望したから治療に同意したのか、挿管前に患者自身「頑張るわ」と話しており治療を前向きに捉えている様子はあつた。しかし、イメージもつかないまま人工呼吸器管理を行ってよかつたのか。重度ではないが認知症があり、患者自身が自分の状況を認識できていたのか。苦しんでもいいから救命して欲しいという家族の思いの中で治療の決断を迫られ、本人の考えが整理できていなかったのかもしれない。もし、本人に人工呼吸器のイメージがあつていたら延命治療の選択は違つていたのかもしれない。私の中で様々な考えが浮かんだ。看護師として、満足に時間が割けたとは言えない状況の中でもっと患者が理解できる、受け入れられるような関わりがあつたのではないか。意思決定支援にジレンマを感じた。

本来であれば、治療方針の決定にゆつくりと考える時間を設けたいと思う。患者・家族の表情や言動、反応を確

認しながら思いを確認し、意思決定の支援をしたい。しかし、新型コロナウイルス肺炎では短時間で呼吸状態が悪化するため決断の時間が迫られる。無限に時間があればいいとは思わないが、少しは整理して考える時間が欲しい。もし、私自身が患者であれば家族であれ、急に気管内挿管しやすかと聞かれても気が動転し、迷うと思う。他の多くの患者・家族も同じであるが、急に人工呼吸管理が必要と言われても、想像もしてなかったと動揺されることは多い。最近ではエンディングノートやACPの普及活動もあり、自身や家族の意思決定を表示する機会も増えているようである。しかし、そのような話し合いができていない家族が多いわけではない。事前に延命に関する考えを持っていても悪性腫瘍や慢性疾患・持病ではなく、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の状況では、同じように考えることはできない人もいる。新型コロナウイルスに感染すること自体、まさか自分や家族が感染するとは思っていなかった。感染予防行動をしていたのに何故感染したのか、ワクチンを打つたのに、と直ぐには受け入れられない人もいる。家庭内感染だけでは無いが、誰かに新型コロナウイルスをうつした・うつされたという状況も意思決定に影響するのではないかと感じる。

治療法が確立していない不安。病状が悪化しても容易に誰かと面会できない環境。面会でなくても防護具を着用し短時間。臨終に立ち会えない、最後に顔を見て声をかけることもできない突然の別れ。このような状況はコロナ禍以前では考えられなかったのではないだろうか。私たち医療者は、そのような複雑な状況の中で意思決定をしなければならぬ患者・家族を支えている。面会できなくてもせめて家族と本人が電話でコミュニケーションを図り、お互いの思いを表出する時間を作る。認知症があれば家族に本人の人柄や性格を確認し、本来であればどのような治療選択をするのか問いかけてみる。短時間の関わりの中で意思決定を支える時は複数のスタッフでディスカッション・情報共有を行い、複数の目線で考えるなど、少しでも患者・家族の思いを反映した治療の選択ができるように寄り添うことが看護師にできることである。また、患者・家族が決めた選択をサポートするのが私たち医療者の役目である。

今回のジレンマ以外に悩むことも多々ある。患者が退院していく姿を見たり、リハビリに励んでいる患者のADL (Activities of Daily Living: 日常生活動作) が回復した時は「スタッフ皆で頑張ったな。頑張ってたな。」と嬉しく思う。患者・家族からの労いの言葉も糧になる。これからの

感染症病棟での看護でジレンマを抱えることはあると思うが、患者・家族に寄り添った看護を続けたいと思う。

コロナと向き合う新米感染症内科医師の軌跡

横山貴士
(福岡赤十字病院 感染症内科)

この一年半を振り返ると、今となってはここまで何とかやってこられてよかったという気持ちですが、当初は不安でいっぱいでした。

私は二〇一七年より医師として働き始めました。初期研修や大病院での研修を踏まえ、二〇一九年一月に感染症内科の道に進むことを決めました。この頃は新型コロナウイルス感染症の流行前であり、純粹に感染症の診療に興味を抱いたという理由で決めました。一方で、万が一何らかの新興感染症が来たらまず自分が対応しないといけなくなつて大変だろうな、できれば自分が働いている時代にはそんな感染症は来ないでほしいなと内心思っていました。そう思っていた矢先に中国武漢で新型コロナウイルス感染

症が発生し、その後日本でも流行し始めました。

私が感染症内科医師として新型コロナウイルス感染症(以下、コロナと略します)の診療に携わることになったのは、現在の病院に赴任した二〇二〇年四月のことでした。この頃はちょうどコロナが日本各地で流行し出した、いわゆる第一波の始まりの時期で、当院のコロナ病棟も入院患者を受け入れ始めた頃でした。四月一日、新入職員のアリエンテーションが終わった直後から防護服を着て患者対応を行ったのをよく覚えています。当初は恥ずかしながらN95マスクを含めたPPEの装着すら自信がなくなり覚束ない状態でした(当時、コロナに感染しなくて運が良かったと思っています)。それとともに、そもそも赴任したばかりの病院で、システムがよくわからない、カルテの使い方もよくわからない、といった状態でした。ただ目の前のことをやることで一杯で心の余裕はありませんでした。とはいえ、目の前のことをやる以外の選択肢はなかったので、「知識も経験もなく右も左もわからないけどどりあえず手探りでやるしかない」と自分に言い聞かせながら日々の診療に当たっていました。

手探りで頑張っていたのは、もちろん私だけではありま

せん。前例のないことで対応は確立されておらず、感染対策・治療法など完全に手探り状態でした。皆で日々協議しながら一つ一つマニュアル作成を行いました。それでも日々新しいことや予想できなかったこと（重症患者や特殊症例（出産前の妊婦など）の受け入れ、感染症病棟以外の入院患者のコロナ感染、病床逼迫による重症患者の転院搬送など枚挙に暇がありません）が次々に起こり、その都度対応に追われるといった日々でした。

コロナが市中で急激に流行すると、入院患者も急激に増加し、夜間休日も時間を問わず入院対応を迫られることになりました。コロナは、特にリスクが高い方で早期に治療介入を行わないと若年でも重症化する疾患ですが、一方で病床が逼迫すると病院への早期入院が難しくなり、早期に入院できなかった人が重症となつてから入院し、その結果、長期間病床やマンパワーを要することとなり更に逼迫してしまふという悪循環に陥っていました。毎日のように新規患者が入院する中で、いかに重症者（人工呼吸器装着患者）を出さずに中等症（酸素投与のみ）で食い止めるか、および限られた病床の中でいかに新規入院を受け入れるための空床を確保するかが課題となりました。独自に治療方針に

るアルゴリズムを作成し早期治療を行いつつ、状態が改善した人は速やかに退院（自宅退院／ホテルへ移動／転院の調整）を行いつつ、新規入院を受け入れるといった体制でやりくりしました。その他、市中の状況を見ながら院内の感染対策を強化していきましたが、それでも予測できなかったこと（疑っていなかった救急搬送患者が後にコロナと判明した症例、入院時はPCR陰性であったが後に発症しコロナと判明した症例など）が起きるもので、それらの対応も同時並行で行なわなければなりませんでした。

繁忙期には時間を問わず働き忙殺されていきました。冒頭でお伝えした通り最初は正直不安でしたが、すぐに忙しくなつたおかげか、不安を感じる心の余裕がなくなりいつの間にか不安な気持ちはどこかへ行ってしまいました。日々新しいことも起き大変でしたが、私にとつては日々新しいことを学ぶ機会ともなり、貴重な体験となりました。

嬉しかった診療科を超えた協力

また、最初は主に感染症内科だけでコロナ対応をしていましたが、流行の波が大きくなるにつれ感染症内科だけでは対応が難しくなり他科の先生方の協力が必要になつて

きました。他科の先生方が不安に思われないうちに私たちの経験を踏まえ感染対策を整えた上で協力を依頼し、徐々になりました。また、コロナ入院患者において、一時期高齢者や入院が長期間となつた方のADL(Activities of Daily Living: 日常生活動作)低下が問題となつた際は、リハビリの方

に思っています。お忙しい中、最後までお読みいただきありがとうございます。ありがとうございました。

老健クラスター発生！死者ゼロへの思いをこめて

遠藤さなほ
(多可赤十字病院 三階病棟 看護師長)

ように、感染症内科やコロナ病棟スタッフのみならず、病院全体でコロナを診る、という風潮ができていきました。それは、私たちの負担軽減はもちろんのことですが、それ以上に私たちの気持ちを汲み取って善意でご協力していただけたこと自体が純粋に嬉しかったです。

このように日々苦悩しながらも一つ一つあらゆる方々と協力しながら今日までコロナ診療を行ってきました。その中で感染対策を含め、あらゆることを学ばせていただき有り難く感じています。まだまだビギナーの感染症内科医師ですが、これからの日々研鑽を積みつつ頑張っていこうと思います。コロナとの戦いはいつまで続くかはわかりませんが、今後も皆様とともに一丸となつて診療できればと切

二〇二二年四月、新型コロナウイルス感染第四波が私たちの地域にも広がつた。併設の介護老人保健施設(以後、老健)での利用者から感染者が発生し予期せぬクラスター発生となつた。施設内感染者が増え、病状が悪化する利用者がいた。

院長より病状が悪化している利用者を一般病床で受け入れるとの案が出た。私は一瞬戸惑つた。一般病棟は十分な設備が整つておらず、コロナ感染者受け入れの届け出もしていない病棟である。その院内で感染が広がつたらどうなるかという不安がよぎつた。しかし、目の前では、老健が大変な状況下にある。利用者の一族としては、できれば病院で診てもらいたい。施設で死者を出すわけにはいかなという思いもあつた。近隣病院はもちろんのこと県下の病院では受け入れも厳しい現状だった。今、私たちができ

ることは患者・家族の思いに沿って、可能な限り対応していくことしかなかった。

四月十九日、病院へ感染患者を受け入れる方針が決まった。受け入れ準備が整ったが、感染病床を担当してくれるスタッフの選出に苦慮した。予防接種が済んでいない状況の中、担当をしてくれるスタッフは少なかった。そんな中、手上げをしてくれる者、不安ながらも承諾してくれる者がいた。やつとこのことで四名の担当者を選出できた。それもつかの間、老健ではさらに感染者や病状が悪化する利用者が増えた。老健では介護福祉士が感染者を担当している状況であり、スタッフの不安や家族の思いを考えると病院に入院することがベストであると感じていた。

新たに病院の方針として呼吸状態が悪い患者を受け入れることになった。感染者が亡くなり、空床ができれば順次受け入れの調整を行なった。この方針に対して誰も文句をいう者はいなかった。誰もが老健で死者を出すわけにはいかないと感じていたのではないだろうか。病棟の受け入れ患者は、四名となった。酸素投与や吸引を要し日常生活にも全介助状態で認知症状を有する患者もいた。説明しても認知できずマスク着用ができない人、自室から出てくる人など様々で一人のスタッフが担当するには困難となった。

フに少しでも休む時間を与えられることは何よりも嬉しく感謝で一杯だった。

ある病院の応援看護師は、自分たちが昨年、体験したつらい思いを繰り返さないようにと当院に駆けつけてくれた。そして終息するまで派遣を続けてもらった。応援看護師は経験や知識も豊富な人材ばかりで感染病床担当者の不安な思いをくみ取り、よき相談者として携わってもらえ安心感に繋がった。私自身、感染病床と一般病床を管理する中で、十分な心配りはできなかったが応援看護師は頼りになる大きな存在だった。

四月十九日から老健感染者二名のうち、終息までの期間受け入れた患者数は一七名。平均年齢八九・九歳。どこまで回復できるかわからない状況の中、医師は治療を、看護師は患者のケアや苦痛の軽減を行う、そして家族への対応が求められた。

家族の対応は一般病床側で担当となる。可能な限り私も家族と出会い、対応をするように心がけた。患者と家族をつなぐのはオンライン面会だった。病院も施設もコロナ感染が拡大していたため面会禁止にしていた。そのため半年以上も顔を見ていないという家族が多かった。直接出会うことができないがせめてお互い顔を見ることで安心につな

すぐさま看護部長から人員配置を増員する必要性を院長に相談、一病棟を閉鎖することとなった。

一病棟閉鎖により一般病床配属スタッフ数は満たされたが感染病床を担当してくれるスタッフは少なかった。なんとか四名追加し合計八名で一勤務二名体制での担当に変更した。担当者の半数は家族と同居であり自分も感染しないか、家族に感染しないかという不安な思いを持っていた。「家には帰れない」というスタッフには病院から宿泊場所を手配してもらった。担当者八名でシフトを組む中、ゴールデンウィーク中も休み返上での勤務が続いた。そんな折、県内外赤十字施設から応援看護師の派遣が決まった。どの地域も感染が拡大し、大変な状況の中での派遣は本当に有難かった。改めて赤十字のネットワークのすばらしさと連携の強さを感じた。さらに感染症病床に入ること拒む職員が多い中、感染症病床を担当してくれるという話であり、感謝の思いしかなかった。応援看護師の連絡が入り次第、当院スタッフのシフト調整を行った。その都度変更するシフトに対しても担当看護師は「何一つ文句を言うことなく協力してくれた。ほぼ毎日のシフト調整は大変だった。その反面、担当看護師の協力の裏側にある使命感を感じた。応援看護師は、各病院の状況で派遣日数はさまざまだったが、スタッ

がるのではないかと感じ、自分が後悔しないように対応した。通常オンライン面会を行っていない休日や夕方に面会を希望する家族もいたが、病棟で対応できる範囲で調整し対応することも家族への支援の一つだと感じた。オンライン面会の場お互いに「元気だな。」と声を掛けあう姿があった。家族はその言葉の意味をどのように捉えられたかはわからないが少なくともお互いの安心に繋がったと思いたい。

コロナ感染は呼吸症状が急激に悪化する。「さっき、家族と会話をしていた人が……」という程の急変を目の当たりにすることもあり、担当看護師もやりきれない思いで一杯だった。納体袋に納めるときもできるだけ家族が納体袋の小窓から顔が見える位置に体を納め、顔周辺もきれいに整えてくれた。時には家族が持参された人形や花を顔のそばに添えた。感染病床担当看護師にとって直接家族と関われない中で精一杯の対応だった。最期の状況を伝えることは家族にとっても死を受け入れる大きな糧となる。

私も家族らが少しでも状況を受け入れることができるよう、患者の最期の状況などをスタッフから情報をもらい家族へ丁寧に説明した。お見送り時、短い時間ではあるが家族が最初に立ち会えなかった無念の思いが少しでも軽減できればと思いつながら対応を行った。

六月に入り、感染症病棟にも明るい兆しが見え始めた。六月一日、老健での新たな感染者もなく院内の感染患者も退院基準を満たし、ようやく終息となった。最終日、スタッフとデブリーフィングを行った。一人で対応していた時の不安やコロナに感染しないかという不安、亡くなる方になにも出来なかったというやりきれない思い等を口々に出しあった。応援看護師についてもいろんな相談ができ不安なことも解消でき赤十字の連携のありがたさを感じていた。

コロナ患者を受け入れ大変な思いはあったが後悔はない。亡くなられた家族から「病院でお世話になってよかった」と言われた。可能な限りの治療を望む家族にとって老健ではなく病院で最期を迎えられたことを納得されている様子が感じ取れ、改めて受け入れてよかったと感じた。治療の甲斐なくお見送りした患者もあつたが、幸いにも老健で死者を出すことはなかった。

今回の経験で通常の業務では得ることができない多くの学びがあつた。院内外のあらゆる人材の協力・連携により対応し、誰もがどんな場面でも、患者・家族への思いを考え、それに答えようとしていたのではない。職員の根底にある責任感の発見が何より嬉しかった。

今回の経験で通常の業務では得ることができない多くの学びがあつた。院内外のあらゆる人材の協力・連携により対応し、誰もがどんな場面でも、患者・家族への思いを考え、それに答えようとしていたのではない。職員の根底にある責任感の発見が何より嬉しかった。

ある患者さんは、既往に認知症はあつたものの、入院時は意識清明で看護師の声かけにも応答されていた。しかし、病状が悪化していき、ただでさえ呼吸が辛い中、広い部屋に一人である孤独感を考えると本当にいたたまれなかった。私たちも防護服で身を包み、何時間も一緒にいるのは感染面からも、体力面からも限界があつた。それでも、患者さんの孤独感を少しでも減らすため、ナースコールを押せない患者さんの変化に気づけるよう、誰かは一緒にいるようにして交代しながら見守つた。

状態が悪くなり、患者自身から家族に連絡できる状況ではなく、御家族も心配されているのではないかと思つた。そこで、看護師から家族にタブレットを用いた面会をする事ができるが、どうするか連絡をした。家族は希望され、最初のタブレット面会ではお互い笑顔でお話をされた。タブレットによる面会は原則、日勤の時間内に行うよう取り決めていたが、消灯頃、スタッフの一人が「もう状態が悪いから、遅い時間だけれど家族とタブレットで話しても良かった方がいいのではないか、これが最後になるかもしれない。」と提案があつた。私も同意し、夜間遅い時間であつたが御家族にメッセージアプリを通じて面会を希望される

コロナ感染はまだ終息の目途はない。しかし確実にコロナ感染に対する対策や治療は進んでいる。それらを活用し一人でも多くの方に早期に適切な治療がなされ元気に退院されることを願う。

「コロナ病棟から伝えたい事」私たちが直面した葛藤の日々

風本かおり／谷本智美
（松山赤十字病院 東五病棟 看護師）

COVID-19という感染症が発見されて二年が経過しようとしている。私たちは実際に最前線で働いてみて、人間としての最期をその人らしく迎える、当たり前であつた事が叶わないジレンマに何度も直面した。これまで看護師として患者さんにとってよりよい最期とはなにか、家族はどうしたいか等、患者さんと周りでサポートする方達の想いを聞き、患者さんを中心としたチーム全体で話し合いを繰り返し、関わってきた。コロナ禍でなければ、最期は家族が付き添い、残された時間を過ごす場合が多い。しかしコロナで入院すると付き添いどころか、一目会う事すら叶わない。突然感染を知らされ、受け入れる猶予も無く、会いた

か連絡した。すると、「希望するが、少し待つて欲しい。」と連絡があつた。五分後、「面会の準備できました。」と連絡があつたため、ビデオ通話にすると、「ばあちゃん！頑張るんよー！元気になるんよー!!」と御家族全員が各々手を振つたり、ガッツポーズをして声援を送る画面が映し出された。私はそれを見て涙が出そうになつた。状態が悪くなつた知らせを受けても、明るく励まして応援される姿を見て、この方はとても御家族に愛されていたんだなと感じた。同時にこの御家族はきつとコロナでなかつたら患者さんのそばで手を握って、声をかけて支えていたのではないかと想像すると、コロナの恐ろしさとやるせなさを痛感した。眼球は上方固定し、カメラの画面と視線が合わなかった。角度を変えながらお互いが見えるよう調整した。患者さんには御家族の思いを伝え、御家族には患者さんが治療を頑張っている事を伝えたいと思つた。そのタブレットの画像でどれだけ事が伝えられたか私たちにはわからない。ただ、会わせてあげられない事に悔しさを覚えた。そして、そのビデオ通話が最後となり、翌朝患者さんは亡くなられた。「あれで良かったのだろうか」「深夜でも亡くなる直前に御家族に連絡した方が良かったのだろうか。」と閃々とした気持ちに苛まれた。看護には正解がないからこそ、この

コロナ病棟での患者との繋がりは日々考えさせられる事ばかりである。

また、未知のウイルスとの闘いは、看護師間でも治療に対する思いのズレを生んだ。他の疾患であれば今後どのような経過を辿るか、ある程度は予測が付くが、コロナに関しては臨床データも経験もまだ十分ではなかった。

私たちはこれまで終末期の患者さんと関わる機会が多く、苦痛緩和に重きを置く関わりを学んできた。高齢者施設でのクラスターが発生した際には、延命治療を希望しない患者さん達もおり、これまでの経験を活かすことができればと思っていた。

そんな中、ある患者さんは、高流量の酸素吸入をしなから苦しうに肩呼吸をしていた。医師に相談し、呼吸困難の緩和目的で麻薬を開始となり、一時は会話や食事ができなくなったが、徐々に悪化し再び身の置き所のない状態となっていた。終末期であれば鎮静目的で麻薬の増量が可能であるが、重症から病態を持ち直した場合もあり、「コロナによる終末期」とは判断が付かなかった。そのため、鎮静量に当たらないよう麻薬を調整しつつ対応を行ったが、最終的に亡くなられた。デスカンファレンスでは、「麻薬で苦しさが緩和できてよかった」「もっと早い段階で検討すべ

好きな物に囲まれ、家族やお葬式に来られた親しい人達と顔を合わせ、お別れをするだろう。こんな寂しい最期でいいのだろうか、灰になるまで誰にも会わせられない事にも、最期に会うのが防護服で身を包み表情もわからない看護師である事にも、もどかしさを感じた。コロナ患者さんとの関わりはジレンマの連続である。

毎日のようにコロナに関するニュースが流れている。二年前は誰もが関心を示し、危機感を抱いていたが、今や緊張感が薄れているように感じる。特に、若い世代ではその傾向が強く、しばしば行動が問題視されている。自分は感染して大事に至らなくても、そこから感染はどんどん広がっていく。もし大事な人とうつしてしまったら、その人が方が一の事態になったら……。私たちがもコロナ病棟の配属にならなければ、ここでの患者さん達との出会いが無ければ、どこか他人事のように捉えていただろう。実際に経験してきたからこそ、コロナ患者さんから教えて頂いた事、感じた事、ジレンマ、私たちの想いをコロナへの関心が薄れてしまっている人達に伝えたい。コロナで亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、この感染症がいち早く終息する事を願っている。

きだつたか」との意見がある一方で、「治療が確立していない中、麻薬を使用する事により呼吸抑制に繋がってしまった可能性は否定できない。」「家族が受け入れられるまでの時間を少しでも確保するためには、麻薬の導入は早かったのでは?」「○○さん(同じような状態から回復した他患者)は、麻薬を使わなかったから良くなっていたのか?」等の発言が聞かれた。状態が回復していく人、悪くなる人は何が違うのか。リスク因子が挙げられ、ガイドライン上では重症度を分類できても、経過は一括りにはできない事を身に沁みて感じた。終末期と位置づけられない状況で、どうするべきなのか私たち自身も分からなくなっていた。看護師各々が、患者さんにとってより良い方法を考えているのに、すれ違ってしまう事に歯がゆい思いであった。これまでとは状況も環境も何もかもが違い、苦戦する毎日にコロナの異質さを思い知った。

また、亡くなった後の対応もこれまでの経験とは全く異なっていた。普段であればエンゼルケアを行い、葬儀社のストレッチャーにてお見送りをする。しかし、コロナ患者は看護師が納体袋と柩に入れるまでを行い、柩の蓋の繋ぎ目はテープで頑丈に封じられた。柩の中に思い出の品も入れられず、無念の思いで堪らなかつた。コロナで無ければ、

「コロナが私にもたらしたこと」薬剤師としての覚悟

青島直也

(日本赤十字社医療センター薬剤部)

新型コロナウイルス感染症は中国武漢市での報告をはじめとして世界中に拡大しました。現在日本においても収束の兆しが見えない状況が続いています。テレビをつけると医療の最前線で奮闘している医師や看護師の姿が報道されていますが、薬剤師もまた同様に、この未曾有の事態に立ち向かってきました。

皆さんは薬剤師に対してどのようなイメージを持っていますか。多くは「医師が処方した薬を調剤する人」、このようなイメージではないでしょうか。しかし、実際の現場で働く薬剤師は調剤以外にも様々な場面で医療に貢献しています。当センターでは新型コロナウイルス感染症患者専用病棟が流行当初より設立され、薬剤師は私を含めた五名が感染担当薬剤師として働いています。一般病棟と同様に入院患者の常用薬の確認やアレルギ・副作用歴の確認、服薬指導、薬剤使用後の治療効果・副作用の評価などを行っています。また薬剤師には患者や医療スタッフが医薬品を安心して使

用できる環境を整備することが求められているため、医薬品安定供給の確保や迅速な医薬品情報提供、現場での医薬品使用時の運用方法の取り決めなどを行っています。新型コロナウイルス感染症には、アビガン®（ファビピラビル）、ストロメクトール®（イベルメクチン）、ベクルリー®（レムデシビル）、ロナプリーブ®（カシリビマブ及びイムデビマブ）など様々な医薬品が使用されてきました。中でも軽症・中等症患者を対象に行われる抗体カクテル療法で使用するロナプリーブ®（カシリビマブ及びイムデビマブ）の運用方法の検討は我々の頭を悩ませました。この薬剤は一つのバイアル内に二名分の薬剤成分が含まれています。また薬剤希釈後の薬液や、一度に二名分の投与が出来ない時の残液に対しては使用期限があり、その使用期限を過ぎるとこれらの薬剤は廃棄しなければなりません。これらの医療資源には限りがあるため、無駄な廃棄を出さないようにするための運用方法について何度も話し合いを重ねました。その結果、薬剤管理が非常に複雑なロナプリーブ®（カシリビマブ及びイムデビマブ）に関しては発注・納品、使用患者把握、使用期限管理や払出し時間の調整、薬剤混合調製までの全ての工程を薬剤部で管理しています。現時点で問題が起きることなく投与は行えており、薬剤師として安全な薬物治療の提供に

貢献できたと実感しています。

しかし、感染担当薬剤師として日々業務に励む中で歯がゆい思いをした経験もありました。ある日のコロナ病棟での業務中、入院患者の部屋へ入ろうとすると看護師から「薬剤師さんは病室に入らないでください」と言われたのです。理由を聞くと「防護服の数が少なくなっているので患者の部屋には優先的に医師や看護師が入ります」とのことでした。確かに当時は医療物資が限られており、可能な限り消費を最小限にする必要があったことは理解出来たのですが、それと同時に心の中にモヤモヤとした感情が込み上げてくるのを感じました。自分が蚊帳の外にいるような、そんな気持ちになったのです。

薬剤師は現場に必要ないのでしょか。そんなはずはありません。このコロナ禍では様々な医薬品が適応外使用されてきました。当センターではアビガン®（ファビピラビル）やストロメクトール®（イベルメクチン）などが当初使用されましたが、これらの薬剤は十分なエビデンスがないという理由で現在使用されていません。コロナ禍のような未曾有の事態が起きたとき、誰もが期待される薬の有効性にはかり目が行き、可能性のある薬剤は積極的に使っていくとする風潮が見られます。しかし、適応の範囲外で使用する

ることは想定外の副作用が生じる可能性や適応範囲内の使用であったとしても、その効果の裏側には常に副作用のリスクが伴います。現にアビガン®（ファビピラビル）については新型コロナウイルス感染症に対して通常使用される量より二倍多い量で使用されたため、多くの患者に尿酸値上昇や肝機能異常などといった副作用が現れました。薬の専門家である薬剤師が加わることで、副作用の早期発見や薬の正確な評価が出来、薬剤師が医師や看護師と異なる視点で患者を観ることで、より安全な薬物治療の提供が出来ると思います。それではなぜ、看護師からそのように言われてしまったのでしょうか。医療資源の不足も原因としては考えられますが、これは薬剤師としての存在意義が認識されていなかったことが大きな原因ではないかと考えています。医療資源の不足に関わらず本当に必要なとされる人は、職種に関係なく必要とされると思います。私の理想とする薬剤師像は「薬物治療の専門家として患者からも医療従事者からも信頼される薬剤師」ですが、理想の薬剤師像にはまだまだ程遠い位置にいるなど今回の経験を通してあらためて痛感しました。

この経験は私にとって非常にショックな出来事でした。しかし、私としてもこのまま黙っているわけにはいきませ

ん。自分が思い描く理想の薬剤師像に一步でも近づくため、患者や他の医療スタッフの方とより積極的に関わり、薬剤師として個人としての役割を確立させていきたいと思えます。周囲のスタッフからの自分に対する認識を良い方向に変えるのも、悪い方向に変えるのも自分の行動次第です。薬剤師が居る当然、むしろ居なくては困る、そんな当たり前の状況を作るため、自分の置かれている状況で何が出来るのかを考え、これからの業務に励んでいきたいと思えます。国内のワクチン接種率は世界に遅れをとっていました。一回目の接種を終えている国民の割合は五割を超えましたが、ますますワクチン接種が進み、このコロナ禍が収束することを心から願っております。

Limitless ～限界はない～」挑戦中

松田 聡
（日本赤十字社京都府支部 組織振興課 主事）

いま、新型コロナウイルス感染症（以後、コロナ）で生じた差別問題などを解決しようと立ち上げられたチームで活動している。これまで、苦しみの前では「みな兄弟」と伝

えて来た身にとって、病氣予防のために人間同士のつながりが分断したり、コロナ感染者やご家族などが特別視され、差別的に扱われることには疑問しかない。何が問題なのか、どうすれば助け合えるのかを、自分たちで考え実行している。医師や専門家ではないが、それは、アンリー・デュナンも同じだ。

チームの中心は、赤十字京都ユースの女性メンバーだ。いま、国際赤十字・赤新月社連盟が、世界のユースメンバーから企画を募集する「Limeless〜限界はない〜」に挑戦している。彼女の企画は、感染症の差別問題や、心の保ち方、メディアとの接し方を学習するプログラムだ。彼女はこれまで、エイズなどの感染症を同年代の若者と一緒に考える「エイズ・ピア・エデュケーション」や、防災教育に取り組んで来た。

赤十字奉仕団支部指導講師でもある彼女は、このプログラムを中学生や高校生、大学生の授業、教職員や市民への研修などで伝えている。彼女のメッセージは「感染症の不安や恐怖に振り回されないこと、一人ひとりの助け合おうという態度が大切です。」だ。

また当初から日本のメディアでは、コロナの不安のみを煽る傾向もみられ、人々が恐怖に貶められ、巻き起こった

インフォデミック(※恐怖、憶測、噂が混ざり合い急激に拡散され、社会に影響を与える状況)という側面がある。

このウイルスは、当初、感染してもほとんどの人が軽症もしくは無症状であるとみられていたが、海外のセンサーショナルな映像や、検証されていない情報をメディアが報じることで、エボラ出血熱の様な致死率の高い未知のウイルスへと書き換えられてしまった。

では、パンデミックと表現されるコロナは何人の命を奪ったのか。厚生労働省「令和二年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(表1主な死因の構成割合参照)によると、日本における令和二年の死亡数一、三七一、六四八人のうち、死因順位の第一位は悪性新生物(腫瘍)で三七万八三五六人、第二位は心疾患(高血圧性を除く)で二〇万五五一八人、第三位は老衰で一三万二四三五人。コロナは三、四六六人で、全体の約〇・二五%に過ぎない。明らかにコロナだけが誇張されている。

また、コロナは「高齢者の命を奪う」「突然重症化する」「後遺症が残る」と強調される。言うまでもなく、そのような病気はコロナだけではない。交通事故では一、八三九人が突然命を失っている(令和二年・警察庁交通局HP)。ここで問題にしているのは、人間の弱点である「死」や「得体の知れないもの」への恐怖を、人々に与え続けた行為である。

メディアや専門家に悪意はないと思いたい。感染症への注意喚起が目的なのであろう。しかし、人々に恐怖を与えただけではそれを受け入れる人とそうでない人の連帯を失い、問題解決が困難になる。

例えば、メディアがコロナ感染者の謝罪する姿を報じることで、感染が罪悪となる。感染者やそのご家族が、排除や差別の対象となる。発生から一年九か月たった今も、コロナ感染者は特定の医療機関でしか治療を受けることが出来ない。自宅療養中の妊婦の搬送先が見つからず、新生児が亡くなるという事例が発生した。完治しても「元感染者」として差別される。ご遺体は袋詰めされる。インフルエンザ、RSウイルス、ライノウイルスなど数ある風邪症状を引き起こす感染症があるなかで、コロナだけが差別される。

さらに、感染と差別への恐怖から前代未聞の感染防止策が布かれる。当然、副作用も大きい。ステイホームは人々を孤立させた。孤独感是不安やストレス、認知機能、免疫力の低下を引き起こす。家庭内暴力、うつ病や自殺が増加した。不要不急の職業や行動と見なされた人は、日々の糧や生き甲斐を奪われた。自肅警察やマスク警察と呼ばれる態度が、社会を分断していく。それらの犠牲は顧みられない。利己心と無関心だ。

また、厚生労働省のHPによると、特例で承認されたワクチン接種で、副反応を疑う医療機関からの死亡報告数(令和三年二月一七日〜同年八月三日)が一、〇七六件となった。インフルエンザワクチンの同報告数(平成三〇年一〇月〜平成三二年四月)は〇人である。接種を個々で判断できる大人は別として、重症化リスクの低い子供達には慎重であって欲しい。子供達は素晴らしい免疫力を持っている。それは、友達と笑い合い、触れ合い、よく食べ、よく眠ることで強化される。それは、大人も同じだ。コロナ禍では、その機会が奪われている。RSウイルスが、コロナ禍で過去最多の感染者数を記録したことは偶然だろうか。ウイルスが人間を宿主とする以上、根絶はできない。今こそ、健康的な生活と「自分で治す力」を見直す時ではないだろうか。

では、私たちは、このような事態になることを予測して、防ぐことは出来なかったのか。一九三〇〜一九六〇年代に官民一体となって展開された「無らい県運動」は、ハセン病患者を隔離・強制収容し、一掃することを各都道府県で競い合った運動である。感染者は大変な差別を受け、感染力が非常に弱いと判明していたにも関わらずである。他にもHIVウイルス、二〇〇四鳥インフルエンザ、二〇〇九新型インフルエンザでも排除や差別が発生し

た。東日本大震災での福島原発事故では、ウイルスと同様に目で見えない放射線の不安をメディアが煽り、福島の人々が排除と差別に苦しんでいる。放射線や放射能はうつらない。しかし、県外に避難した福島の子供は、「ホウシヤノウがうつる」とイジメられた。広島、長崎の原爆被害者も、偏見と差別に苦しめられた。実家から届いた「レンコン」をご近所に配ったところ、「原爆がうつる」と全て捨てられていたという。これらの教訓を活かすことが出来なかったのは、その人達の痛みに対する認識不足、想像力の欠如だ。

もちろん、コロナ禍に右往左往する人ばかりではない。京都では、日赤が発行する「新型コロナウイルス3つの顔を知ろう」負のスパイラルを断ち切るために「」などのサポートガイド約一万七千冊が、不安が渦巻く中を、ボランティアによって配られた。近所の高齢者から「あなたを見てホッとした」と喜ばれたという。「差別やいじめはいらないぞ」何があっても友達さよ」ボランティアが子供達に向けてつくったコロナ啓発ソングの一節だ。そして、冒頭に紹介した赤十字京都ユースメンバーが「Indices」に応募した企画が、見事、一次選考を通過した。一人ひとりが恐怖を乗り越え、助け合い、前に進もうと決心した時、コロナ禍の不安と差別は終息する。いつでも希望はあるのだ。

るよう、病院一丸となって入院生活を支えていくといったメッセージを入院のしおりに添えました。

初動メンバーは四人で構成されました。当初は期間を決め COVID-19 病棟に集中した勤務でした。私自身、未知のウイルスに対する恐怖が強くあり、家には受験生も抱えていました。自分が感染して院内に広めてしまうのではないかと、家族に感染させてしまうのではないかという恐怖が常に頭にありました。他三人のメンバーも同様に初めての経験に不安があったと思います。私は当初、病院が用意した住宅に住み、家族との接触を避ける日々を選びました。

COVID-19 病棟勤務が始まると、どんなに不安があるとはいえ患者様に対面し、話をうかがい、症状を観察しケアしていく中では普段行っている看護と変わりないものでした。現場ではN95マスクを信じ、アルコールでの手指消毒を信じ、自分のPPEの着脱手技を信じて勤務しました。

また、共に過ごす仲間の優しさを心強く感じることもありました。患者様からも多くのことを学びました。しかし勤務の度に感じる緊張感や葛藤はあり、何度目かの COVID-19 病棟勤務で使命感だけでは前を向けなくなるころがありました。その時は赤十字が配信した動画や「新型コロナウイルス感染症に対応する職員の方々へ」の資料に

短文の部

COVID-19 病棟勤務の私を支えたもの

早川紀子
（伊達赤十字病院 四階病棟 看護師長）

二〇二〇年四月、COVID-19 患者の増加が胆振地域にも拡大し始め、当院の患者受け入れ態勢に動きがはじめていました。私は ICT (Infection Control Team, 感染対策チーム) メンバーとして自部署スタッフに手指衛生の重要性を伝える日々を送っていました。この時点では自分が COVID-19 病棟の勤務になる事は予測していませんでした。しかし、その日は突然訪れ、以降本日まで COVID-19 病棟に携わる日々を送っています。

当院最初の COVID-19 患者の受け入れは、休棟中の病棟をあて、感染管理認定看護師を中心に動線を考えマニュアルを作成し、各部署より力を結集し準備しました。入院される患者様は、ご自分の感染に加え、ご主人の状態が深刻な中での入院でした。そのような状況に少しでも寄り添え

目を通し気持ちを強く持ちました。

今振り返ると、不安な気持ちを吐露しながら過ごした仲間、普段と変わらず接してくれる自部署スタッフや家族、劳いの言葉をかけてくださった上司や先生方、他部門の職員の方々に支えられていたのだと感じています。

未だに収束しない COVID-19 に対し闘いは続きますが、赤十字看護師として自分に与えられた役割を果たしていきたいと思えます。

「おかげやめ」

濱 優理
（諏訪赤十字病院 看護部認知症看護認定看護師）

「息子と会えなくて切ない…」もう死にたい…娘にも会えない…」そんな想いを口にする患者さんと会話を繰り返します。寂しい、不安だと感じながら過ごす日々、面会制限の中でじっと耐える多くの患者さん…コロナ禍での入院生活は、身体的な不調に加えて、家族との分断ともいえる環境の中で続いています。私たち医療者にとっても経験したことのない状況の中、患者の治療やケアにあたる使命と

責任の重さを感じ、毎日を通じています。

オンライン面会、電話で声を聞くなどの対策もとられていますが、肌に触れてぬくもりを感じることは、聞こえてくるその場でのやりとりが直接できないことは、患者さんやそのご家族、また医療者にとってもつらさを感じる場面です。人と人との繋がりが感じにくくなっている時期だからこそ、人とのかわりの中で生まれるあたたかさも希薄さも、とても敏感に感じやすい状況になっています。

また通常、言葉でのコミュニケーションが十分にとれない時、触れる、見る、聴く、においを感じるなどの感覚を通して相手の想いを感じ、コミュニケーションが行われます。しかし、自分でベッドからおきられない患者さん、うまく表現ができない患者さんにとっては、これらの感覚を届けられないことで、さらに孤独の中で過ごすことにつながると感じています。

面会制限の中で、いかにつながりを感じられる面会ができるかを考え、シールド付き車椅子(写真参考)を使用し面会ができたケースがありました。癌を患い治療中の患者さんでした。治療の副作用で苦痛も強まり、身体状況が徐々に悪化に向かう中でしたが、ご家族にシールド付き車椅子に乗っていただき、患者さんとの面会が実現しました。シ

ルドを通してですが、身体に触れて直接声をかける機会となりました。

制限が多い中ですが、どうしたらつながりを感じることができか、できることを探しながら患者さんとご家族の橋渡しをしていきたいと考えています。

「自分のことを見てくれる方がいるなんて嬉しい」、「みなさまのおかげでいられます」、「おかげさま」わたしは、そんな患者さんの言葉に励まされ、背中を押してもらい過ごす毎日です。



「コロナ禍の今、考えること」

坂田理枝
福岡赤十字病院 六北病棟 看護師

当院は、新型コロナウイルス感染症重点医療機関の役割を担い、重症患者を含む二四床の患者受け入れを行っています。私は、その専門病床で看護師として働いています。

私は、感染管理認定看護師の資格を持っており、患者の受け入れを始めたころは当時所属していた部署を離れ、専従の感染管理認定看護師と共に院内の感染対策の整備を行っていました。まだそのころは患者を数例しか受け入れておらず、手探りの状態でした。ある高齢患者の受け入れ要請があり、病棟に状況を確認するために行きました。患者は、元々施設に入所しており、熱発のためかかりつけの病院に入院となりました。その後、PCR検査で陽性と判明し、当院へ転院搬送されました。患者は到着した時点で、既に血圧は測定できない状態でした。痰が貯留しており、吸引が必要な状態でしたが、当時の当院の感染対策では吸引処置を行う際はタイベックを着用することになっていたため、ナースステーションにいた私と主治医は急いでタイ

ベックを着用し、病室に向かいました。しかし、既に呼吸は浅く、そのまま看取りとなりました。

私は急いで病室に入ったため、患者の名前もわからず、最期に名前すら呼ぶことができなかったこと、慣れ親しんだところではない場所で最期を迎えなければならなかったことを悲しく思い、今まで当然のこととして行ってきた医療や看護が提供できない状況を目の当たりにしました。

私はこの経験から、医療者や患者、その家族の安全を守るための感染対策、医療者や患者、その家族の権利や思いなど、様々な視点から何が最良なのかを今まで以上に考えるようになりました。当たり前のことができない状況であるが故に、通常の医療や看護、感染対策とは何かを考えると、様々になりました。そして、制限されたなかで私たちに何ができるのか、何を優先すべきか、何が最良なのかを考え続けています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、災害ともいえる未曾有の事態に陥り、一年半が経過しました。感染症の実態が徐々に解明され、検査体制の充実や協力病院の増加、治療薬やワクチンなど私たちを守る術は少しずつ増えているものの、まだまだ先は見えない状況です。一刻も早い終息を願うばかりですが、コロナ禍の今こそ、医療

や看護における生命倫理とは何かを問い、考え、実践する機会なのかもしれないと感じています。

コロナ禍における血液センター職員の仕事について

匿名希望
（血液センター職員）

新型コロナウイルスが蔓延した昨年度。企業や教育機関での移動採血の取りやめが相次いでいた。自粛による献血者数の減少の中でも需要に応じて血液製剤を供給するために各部署が乾いた雑巾を絞るように知恵を出して対応していた。

医療従事者の免許を取得したものの医療機関から血液センターに転職してから医療現場での経験は全くない。刻々と深刻化する状況下の中、医療従事者として私がすべきことは何かと問答する毎日だった。

新型コロナウイルスの報道がなされた際に久しぶりにE C M Oという単語を聞いた。医療機関で携わっている友人と話に花が咲いた。電話を切る直前に印象深いことを言われた「患者様は私たち医療機関に任せて。血液製剤はあな

た（血液センター）に頼んだからね。」と。血液センターは医療機関のように一般の方々の中には触れない。しかしながら患者の命を支えている仕事にはかわりが無いが気が付いたのだ。

コロナ禍だけではなく今後も様々な困難が待ち受けているかもしれない。そのなかでも血液事業が担う社会的な役割を忘れずにいたい。なによりも血液製剤の向こうには患者様の命があることを忘れずに高い志を持ち合わせて仕事に励んでいきたい。

編集後記

- 長引くコロナ禍の自粛生活で運動不足に陥る人は少なくない。かく言う私もその一人。健康診断の血液検査は中性脂肪、悪玉コレなどいずれも最悪状態に。そんなわけで一念発起して歩き始めたら、「歩く楽しさ」に目覚めてしまった。やがて東京・日本橋から長野の小布施町まで中山道、北国街道を歩く旅に。徒歩の旅は自動車や新幹線の旅とは全く異なる景色や時間感覚を体験できる。また普通の旅では味わえない疲労感も実感する。それは古人の旅では当たり前だったが、いつしか旅には快適さが求められるようになった。250キロの道中を歩き終え、再び血液検査を受けたところ、あらゆる数値が適正値内だった。地球環境が危機的状況の今、快適さだけでなく、その対局にある“不便さの恵み”を知り、「歩く」という人間の原点を見直してみるのも必要ではと思う。(T)
- 「予防にまさる治療なし」—私が初めて国際活動の研修に参加した時、出会った言葉です。もちろんこれは当時の研修の中で「緊急救援と開発協力」の隠喩として使われたわけですが、現在国内外で頻発する、人道上の問題の解決と予防にも通じるように思われます。人間は所属の欲求をもち、外見や思想などを同じくする集団を形成することでこれを満たすと同時に、自分と異なるものへの不寛容を生みだしがちです。赤十字は、教育や人道的価値観の普及を通じてこれらを克服しようとしています。このような予防的取り組みは、犠牲者の保護・救済と同じく、否、それ以上に重要といえるのではないのでしょうか。(K)
- 2022年から23年にかけて、日本赤十字社にとって改めて思いをはせるべき周年が続きます。22年が青少年赤十字創設100周年、23年が佐野常民生誕200年です。さらに付け加えれば、23年は、関東大震災から100年の年でもあり、海外赤十字社や若いボランティアの支援も得て人道活動を展開した大規模災害救済活動のはしりでもありました。青少年赤十字については、今回本誌で取り上げた通り、日本赤十字社が、社会教育とはまた別に学校教育との強いつながりの中で青少年育成に関わってきたことです。気候変動による危機対応においても同様ですが、赤十字は多くのパートナーシップを得て協働で活動を進めていくことが必須の時代に入ってきました。パートナーと共通の目的をもって、ともに必要な活動を進めていくことが必要であり、教育現場との協働では、学校が抱える今の課題に対しても赤十字の人道的な立場と経験をそれに応えるものとしていかなければなりません。皆の力を合わせて困難を乗り越えること、それは赤十字の基本的な考え方であり、常民が願ってやまなかったことに違いありません。(H)
- 今回も様々なご寄稿・ご投稿を頂き「人道研究ジャーナル」第11号発行の運びとなりました。コロナ禍が続く中、制作にご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響で紛争や災害がもたらす危機が複雑化し、より深刻な人道課題となる状況が続いています。引き続き様々な観点に立つ論考のご投稿をお待ちしております。(S)

【論文投稿について】

国内外の人道問題研究者・実践者からのご投稿を歓迎いたします。掲載の可否は当センター編集部にて判断させていただきます。投稿についての詳細は下記まで電子メールでお問い合わせください。

日本赤十字国際人道研究センター『人道研究ジャーナル』投稿論文受付係
メールアドレス：i.h.s@jrc.ac.jp

【バックナンバー】

本誌バックナンバーをご覧になりたい方は、当センターのWebサイト(www.jrc.ac.jp/ihs)をご覧ください。

ISSN 2186-9413

人道研究ジャーナル Vol. 11

2022年2月15日初版第一刷発行

◇編集 学校法人日本赤十字学園
日本赤十字国際人道研究センター

◇発行 株式会社 東信堂

日本赤十字国際人道研究センター
〒150-0012 東京都渋谷区広尾4-1-3
(日本赤十字看護大学内)
Website: <http://www.jrc.ac.jp/ihs>

株式会社 東信堂
〒113-0023 東京都文京区向丘1-20-6
TEL. 03-3818-5521 FAX 03-3818-5514
e-mail tk203444@fsinet.or.jp
Website <http://www.toshindo-pub.com/>

ISBN 978-4-7989-1763-4 C3031